

ニュージーランド

特許法

2013 年法 No. 68 2013 年 9 月 13 日

2017 年 9 月 14 日リプリント

目次

第 1 条 名称

第 2 条 施行

第 1 部 前置き

目的及び大要

第 3 条 目的

第 4 条 大要

解釈

第 5 条 解釈

第 6 条 新規の意味

第 7 条 進歩性の意味

第 8 条 先行技術ベースの意味

第 9 条 開示は一定の事情において無視される

第 10 条 有用の意味

第 11 条 コンピュータープログラム

経過、除外及び関連規定

第 11A 条 経過、除外及び関連規定

法律は政府を拘束する

第 12 条 法律は政府を拘束する

第 2 部 特許性を有する発明及び特許権

第 1 章 特許性を有する発明

特許性とは何かに関する総則

第 13 条 特許は特許性を有する発明にのみ付与される

第 14 条 特許性を有する発明

特許性からの除外

第 15 条 公の秩序又は善良の風俗に反する発明は特許性を有する発明ではない

第 16 条 その他の除外

第 2 章 特許権

第 17 条 特許の本質

第 18 条 特許により与えられる排他権

第 19 条 特許の範囲，効力及び方式

第 20 条 特許の存続期間

第 21 条 更新料納付期間の延長

第 3 章 特許所有権

特許を受けられる者

第 22 条 特許を受けられる者

特許を処理する特許権者の権限

第 23 条 特許を処理する特許権者の権限

特許の共有者

第 24 条 特許の共有

第 25 条 特許共有者からの買い手の権利

第 26 条 共有者に指示を与える長官の権限

第 27 条 指示に関するその他の規定

従業者が行った発明についての紛争

第 28 条 従業者が行った発明についての紛争

第 29 条 雇用関係機関又は長官は発明及び特許の利益を配分することができる

第 30 条 長官の決定の再審理

第 3 部 特許付与取得の方法及びその他の事項

第 1 章 特許出願

第 31 条 特許を出願する権利

第 32 条 出願の要件

第 33 条 長官は，出願又は明細書の日付を繰り下げることができる

第 34 条 分割出願

第 35 条 出願人は維持手数料を納付しなければならない

第 2 章 明細書

第 36 条 完全明細書及び仮明細書

第 37 条 仮明細書が提出された後の完全明細書の提出

第 38 条 仮明細書の内容

- 第 39 条 完全明細書の内容
- 第 40 条 完全明細書の受理前の補正
- 第 41 条 図面の提出
- 第 42 条 微生物に係る明細書
- 第 43 条 微生物に係る寄託の要件
- 第 44 条 寄託の要件は一定の事情の下で満たされたものとして扱われる
- 第 45 条 微生物が合理的に利用できなくなったとき

第 3 章 PCT 出願

- 第 46 条 PCT 出願は完全明細書を伴う出願として扱われる
- 第 47 条 説明，クレーム及び図面
- 第 48 条 国際出願日
- 第 49 条 長官は一定の事情の下で国際出願日を付与しなければならない
- 第 50 条 書類の補正は完全明細書の一部となる
- 第 51 条 PCT 出願の無効
- 第 52 条 PCT 出願の審査に係る要件

第 4 章 条約出願

- 第 53 条 条約出願人は条約出願を行うことができる
- 第 54 条 条約出願の行い方及び扱い方
- 第 55 条 基本出願の取下，放棄又は拒絶
- 第 56 条 2 件以上の同族発明に係る基本出願

第 5 章 優先日

- 第 57 条 完全明細書のクレームの優先日
- 第 58 条 完全明細書が単一の出願について提出された場合の優先日
- 第 59 条 完全明細書が 2 件以上の出願について提出された場合の優先日
- 第 60 条 条約出願の優先日
- 第 61 条 先の出願の優先権をクレームする PCT 出願の優先日
- 第 62 条 2 以上の優先日が適用されるか又は他の準則が適用されない場合に適用される準則
- 第 63 条 他の特許出願に関して権利がない場合の優先日

第 6 章 審査

- 第 64 条 審査の請求
- 第 65 条 審査
- 第 66 条 長官は出願の手続を進めることを拒絶すること又は出願若しくは明細書の補正を要求することができる。
- 第 67 条 出願人は最終期限が長官により設けられている場合は最終期限までに措置しなければならない
- 第 68 条 出願人が最終期限までに措置しない場合出願は放棄されたものとして扱われる
- 第 69 条 長官は補正された明細書を審査しなければならない

第 70 条 調査結果を長官に通知する義務

第 7 章 受理及び公開

受理のために出願を整える期間

第 71 条 受理のために出願を整える期間

第 72 条 上訴が係属中であるか又は上訴の可能性がある場合は期間を延長することができる

第 73 条 権利の通知は受理前に提出されなければならない

受理

第 74 条 完全明細書の受理

第 75 条 出願人は受理を延期するよう長官に請求することができる

公開

第 76 条 PCT 出願以外の出願の場合の公告

第 77 条 第 34 条に規定されるところにより行われた分割出願の場合の公告

第 78 条 公衆の閲覧に開放されている書類

第 79 条 PCT 出願の公開

第 80 条 公開されない書類

第 81 条 完全明細書の公開の効果

第 82 条 裁判所は特許が付与されることを予期することが合理的であるか否かを検討しなければならない

第 8 章 受理後の明細書の補正

第 83 条 受理後の明細書の補正に関する総則

第 84 条 補正は公報において公告されなければならない

第 85 条 長官の許可を得た明細書の補正

第 86 条 補正の許可に係る請求は公報において公告されなければならない

第 87 条 意図される補正に対する異議申立

第 88 条 長官の許可を得た補正に関する規定は一定の場合に適用されない

第 89 条 裁判所の許可を得た明細書の補正

第 9 章 第三者による主張，異議申立及び再審査

所定の期間内の第三者による主張

第 90 条 新規性及び進歩性に関する第三者の主張

第 91 条 長官は所定の方法により通知を検討し，かつ，処理しなければならない

特許付与に対する異議申立

第 92 条 特許付与に対する異議申立

第 93 条 聴聞及び長官による決定

受理後の再審査

第 94 条 特許が付与される前の再審査

第 95 条 特許が付与された後の再審査

第 96 条 再審査とその他の手続との間の関係

第 97 条 再審査に関する報告

第 98 条 特許付与の拒絶：付与前の再審査

第 99 条 特許の取消：付与後の再審査

第 100 条 再審査を請求した者はその後の再審査手続に参加する権利を有さない

第 10 章 特許の付与

総則

第 101 条 特許の付与の時期

第 102 条 特許の有効性は保証されない

第 103 条 特許日

第 104 条 特許 1 件の発明にのみ付与される

第 105 条 死亡者又は清算されたか若しくは解散された法人に付与された特許の補正

追加特許

第 106 条 追加特許

第 107 条 長官は改良又は変形に係る特許を取り消して追加特許を付与することができる

第 108 条 追加特許の付与に関する制限

第 109 条 追加特許の存続期間

第 110 条 追加特許の更新料

第 111 条 追加特許に関連する進歩性の要件及び有効性に関する規定

第 11 章 特許の取消及び権利放棄

第 112 条 特許の取消

第 113 条 長官に対して行われた取消申請に関する規定

第 114 条 特許取消の理由

第 115 条 特許権者が合理的な理由なくして発明実施のための政府部局の請求を拒絶する場合も裁判所は特許を取り消すことができる

第 116 条 特許の権利放棄

第 12 章 消滅した特許の回復及び特許出願の回復

消滅した特許の回復

第 117 条 消滅した特許の回復

第 118 条 請求においては更新料不納に至った事情を説明しなければならない

- 第 119 条 特許の回復を請求することができる者
- 第 120 条 特許の回復請求を行えるとき
- 第 121 条 長官は回復のために一応の証拠が主張されたと認めない場合は請求を行った者に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない
- 第 122 条 長官は請求を公報において公告する
- 第 123 条 異議申立書及び聴聞を受ける合理的な機会
- 第 124 条 不納手数料の納付に関する命令

特許出願の回復

- 第 125 条 無効の又は放棄された特許出願の回復に係る請求
- 第 126 条 出願の回復に係る請求を行えるとき
- 第 127 条 異議申立書
- 第 128 条 長官は案件に決定を下す

第 13 章 雑則

出願人の代理

- 第 129 条 譲渡若しくは合意に基づき又は法の適用により権利を主張する者
- 第 130 条 出願人の死亡
- 第 131 条 利害関係人間の紛争

一定の発明の秘密のための規定

- 第 132 条 防衛に関する発明に係る指示
- 第 133 条 長官は防衛大臣に通知しなければならない
- 第 134 条 防衛大臣は公表がニュージーランドの防衛を害するか否かを検討しなければならない
- 第 135 条 長官は防衛大臣の通告を受領したとき指示を取り消さなければならない
- 第 136 条 指示が効力を有する間の完全明細書の受理
- 第 137 条 維持手数料及び更新料は指示が効力を有する間は納付不要
- 第 138 条 指示に従わないという違法行為
- 第 139 条 法人が違法行為を犯した場合の取締役及び管理職の責任

第 4 部 侵害、その他の特許の手続及び特許所有権に影響を及ぼす事項

第 1 章 侵害手続

侵害を構成するもの

- 第 140 条 特許権者が排他権を有する事柄を行うことによる侵害
- 第 141 条 侵害する手段を他人に提供することによる侵害
- 第 142 条 製品が方法を侵害することにより製造されたとの推定

侵害を構成しないもの

第 143 条 実験用の使用は侵害にならない

第 144 条 外国の船舶、航空機又は車両における又はこれらからの使用により侵害は生じない

第 145 条 法により要求される情報を生み出すための使用は侵害とならない

第 146 条 発明の先使用は侵害とはならない

特許の取消を求める反訴

第 147 条 被告は特許の取消を求めて反訴することができる

裁判所における侵害手続の提起

第 148 条 侵害手続を提起できる者

第 149 条 手続を提起することができる時期

第 150 条 登録可能な譲渡又はライセンスが生じた場合に侵害手続を提起し得る権利

第 151 条 排他的実施権者により提起される手続

侵害に係る救済

第 152 条 侵害に与えられる救済の種類

第 153 条 無知侵害の場合は裁判所は損害賠償又は利益の返還を裁定してはならない。

第 154 条 裁判所は受理された明細書の補正前は侵害に係る損害賠償又は利益の返還を拒絶しなければならない

第 155 条 更新料が納付されていない場合は裁判所は損害賠償又は利益の返還を拒絶することができる

第 156 条 損害賠償及び利益の返還の制限は差止命令を下す権限に影響を及ぼさない

第 157 条 裁判所は部分的に有効な特許に救済を与えることができる

第 158 条 明細書の有効性が争われている場合は裁判所はその後の手続に係る費用を認容することができる

第 2 章 非侵害の宣言

第 159 条 非侵害の宣言に係る申請

第 160 条 非侵害の宣言に係る宣言の手続

第 161 条 非侵害の宣言に係る費用

第 162 条 非侵害の宣言に係る手続において特許の有効性は争点とならず宣言により影響を受けることもない

第 3 章 検事総長の地位

第 163 条 検事総長は特許手続に出頭することができる

第 164 条 当事者は特許の有効性を問題にする場合は検事総長に通知しなければならない

第 4 章 特許の取引、特許のライセンス及び特許に係る権利の移転

特許に係る譲渡，ライセンス及びその他の登録

第 165 条 特許に係る譲渡，ライセンス及びその他の登録の請求

第 166 条 譲渡，ライセンス及びその他の特許に係る権利

検認上又は遺産管理状なしでの特許及び特許出願の帰属

第 167 条 長官は検認状又は遺産管理状なしで特許又は特許出願を帰属させることができる

特許が効力を失った場合の特許製品及び方法の販売，賃貸借及びライセンスの終了

第 168 条 特許が効力を失った場合の特許製品又は方法の販売，賃貸借及びライセンスの終了

第 5 章 強制ライセンス

主としてニュージーランドにおける特許発明の供給のための強制ライセンス

第 169 条 ニュージーランドにおいて市場が供給を受けていないか又は合理的な条件で供給を受けていない場合の強制ライセンスの申請

第 170 条 裁判所はライセンスの付与を命じることができる

医薬品の輸出に係る強制ライセンス

第 171 条 裁判所は医薬品の一定の国への輸出に係るライセンスの付与を命じることができる

第 172 条 外務貿易大臣は，適格国を特定する告示を公告することができる

第 173 条 ライセンスの条件

第 174 条 命令の写しを長官及び外務貿易大臣に送付しなければならない

強制ライセンスに関する総則

第 175 条 特許権者に支払う報酬

第 176 条 ライセンスを申請する者は特許権者から合理的な商業条件でライセンスを取得する努力をしたのでなければならない

第 177 条 第 169 条，第 171 条又は第 175 条にいう申請に基づく権限の行使

第 178 条 ライセンスの付与に係る命令は捺印証書としての効力を有する

第 6 章 発明の国による使用

第 179 条 発明の国による使用

第 180 条 総督令により使用を国の使用と宣言することができる

第 181 条 買い手の保護

第 182 条 国による使用に関する第三者の権利

第 183 条 国による使用に関する紛争の付託

第 184 条 裁判所は問題を特別の又は官職上の仲裁人又は裁定人に付託することができる

第 185 条 非常事態における国による使用に関する特則

第 186 条 第 179 条に基づく権利の内容及び範囲

第 187 条 被指名者又は特許権者に通知する義務

第 188 条 被指名者又は特許権者は報酬を受ける権利を有する

第 7 章 特許証、明細書及び特許登録簿における発明者への言及

第 189 条 特許証、明細書及び特許登録簿における発明者の言及

第 190 条 発明者として言及されるべき旨の請求又は主張

第 191 条 一定の場合請求又は主張は検討されない

第 192 条 長官は主張について通知し、かつ、聴聞を受ける機会を与えなければならない

第 193 条 発明者の名指しに関する証明書

第 5 部 管理的及びその他の規定

第 1 章 特許登録簿並びに特許及び特許出願に関するその他の情報

特許登録簿

第 194 条 特許登録簿

第 195 条 特許登録簿の目的

第 196 条 特許登録簿の方式

第 197 条 特許登録簿の内容

特許登録簿の調査及び特許情報の取得

第 198 条 特許登録簿の調査

第 199 条 特許情報及び認証謄本の請求

特許登録簿及びその他の公式書類の変更

第 200 条 特許登録簿の変更

第 201 条 長官は特許登録簿等中の自己の過誤を訂正することができる

第 202 条 長官は登録簿等中の他人の過誤を訂正することができる

第 202A 条 長官は、一致していない一定の情報を変更することができる

第 203 条 裁判所は特許登録簿を訂正することができる

証拠

第 204 条 証拠：特許登録簿及び特許

第 205 条 証拠：長官が行った事柄

公報及びその他の刊行物

第 206 条 長官は公報を発行しなければならない

第 207 条 長官は索引等を保管又は公表することができる

第 2 章 長官の手續に関する総則

長官の自由裁量権の行使前の聴聞

第 208 条 長官の自由裁量権の行使前の聴聞

長官への証拠の提示

第 209 条 手続において長官に証拠を提示する方法

第 210 条 長官は宣誓に基づく証言を受けることができる

第 211 条 長官による召喚状の発出

費用を裁定する権限

第 212 条 長官は費用を裁定することができる

第 213 条 長官は費用に係る保証金を要求することができる

長官の決定に対する上訴

第 214 条 長官の決定に対する上訴

第 215 条 上訴に関する裁判所の決定に対する上訴

長官の費用

第 216 条 手続における長官の費用

第 3 章 特許に係る行政機関及び職員の設置及び業務

長官及び長官補

第 217 条 長官及び長官補

第 218 条 長官の職務

第 219 条 特許長官補の権限

第 220 条 長官の委任権限

第 221 条 長官及びその他の者の責任

ニュージーランド知的所有権庁

第 222 条 ニュージーランド知的所有権庁

第 223 条 ニュージーランド知的所有権庁の開庁時間

第 224 条 ニュージーランド知的所有権庁の急の閉庁

マオリ諮問委員会

第 225 条 マオリ諮問委員会の設置及び構成員

第 226 条 マオリ諮問委員会の職務

第 227 条 マオリ諮問委員会からの助言の効力

第 228 条 マオリ諮問委員会は自らの手続を律することができる

第 4 章 その他の雑則

提出及び本法の管理

第 229 条 電子的提出及び本法の管理

期限を延長する権限

第 230 条 長官は長官による遅延について期限を延長することができる

第 231 条 長官は一定の提出要件又は配達の故障について期限を延長することができる

第 232 条 第 231 条に基づく期限延長の申請及び承認に係る要件

その他の通知の送達

第 233 条 通知（長官に対し又は長官により発出された以外のもの）の送達

召喚状に係る要件

第 234 条 召喚状に係る要件

第 235 条 証人の報酬、手当及び経費

第 236 条 召喚状に従わない違法行為

本法に基づいて納付される手数料及びその他の金銭

第 237 条 本法又は規則に基づいて納付される手数料及び罰金

第 238 条 本法に基づいて納付された手数料及びその他の金員の納付及び適用対象

雑則

第 239 条 国王の紋章等

第 240 条 一定の国の権利の留保

第 241 条 本法は Tokelau には適用されない

第 242 条 1999 年動産保護法の適用

第 5 章 規則

第 243 条 規則

第 244 条 補充的授權規定

第 246 条 条約国に関する総督令

第 6 章 廃止，修正，有効性確認並びに留保及び経過規定

第 247 条 1953 年特許法の廃止及び結果としての取消

第 250 条 各種の規則及び命令の維持

第 251 条 手数料の有効性確認

第 252 条 PCT 出願の優先日の有効性確認

特許及び特許出願に関する経過規定

第 253 条 特許に関する経過規定の概要

第 254 条 1953 年特許法に基づいて付与された特許に関する経過規定

第 255 条 1953 年特許法に基づいてなされた特許出願は同法に基づいて継続する

- 第 256 条 1953 年特許法は完全明細書が後に提出されたときは適用を停止する
第 257 条 1953 年特許法に基づく特許出願の日付が実際より遅らされている場合は本法が適用される
第 258 条 施行前の日付の分割出願には 1953 年特許法が適用される
第 259 条 PCT 出願に適用される法律

その他の申請，通知及び請求に係る経過規定

- 第 260 条 その他の申請，通知及び請求に係る経過規定

実施時に効力を有した事項に係る経過規定

- 第 261 条 新法への移行時に効力を有している命令，指示及びその他の事項に係る経過規定

特許登録簿に係る経過規定

- 第 262 条 特許登録簿に係る経過規定

違法行為及び侵害に係る経過規定

- 第 263 条 違法行為及び侵害に係る経過規定

法定言及に関する経過規定

- 第 264 条 相応する事項への法定言及に関する経過規定

- 第 265 条 廃止された長官，公報又は特許庁への言及に関する経過規定

長官及び長官補に係る経過規定

- 第 266 条 長官及び長官補の経過的任命

第 6 部 特許弁護士に関する，オーストラリアとの共同登録制度

予備的规定

- 第 268 条 本部の目的

- 第 269 条 本部に係る解釈

- 第 270 条 通常はニュージーランドに居住している者の意味

共同登録制度をニュージーランドにおいて適用する

- 第 271 条 特許弁護士は共同登録制度に従わなければならない

- 第 272 条 長官は，共同登録制度に関する情報を提供しなければならない

- 第 273 条 法律家・不動産譲渡弁護士法 2006 年とのインターフェイス

犯罪及び刑罰

- 第 274 条 犯罪：無登録者が特許弁護士としての実務を行うこと

- 第 275 条 法律上の代表者及び従業者に関する除外事項

- 第 276 条 法人特許弁護士は特許弁護士取締役を有していなければならない

- 第 277 条 法律家によって作成される書類
- 第 278 条 パートナーシップの構成員によって作成される書類
- 第 279 条 法人特許弁護士及び法人法律事務所によって作成される書類
- 第 280 条 特許弁護士事務所における業務への接遇 (attendance)
- 第 281 条 犯罪を起訴する文書の提出期間

オーストラリアにおいて懲戒審判所及び上訴審判所が開催される場合に適用する規定

- 第 282 条 審判所がオーストラリアにおいて開催される場合に適用する規定

ニュージーランドにおいて懲戒審判所が開催される場合に適用する規定

- 第 283 条 ニュージーランドにおいて懲戒審判所が開催される場合に適用する規定
- 第 284 条 懲戒審判所による召喚状の発行
- 第 285 条 証人による、召喚状の不遵守
- 第 286 条 手続に関するその他の規定

雑則

- 第 287 条 領域および管轄権
- 第 288 条 書類及び顧客の財産に関する登録特許弁護士の権利
- 第 289 条 オーストラリア法に基づく調査
- 第 290 条 本部に基づく規則

第1条 名称

本法は、2013 年法という。

第2条 施行

(1) 本法の次の規定は、本法が国王の裁可を得た日の翌日から施行する。

(a) 第1条及び本条

(b) 第1部（前置き規定を定めるもの）

(c) 第5部第3章（本法に基づく行政機関の設立及び運営に関するもの）

(d) 第5部第5章（規則制定権を定めるもの）

(e) 第266条(1)（新しい特許庁長官及び特許庁長官補として1953年特許法の下の長官及び長官補を任命するもの）

(2) 本法のその他の規定は、総督が総督令により指定した日から施行する。異なる規定を異なる日から施行する1又は複数の命令を制定することができる。

(3) 本法のその他の規定は、先に(1)又は(2)により施行されていない範囲において、本法が国王の裁可を受けた日の最初の周年日から施行する。

第1部 前置き

目的及び大要

第3条 目的

本法の目的は、次のとおりとする。

- (a) 以下に掲げることを果たす効率的、かつ、効果的な特許制度を提供すること
- (i) 発明者及び特許所有者の利益と社会全体の利益との間の適切な均衡を図る一方、革新及び経済成長を促進すること、及び
- (ii) ニュージーランドの国際義務を遵守すること
- (b) 以下に掲げることにより、適切な事情においてのみ発明に特許が付与されるようにすること
- (i) 特許付与に係る適切な規準を確立すること、及び
- (ii) 特許の有効性を審査できる手続を提供すること
- (c) 特許所有者及び特許発明の使用者のために、特許が付与された後の特許の有効性について一層の確実性を与えること
- (d) 固有の植物及び動物又はマオリの伝統的知識に由来する発明に対する特許付与に関連するマオリの関心事に対処すること、
- (e) ニュージーランドの特許法制において、外国の特許制度の動向が考慮に入れられるようにすること、及び
- (f) オーストラリアとの間での共同登録制度に効力を与えることにより、特許弁護士業務に関する規定を制定すること

第4条 大要

- (1) 本法において、
- (a) 本部では、本法の目的を明記し、かつ、本法において用いられる用語及び表現を明確にし、
- (b) 第2部では、特許性を有する発明及び特許権に関する規定を定め、それには特許性を有する発明の要件、特許性を有するものからの除外、特許により与えられる排他権及び特許を受けられる者の要件に関する規定が含まれ、
- (c) 第3部では、特許取得及び他の様々な事項に関する方法を定め、それには特許出願、明細書、審査、認容、公開、異議申立並びに特許付与に関する規定が含まれ、
- (d) 第4部では、特許所有権に影響を及ぼす事項を定め、それには侵害手続及び非侵害宣言に関する規定並びに特許取引及び強制ライセンスに関する規定が含まれ、
- (e) 第5部では、特許登録簿、長官、マオリ諮問委員会並びにその他の行政的及び諸事項に関する規定を定める、並びに
- (f) 第6部には、オーストラリアとの間での特許弁護士の共同登録制度に関する規定が含まれる。
- (2) (1)は、本法の一般的概要及び効力についての手引としてのみ掲げる。

解釈

第5条 解釈

(1) 本法において、文脈上他を意味する場合を除き下記とする。

出願人とは、

- (a) 発明に係る特許を出願した者をいい、かつ、
- (b) 第28条(2)(b)(i)、第129条又は第131条(1)(a)に基づいて自己に有利な指示を与えられた者及び死亡した出願人の人格代表者を含む。

譲受人は死亡した譲受人の人格代表者を含み、また、何れかの者の譲受人というときはその者の人格代表者又は譲受人の譲受人を含む。

基本出願とは、発明に関する保護を求める出願であって、条約国においてなされた（当該国が条約国になった前か又は後かを問わない）ものをいう。

ブダペスト条約とは、

- (a) 1977年4月28日ブダペストにおいて署名された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約及び同条約に付された規則をいい、かつ、
- (b) この条約又は規則に適宜施された改正、変更及び修正であって、ニュージーランドが当事国でありニュージーランドが拘束されるものすべてを含む。

クレームとは、完全明細書のクレームをいう。

長官とは、

- (a) 第217条に基づいて任命された特許庁長官をいい、かつ、
- (b) 第217条に基づいて任命された特許庁長官補を含む。

基本出願との関係での条約出願人とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 基本出願を行った者、
- (b) 基本出願を行った者の譲受人である者、
- (c) (a)若しくは(b)にいう者の人格代表者である者、又は
- (d) 当該基本出願に基づいて条約出願を行うことにつき(a)、(b)若しくは(c)にいう者の同意を得ている者

条約出願とは、第53条(1)に基づいて行われる特許出願をいう。

本法の規定にいう条約国とは、第246条に基づいて下される命令により当該規定適用上の条約国として宣言された組織体をいう。

裁判所とは、最高裁判所をいう。

受理された完全明細書の公開日は、第74条に定めるところによる。

寄託機関とは、微生物を受領し、受け入れ、保管し、また、微生物の試料を提供する団体又は機関をいう。

排他的ライセンスとは、第18条にいう特許権者の排他権の何れかを、特許権者及び他のすべての者を除外して実施権者（又は実施権者及び実施権者により授権された者）に付与する特許権者からのライセンスをいう。

実施するとは、第18条に定める意味を有する。

提出するとは、長官に提出することをいう。

本法に基づいて提出される書類についての提出日とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 当該書類が提出された日、又は
- (b) （当該書類が本法若しくは規則に基づいて異なる日に提出されたものとして扱われる場

合は、) 当該書類が提出されたものとして扱われる日

政府部局とは、ニュージーランド行政府の部局若しくは機関又はこれら部局若しくは機関の支部若しくは課をいう。

集積回路とは、次に掲げる場合において、その最終又は中間の形態での回路をいう。

(a) 回路及び相互接続の一部又は全部の素子が 1 個の材料において不可分に形成されている場合

(b) 回路の要素の少なくとも 1 個が能動素子である場合、並びに

(c) 回路が電子的機能を果たすことを意図されている場合

特許出願との関連での利害関係人とは、出願人若しくは共同出願人又は単独若しくは他人と共同で出願したときに特許付与を受ける権利を有する旨を主張する者

国際出願とは、発明の保護に関する特許協力条約に基づいてなされた出願をいう。

国際事務局とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

国際寄託当局とは、ブダペスト条約における同一の意味を有する。

国際出願日とは、特許協力条約第 11 条又は第 14 条(2)に基づいて国際出願に付与された国際出願日をいう。

進歩性とは、第 7 条に定める意味を有する。

発明者とは、

(a) 発明に関しては発明の現実の考案者をいうが、

(b) 第 9 条においては、第 9 条(2)に定める意味を有する。

IPONZ とは、ニュージーランド知的所有権庁をいう。

公報とは、第 206 条に基づいて発行される公報をいう。

ライセンスとは、本来ならば第 18 条に基づいて特許権者が排他的に行う権利を有する事を行うライセンスをいう。

主発明とは、第 106 条に定める意味を有する。

マオリ諮問委員会とは、第 225 条に基づいて設置された委員会をいう。

大臣とは、何れかの委任状による権限に基づいて又は総理大臣の許可を得て、本法の執行について現に責任を有する大臣をいう。

省とは、総理大臣の許可を得て、本法の執行について現に責任を有する国の部局をいう。

特許出願との関連での被指名者とは、特許を付与される者として特定された者をいう。

新規のとは、第 6 条に定める意味を有する。

特許とは、発明に係る特許証をいう。

特許出願とは、本法に基づく特許に係る出願をいう。

特許区域とは、

(a) ニュージーランド、

(b) ニュージーランドの領海（1977 年領海、接続水域及び排他的経済水域法第 3 条により定義されるもの）の外側限界内のすべての水域並びに

(c) ニュージーランド及び前記の水域の上方の空域
をいう。

特許弁護士は、第 269 条(1)における登録特許弁護士と同じ意味を有する。

特許協力条約とは、

(a) 1970 年 6 月 19 日にワシントンにおいて署名された特許協力条約をいい、かつ、

(b) 適宜当該条約に施される改正，変更及び修正であつて，ニュージーランドが当事国であり，かつ，ニュージーランドが拘束されるものすべてを含む。

特許との関連での特許日とは，第 103 条に基づいて特許に付与される日をいう。

追加特許とは，第 106 条から第 111 条までに基づいて付与された特許をいう。

特許性を有する発明とは，第 14 条に定める意味を有する。

特許方法とは，特許が付与されて効力を有している方法をいう。

特許製品とは，特許が付与されて効力を有している製品をいう。

特許権者とは，当該の時点において特許の被付与者又は所有者として特許登録簿に記載されている者をいう。

特許登録簿とは，第 194 条に基づいて保管されている特許登録簿をいう。

死亡者との関連での人格代表者とは，

(a) ニュージーランドにおけると他の場所におけるとを問わず，死亡者の遺言の検認状，死亡者の遺産の遺産管理状又はその他類似の証書を付与された者をいうが，ただし，

(b) (a)にいう者が当該証書の条件の下で当該の表現が用いられている行為を行う権利を有さない場合は，その者を含まない。

所定のとは，規則により定められたことをいう。

所定の寄託機関とは，次のものをいう。

(a) ニュージーランドの内外何れに所在するかを問わず，国際寄託当局，又は

(b) 本項の適用上定められたニュージーランドに所在するその他の寄託機関

先行技術ベースとは第 8 条に定める意味を有し，先行技術は相応する意味を有する。

クレームとの関連での優先日とは，第 3 部第 5 章にいうクレームに付与された優先日をいう。

長官との関連で公に通告するとは，(3)に定める意味を有する。

長官が公報において何事かを公告することとの関連で公告するとは，(4)に定める意味を有する。

受理官庁とは，特許協力条約第 2 条(xv)におけると同一の意味を有する。

規則とは，本法に基づいて効力を有する規則をいう。

特許との関連での関係手続とは，次に掲げることに係る裁判手続をいう。

(a) 特許の侵害，

(b) 特許の取消，又は

(c) 特許若しくはクレームの有効性に係る紛争

微生物に関する準則とは，次に掲げるものを意味する。

(a) 適用されるブダペスト条約の規定，及び

(b) 微生物に係る規則の規定

独占法とは，ジェームズ 1 世王の治世第 21 年の法律第 3 章のことをいい，独占及び刑法の適用免除並びにその喪失に関する法である。

条約出願とは，次に掲げるような国際出願をいう。

(a) ニュージーランドを特許協力条約第 4 条(1)(ii)に基づく指定国として特定する請求を含むもの，及び

(b) 国際出願日を付与されているもの

条約規則とは，

(a) 特許協力条約に基づいて制定された規則をいい，かつ，

(b) 当該規則に適宜施される改正を含む。

TRIPS 協定とは、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された知的所有権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定をいう。

有用なとは、第 10 条に定める意味を有する。

(2) 条約国であるが、国家、国家の一部又はある領域であつてその国際関係についてある国家が責任を有するものではない組織体の場合は、次のとおりとする。

(a) 本法においてある国における保護を求める出願又はある国に関して保護を求める出願というときは、当該組織体の準則に基づく保護を求める出願と読み替えなければならない。

(b) 本法においてある条約国における明細書の提出というときは、当該組織体の準則に基づく明細書の提出と読み替えなければならない。

(c) 本法においてある条約国の法律というときは、当該組織体の準則と読み替えなければならない。

(d) 本法においてある条約国の政府というときは、当該組織体の統治体と読み替えなければならない。

(3) 長官が何れかの事項を公に通告すべき旨の本法における要件は、長官が次に掲げることを行うことにより満たすことができる。

(a) IPONZ 用に維持されているインターネットサイトで当該事項を公開すること

(b) 長官が相当と考える場合は、当該事項に関心を有する可能性が高い者に知らせる上で適切と長官が考えるその他の手段によっても公開すること

(4) 長官が公報において何れかの事項を公告すべき旨の本法における要件は、長官が当該事項を公報において当該規則が要求する方法（あった場合）で公告することを義務付けるものである。

(5) 本法において用いられる例は、次に掲げる性格を有する。

(a) 例は、それが関連する規定について例証するのみであり、当該規定を限定するものではない。

(b) 例とそれが関連する規定とが矛盾する場合は、規定が優先する。

第 6 条 新規の意味

あるクレームにおいてクレームされている発明は、それが先行技術ベースの一部を形成していない場合は新規である。

第 7 条 進歩性の意味

あるクレームにおいてクレームされている発明は、先行技術ベースの一部を形成しているすべての事項を考慮に入れて当該技術の熟練者にとって明白でない場合は進歩性を伴う。

第 8 条 先行技術ベースの意味

(1) ある発明が新規であるか否かを決定する目的及びある発明が進歩性を伴うか否かを決定する目的で、あるクレームにおいてクレームされている発明との関連での先行技術ベースとは、当該クレームの優先日前の何れかの時点で、書面若しくは口頭での説明により、使用により又は他の何れかの方法により、公衆（ニュージーランドの内外を問わない）の利用に供されたすべての事項（製品であると、方法であると、製品若しくは方法についての情報であ

ると又は他の何れかの事柄であるとを問わない)をいう。

(2) ある発明が新規であるか否かを決定する目的で、あるクレームにおいてクレームされている発明との関連での先行技術ベースには、次に掲げる事情のすべてが該当する場合において、他の特許出願に関して提出された完全明細書に記載されている情報も含まれる。

(a) 当該情報が前記完全明細書のあるクレームの対象であるか又は対象となるはずであった場合に、当該クレームが、検討対象のクレームの優先日より先の優先日を有しているか又は有するはずであったこと

(b) 前記完全明細書が、検討対象のクレームの優先日の後に公衆による閲覧に公開されたこと

(c) 当該情報が、前記完全明細書の提出日及び同明細書が公衆による閲覧に開放された時に同明細書に記載されていたこと

第9条 開示は一定の事情において無視される

(1) 第8条の適用上、発明を構成する事項の開示は、次に掲げる事項の1以上が該当する場合は無視されなければならない。

(a) 開示が特許出願日の直前1年以内に行われており、かつ、当該開示が、ある者が次に掲げる者の何れかから不法に又は秘密漏洩により取得した事項に起因するか又はかかる事項の結果として行われたこと

(i) 発明者

(ii) 当該事項が発明者により秘密でその利用に供されたその他の者

(iii) その他の者であって、その者又は発明者がその者は当該事項を取得する権利を有していると考えた故に、当該事項を発明者から取得したもの

(iv) その他の者であって、(i)から(iii)まで又は本副段落にいう何れかの者から秘密で当該事項を利用に供されたもの

(v) その他の者であって、その者又はその者に当該事項を取得させた者がその者が当該事項を取得する権利を有していると考えた故に、(i)から(iv)までにいう何れかの者から当該事項を取得したもの

(b) 開示が特許出願日の直前1年以内に行われており、かつ、当該開示が、当該事項を発明者から若しくは当該事項を発明者から利用に供されたその他の者から秘密で取得した者又は当該事項を発明者から取得した者により秘密漏洩によりなされたこと

(c) 開示が、発明若しくはその価値の調査のための、当該事項の政府部局若しくは政府部局により許可された者への伝達に起因するものであったこと又は当該調査の目的での伝達の結果としてなされた何れかの事項に起因するものであったこと

(d) 開示が特許出願日の直前6月以内に行われており、かつ、当該開示が次に掲げる何れかに起因するか又は何れかの結果としてなされたこと

(i) 特定の博覧会における発明者の同意を得た当該発明の展示

(ii) 特定の博覧会の目的での、それが開催されている場所における発明者の同意を得た発明の使用

(iii) (i)又は(ii)にいう特定の博覧会における当該発明の展示又は使用の結果としての当該発明の説明の公開

(iv) 発明が(i)及び(ii)にいう特定の博覧会において展示若しくは使用された後での及び博

覧会の期間中の、発明者の同意を得ない者による当該発明の使用

(e) 開示が、特許出願日の直前 1 年間の何れかの時点で次に掲げる何れかの者により発明が公然と実施されたことに起因するか又はかかる実施の結果としてなされたこと。ただし、当該実施が、発明の内容を考慮して公然となされることが合理的に必要なときに限り合理的な試験の目的でなされた場合に限る。

(i) 特許権者又は被指名者

(ii) 特許権者又は被指名者に権利を与えた者

(iii) 特許権者又は被指名者の同意を得ている者

(iv) 特許権者又は被指名者に権利を与えた者の同意を得ている者

(2) 本条の適用上、

発明との関連での発明者とは、

(a) 当該発明の現実の考案者をいい、かつ、

(b) 関係する時点における発明の所有者を含む。

特定の博覧会とは、長官により、公に通知される告示において国際又は産業博覧会と宣言される博覧会(ニュージーランドの内外何れで開催されるかを問わない)をいう。

第 10 条 有用の意味

あるクレームにおいてクレームされている発明は、具体的な、信頼し得る、実質的な効用を有する場合に有用であるものとする。

第 11 条 コンピュータープログラム

(1) コンピュータープログラムは、本法の適用上、発明ではなく、製造方法でもない。

(2) (1)は、特許又は明細書中のクレームがコンピュータープログラムそれ自体に関係する限りにおいて、すべてのものを本法適用上の発明又は製造方法から除外する。

(3) 特許又は明細書中のクレームは、発明の現実の貢献がコンピュータープログラムにのみ存する場合は、コンピュータープログラムそれ自体に関係するものとする。

例

発明である可能性がある方法

出願中のクレームは、既存の洗濯機を使用している時に、衣料を洗濯するより良い方法を提供する。この方法は、洗濯機に挿入されたコンピューターチップ上のコンピュータープログラムを通じて実施される。コンピュータープログラムは、洗濯機の動きを管理する。洗濯機は、発明を実施する上で大幅な変更はまったくなされていない。長官は、現実の貢献とは、衣料をよりきれいにし、電力消費も少ない洗濯機を動かす新しく改良された方法であると考えている。

洗濯機で異なっている唯一のことはコンピュータープログラムであるが、現実の貢献は、(コンピュータープログラム自体というよりは)洗濯機の作動の仕方に存する。コンピュータープログラムは、新しい方法が実施されて貢献をなす唯一の方法である。現実の貢献は、それがコンピュータープログラムであることにのみあるのではない。従って、クレームは、特許の可能性のある発明(すなわち、衣料の新しい洗濯方法を用いる洗濯機)を伴う。

発明ではない方法

発明者は、組織体を登録する上で必要な法律文書を自動的に作成する方法を開発した。

クレームされた方法は、使用者に質問するコンピューターに関係する。答えはデータベースに記憶させてあり、情報は、所要の法律文書を作成するコンピュータープログラムを用いて処理され、次いで文書が使用者に送付される。

使用されるハードウェアは、在来型のものである。唯一の新規な側面は、コンピュータープログラムである。

長官は、クレームの現実の貢献は単にそれがコンピュータープログラムであることに存すると考えている。コンピューター内での方法の実施のみでは、当該方法に特許を付与することはできない。従って、当該方法は、本法適用上の発明ではない。

(4) (場合により) 長官又は裁判所は、発明とされるものによりなされた現実の貢献を特定する際に、次に掲げること検討しなければならない。

(a) クレーム (その方式ではなく出願人により主張されている貢献) の実態及びそれがなす現実の貢献

(b) 如何なる問題又はその他の争点を解決すべきか又はそれに対処すべきか

(c) 当該の製品又は方法が問題その他の争点を解決する又はそれに対処する方法

(d) 当該の方法で問題その他の争点を解決する又はそれに対処することの長所又は利点

(e) 長官又は裁判所が適切と考えるその他の事項

(5) 疑義を避けるために、特許は、本条にいう発明でないもの及び製造方法でないものに付与されてはならない。

経過、除外及び関連規定

第 11A 条 経過、除外及び関連規定

付表 1AA は、本法についてされた改正に関する経過、除外及び関連規定を含む。

法律は政府を拘束する

第 12 条 法律は政府を拘束する

本法は、政府を拘束する。

第2部 特許性を有する発明及び特許権

第1章 特許性を有する発明

特許性とは何かに関する総則

第13条 特許は特許性を有する発明にのみ付与される

- (1) 特許は、ある発明が特許性を有する発明である場合にのみ当該発明に付与される。
- (2) 本条は、(追加特許に関する) 第111条に従うものとする。

第14条 特許性を有する発明

クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である。

- (a) 独占法第6条にいう製造方法であること
- (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと
 - (i) 新規であること
 - (ii) 進歩性を伴うこと
- (c) 有用であること
- (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと

特許性からの除外

第15条 公の秩序又は善良の風俗に反する発明は特許性を有する発明ではない

- (1) クレーム中でクレームされている発明の商業上の実施が次に掲げる事項の何れかに反する場合は、当該発明は特許性を有する発明ではない。
 - (a) 公の秩序(これは本条において、TRIPS 協定第27.2条において用いられている公の秩序という用語と同じ意味を有する)
 - (b) 善良の風俗

例

次に掲げる発明の商業上の実施は、公の秩序又は善良の風俗に反しており、従って、それらの発明は特許性を有さない。

- ・人間のクローニングの方法である発明
- ・人間の生殖細胞系列の遺伝的同一性を変更する方法である発明
- ・ヒト胚の産業又は商業目的での利用を伴う発明
- ・動物の遺伝的同一性を変更する方法である発明であって、人間若しくは動物に相当な医学上の利点を及ぼすことなく動物に苦痛を与える虞があるもの又はこのような方法から生じた動物である発明

- (2) (1)の適用上、商業上の実施がニュージーランドにおいて効力を有する何れかの法律により禁止されているとの理由のみによって当該商業上の実施が公の秩序又は善良の風俗に反す

るとみなしてはならない。

(3) 長官は、本条に基づいて決定を行う目的で、マオリ諮問委員会又は長官が適切と認める何れかの者から助言を求めることができる。

第 16 条 その他の除外

(1) 人間及びその発生のための生物学的方法は、特許性を有する発明ではない。

(2) 外科又は治療による人間の手当ての方法の発明は、特許性を有する発明ではない。

(3) 人間に施される診断方法の発明は、特許性を有する発明ではない。

(4) 植物の品種は、特許性を有する発明ではない。

(5) (4)の適用上、植物の品種は、1987 年植物品種権法第 2 条において品種との用語に与えられたのと同じの意味を有する。

第2章 特許権

第17条 特許の本質

- (1) 特許は、動産である。
- (2) 特許に関する衡平法上の権利は、他の動産に関する衡平法上の権利と同様の方法で執行することができる。

第18条 特許により与えられる排他権

- (1) 特許は、特許の存続期間中、発明を実施し及び発明の実施を他人に許可する排他権を特許権者に与える。
- (2) 本法において、発明との関連で実施するとは、次に掲げることを含む。
 - (a) 発明が製品である場合は、
 - (i) 当該製品を製造し、賃貸し、販売し又はその他の方法により処分すること
 - (ii) 当該製品を製造し、賃貸し、販売し又はその他の方法により処分することを申し出ること
 - (iii) 当該製品を使用し又は輸入すること
 - (iv) (i)から(iii)までにいう何れかのことをする目的で当該製品を保管すること
 - (b) 発明が方法である場合は、当該方法を使用すること又は当該使用から生じた製品に関して(a)にいう何れかの行為をすること
- (3) 本条は、(強制ライセンス及び国の役務のための特許発明の利用に関する)第4部第5章及び第6章に従うものとする。

第19条 特許の範囲、効力及び方式

- (1) 特許は、特許区域全域で効力を有する。
- (2) ただし、特許は、特許区域の何れかの場所又は特許区域の一部に指定して、特許が当該の場所又は部分にのみ及ぶように付与されたものとしての効力を持たせることができる。
- (3) 特許は、国王に対し、国民に対すると同様の効力を有する。
- (4) (3)は、本法の規定及び1950年国王訴訟手続法第7条(3)に従うものとする。
- (5) 特許は、長官により承認された方式(電子的なものでよい)によるものとし、かつ、所定の情報を記載しなければならない。

第20条 特許の存続期間

- (1) 各特許の存続期間は、特許日から20年とする。
- (2) ただし、特許は、更新料納付のための所定の期間内又は第21条に基づいて延長された期間内に更新料が納付されなかった場合は、当該期間の満了時に効力を失う。
- (3) (2)は、特許中の如何なる事項又は本法の他の如何なる規定にも拘らず適用される。

第21条 更新料納付期間の延長

- (1) 特許権者は、所定の方法(ある場合)により、更新料の納付に係る所定の期間を所定の期間の満了後6月を越えない何れかの日まで延長するよう請求することができる。
- (2) 長官は、更新料の納付に係る所定の期間を(1)に基づいて請求された日まで延長しなければ

ばならないが、ただし、当該の日までに

- (a) (1)にいう請求が行われ、
- (b) 更新料が納付され、かつ、
- (c) 所定の過料(ある場合)を納付された場合に限る。

第3章 特許所有権

特許を受けられる者

第22条 特許を受けられる者

- (1) 発明特許は、次に掲げる者にのみ付与することができる。
 - (a) 発明者である者
 - (b) 発明者から発明の権利を得る者
 - (c) (a) 又は (b) にいう者であって死亡したものの人格代表者である者
- (2) 特許は、ニュージーランド国民であるか否かを問わず、人に対して付与することができる。

特許を処理する特許権者の権限

第23条 特許を処理する特許権者の権限

- (1) 特許権者は、(他人に帰属する権利であって特許登録簿に記載されているものに従うことを条件として)特許の絶対的所有者として特許を取引し、かつ、当該取引の対価について受取証を与えることができる。
- (2) 本条は、対価を伴う善意の購入者としてではなく、かつ、特許権者についての詐欺の認識を有さないで特許権者と取引する者を保護するものではない。
- (3) 本条は、第17条(2)に従うことを条件とする。

特許の共有者

第24条 特許の共有

- (1) ある特許が2以上の者に付与された場合、それらの者のそれぞれは、当該特許に対する均等の未分割持分権を有する。
- (2) 2人以上の者が当該特許の特許権者である場合、それらの者のそれぞれは、当該特許により付与される排他権を、他の者に説明することなしに自己の利益のために行使する権利を有する。
- (3) ただし、特許に基づくライセンスを付与してはならず、かつ、特許に係る持分は、当該特許の（実施許諾者又は譲渡人以外の）すべての特許権者の同意なしに譲渡してはならない。
- (4) (1)から(3)までは、当該特許の特許権者間の別段の合意に従うことを条件とする。
- (5) 本条は、第26条に基づく長官の指示に従うことを条件とする。
- (6) (1)又は(2)の如何なる規定も、受諾者若しくは死亡者の人格代表者の相互の権利若しくは義務又は受諾者若しくは人格代表者としてのそれらの者の権利若しくは義務に影響を及ぼすものではない。

第25条 特許共有者からの買い手の権利

特許製品又は特許方法の製品が特許の特許権者である2人以上の者により販売された場合において、買い手及び買い手を通じて要求する者は、当該製品がすべての特許権者により販売

されたものとして当該製品を取引することができる。

第 26 条 共有者に指示を与える長官の権限

(1) 2 人以上の者がある特許の特許権者である場合、長官は、それらの者の何れかの請求に基づいて、長官が適切と考える指示を当該請求に従って与えることができる。

(2) (1)にいう指示は、次に掲げる事項の何れかに関係するものでなければならない。

(a) 当該特許又はそれに係る権利の売却又は賃貸

(b) ライセンスの付与

(c) 当該特許に関する第 24 条に基づく何れかの権利の行使

(3) ある特許権者が、(1)に基づいて与えられた指示を実行するために何れかのことを行うようその他の各特許権者の何れかから書面で求められて後 14 日以内にそうしなかった場合、長官は、それらの者の何れかの所定の方法による請求に基づき、不履行の者の名において、かつ、その代理として当該事項を行うようある者に指示することができる。

第 27 条 指示に関するその他の規定

(1) 長官は、第 26 条に基づく指示を与える前に、次に掲げることをしなければならない。

(a) (i) 第 26 条(1)に基づく請求の場合は、当該特許の各特許権者に対し、また、

(ii) 第 26 条(3)に基づく請求の場合は、不履行の者に対し、聴聞を受ける合理的な機会を与えること、

(b) 当該特許の各特許権者間の合意であって長官が了知したものに留意すること

(2) 長官は、次に掲げることの何れかに該当する指示を与えてはならない。

(a) 受諾者若しくは死亡者の人格代表者の相互の権利若しくは義務又は受諾者若しくは人格代表者としてのそれらの者の権利若しくは義務に影響を及ぼすこと

(b) 当該特許の各特許権者間の合意の条件と矛盾すること

従業者が行った発明についての紛争

第 28 条 従業者が行った発明についての紛争

(1) 本条並びに第 29 条及び第 30 条は、使用者と本質的な時点においてその従業者であるか又はあった者との間で、次に掲げる何れかのことに関する当事者の権利について紛争が生じた場合に適用される。

(a) 従業者が単独で又は他人との共同で行った発明

(b) (a)にいう発明に関して付与された又は付与される特許

(2) 長官は、当事者の一方により所定の方法で自己に対して行われた請求に基づき、かつ、当事者の双方に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えた後、次に掲げることをすることができる。

(a) 紛争に係る事柄を決定し、

(b) (i) 当事者の 1 人以上の者のみの名において特許出願の手続を進めさせることのため、

(ii) 特許出願の手続を進める方法を規制することのため、又は

(iii) (i)若しくは(ii)にいう目的の双方のために長官が適切と考える指示を与え、かつ、

(c) 長官が適切と認める、長官の決定を効果有らしめるための命令を下すこと

(3) ただし、本条に基づく請求の何れかとの関係で、紛争に係る事柄が機関によってより適正に決定される問題を伴うと長官が考える場合は、長官は、当該事柄を取り扱うことを拒絶することができる。

(4) 本条又は第 29 条に基づく長官の決定は、当事者及び当事者の下で要求を行う者の間で、当局の決定と同じ効力を有する。

(5) 2000 年雇用関係法第 161 条は、本条又は第 29 条若しくは第 30 条を制限するものではない。

(6) 本条又は第 29 条若しくは第 30 条にいう紛争又は再審理の当事者は、使用者及び従業者とする。

(7) 本条並びに第 29 条及び第 30 条において、当局とは、2000 年雇用関係法第 156 条により設置された雇用関係機関をいう。

第 29 条 雇用関係機関又は長官は発明及び特許の利益を配分することができる

(1) 機関における手続において又は第 28 条にいう長官に対してなされた請求に基づき、機関又は長官は、(2)に定める命令を下すことができる(ただし、従業者が行った発明の利益を当事者の一方又は他方が独占する権利を有することに納得できない場合に限る)。

(2) (1)にいう命令とは、発明及び発明に関して付与された又は付与される特許の利益の、機関又は長官が公正と認める方法での使用者と従業者との間の配分について定める命令をいう。

第 30 条 長官の決定の再審理

(1) 第 28 条又は第 29 条に基づく長官の決定により害された者は、当該決定の再審理を機関に申請することができる。

(2) 再審理の申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。

(a) 当該決定の日から 20 就業日、又は

(b) 前記の期間が満了する前又は後に行われた申請に基づいて期間が許容する追加の期間

(3) 機関は、

(a) 長官の決定を確認し、覆し又は変更することができ、また、

(b) 長官が行うことが可能であったその他の決定を行うことができる。

(4) 機関は、第 28 条若しくは第 29 条に基づいて下された決定又はそれらの条に基づいて下された決定の一部であって(1)に基づく申請の対象でないものを再審理してはならない。

(5) (1)に基づく申請の対象となった決定は、機関が別段の命令を下さない限り、再審理に係る裁決があるまでは引き続き効力を有する。

第3部 特許付与取得の方法及びその他の事項

第1章 特許出願

第31条 特許を出願する権利

何人も、単独で又は他人と共同で、特許を出願することができる。

第32条 出願の要件

各特許出願は、本法及び規則に定める方法に従って行わなければならない。

第33条 長官は、出願又は明細書の日付を繰り下げることができる

- (1) 長官は、所定の方法(ある場合)による出願人の請求に基づき、特許出願の日付を当該請求中で指定する日まで繰り下げよう指示することができる。
- (2) 長官は、完全明細書の受理後は、(1)に基づく権限を行使してはならない。
- (3) 特許出願は、当該出願が実際に行われたか又は(1)がなければ行われていたものとして取り扱われるであろう日から6月より後の日まで日付を繰り下げてはならない。
- (4) 条約出願は、本法の規定の下で出願を行うことが可能であった最後の日より後の日まで(1)に基づいて日付を繰り下げてはならない。
- (5) 本法に基づいて提出された出願又は明細書が完全明細書の受理前に補正された場合は、長官は、当該補正が最初に提出された日まで当該出願又は明細書の日付を繰り下げよう指示することができる。

第34条 分割出願

- (1) 特許出願が行われた(かつ、無効になることも放棄されることもなかった)(特許出願)場合、出願人は、所定の方法により、当該特許出願の主題の一部について新たな特許出願を行うことができる(分割出願)。
- (2) 分割出願は、
 - (a) 原出願に係る完全明細書の受理前に、かつ、
 - (b) 分割出願を行える期間に関する追加の所定要件に従ってのみ、行うことができる。
- (3) 長官は、次に掲げる場合は、分割出願又は当該出願に係る完全明細書(又は双方)により早い日付を付与するよう指示することができる。
 - (a) その旨の請求が所定の方法により行われ、かつ、
 - (b) 分割出願が、提出時の原出願において実質的に開示された主題に関するものである場合
- (4) より早い日付は、次に掲げる日付より早いものであってはならない。
 - (a) 分割出願の場合は、原出願の提出日
 - (b) 分割出願に係る完全明細書の場合は、原出願に係る完全明細書の提出日

第35条 出願人は維持手数料を納付しなければならない

- (1) 出願人は、本条の適用上定められる期間内に所定の維持手数料を納付しなければならない。
- (2) 特許出願は、出願人が(1)に従わない場合は、放棄されたものとして扱われる。

第2章 明細書

第36条 完全明細書及び仮明細書

- (1) すべての特許出願は,
 - (a) 条約出願でない限り完全明細書又は仮明細書を添付しなければならない、かつ、
 - (b) 条約出願である場合は完全明細書を添付しなければならない。
- (2) 長官は、次に掲げる場合は、完全明細書とされる明細書を仮明細書として扱うよう指示することができる。
 - (a) 出願人が、出願の受理前の何れかの時点において、長官が当該指示を行うよう請求し、かつ、
 - (b) 当該特許出願が条約出願でない場合。
- (3) 特許出願及び当該出願に関して提出された明細書が公衆による閲覧に開放された場合は、(2)にいう請求を行うことはできない。
- (4) 長官が(2)に基づく指示を行う場合、完全明細書は、本法の適用上、仮明細書であるものとして、かつ、常に仮明細書であったものとして扱わなければならない。
- (5) 長官は、次に掲げる場合は、仮明細書を取り消し、かつ、特許出願の日付を完全明細書の提出日まで繰り下げることができる。
 - (a) 仮明細書又は(2)に基づいて仮明細書として扱われる明細書を添付した特許出願について完全明細書が提出され、かつ、
 - (b) 出願人が、完全明細書の受理前の何れかの時点において、長官が仮明細書を取り消し、かつ、出願の日付を繰り下げよう請求した場合
- (6) (2)又は(5)にいう請求は、所定の方法(ある場合)により行わなければならない。

第37条 仮明細書が提出された後の完全明細書の提出

- (1) 特許出願に仮明細書が添付されている場合は、(2)に基づいて許容される期間内に、1以上の完全明細書を提出しなければならない。
- (2) 許容される期間は、次のとおりとする。
 - (a) 特許出願の提出日から12月以内の期間、又は
 - (b) 完全明細書が提出される日以前に次に掲げることが行われた場合は、所定の期間を越えない延長期間
 - (i) 完全明細書を提出する期間の延長に係る請求が、所定の方法(ある場合)により長官に対して行われ、かつ、
 - (ii) 所定の過料(ある場合)が納付されること
- (3) (1)にいう特許出願は、完全明細書が(2)に基づいて許容される期間内に提出されなかった場合は、放棄されたものとして扱わなければならない。
- (4) 仮明細書を添付した2以上の特許出願が、同族であるか又は一方が他方の変形である各発明について提出された場合は、
 - (a) それらの出願について単一の完全明細書を提出するか、又は
 - (b) 1以上の完全明細書が既に提出されている場合は、長官の許可を得て、それらの出願に関して単一の完全明細書について手続を進めることができる。
- (5) (4)は、(1)から(3)まで及び第38条から第45までに従うことを条件とする。

第 38 条 仮明細書の内容

すべての仮明細書は、

- (a) 発明を説明し、かつ、
- (b) 他の所定の情報を含むものでなければならない。

第 39 条 完全明細書の内容

(1) すべての完全明細書は、

- (a) 当該技術の熟練者が当該発明を実施する上で十分に明白で十分に完全な方法で当該発明を開示し、
- (b) 当該発明を実施するうえで出願人が承知している最良の方法であって保護を要求する権利があるものを開示し、
- (c) クレームされている発明の範囲を定義するクレームをもって終わり、かつ、
- (d) その他の所定の情報を含むものでなければならない。

(2) クレームは、

- (a) 1 件の発明のみに関係し、
 - (b) 明白で簡潔であり、かつ、
 - (c) 完全明細書の中で開示された事項により裏付けられるものでなければならない。
- (3) 仮明細書の後に提出されたか又は条約出願と共に提出された完全明細書には、仮明細書又は(場合に応じ)基本出願において説明された発明の発展過程又はかかる発明への追加事項に関するクレームを含めることができる。ただし、それらの発展過程又は追加事項が、被指名者が本法に基づいて別個の特許の付与を受けることができる発展過程又は追加事項である場合に限る。
- (4) 完全明細書において新たな物質をクレームしている場合、当該クレームは、自然界に存在する当該物質に及ぶと解してはならない。

第 40 条 完全明細書の受理前の補正

- (1) 出願人は、完全明細書の受理前に、所定の方法により当該明細書を補正することができる。
- (2) (1)は第 33 条(5)に従うことを条件とする。
- (3) 第 8 章は、完全明細書の受理後、当該完全明細書の補正に関して適用される。

第 41 条 図面の提出

- (1) 明細書の目的で図面を提出することができる。
- (2) 長官が図面を提出するよう要求する場合は、明細書の目的で図面を提出しなければならない。
- (3) 本条に基づいて提出された図面は、長官が別段の指示をしない限り、当該明細書の一部を成す。

第 42 条 微生物に係る明細書

- (1) 発明が微生物である場合において、第 39 条(a)及び(b)により当該微生物の説明が必要と

されるときは、完全明細書はこれらの条項に従うものとするが、第 43 条に定める寄託の要件が当該微生物に関して満たされている場合に限る。

(2) 以下の場合は、(3)が適用される。

(a) 発明においては(1)にいう微生物以外の微生物の使用、変更又は培養を必要とし、

(b) ニュージーランドに居る当該技術の熟練者が当該発明を開始する前に当該微生物の試料を得ることなく当該発明を実施することは合理的に期待し得ず、かつ、

(c) 当該微生物がニュージーランドに居る当該技術の熟練者に合理的に利用可能でない場合

(3) 第 39 条(1)(a)及び(b)が微生物の説明を要求している場合においては、完全明細書はこれらの条項に従うものとする。ただし、このことは、第 43 条に定める寄託の要件が当該微生物に関して満たされている場合に限る。

(4) 本条及び第 45 条の適用上、ある微生物がニュージーランドにおいて合理的に利用に供されないとしても、ある者に合理的に利用に供され得るものとする。

第 43 条 微生物に係る寄託の要件

(1) 寄託の要件は、以下の場合に限り、明細書が関係する微生物に関して満たされているものとする。

(a) 当該微生物が、明細書の提出日以前に、微生物に関する準則に従って所定の寄託機関に寄託されており、

(b) 当該特許の出願人が、所定の期間内に、当該寄託に係る所定の寄託機関からの受領証を長官に提出し、

(c) 当該明細書には、その提出日において、出願人が知るところの当該微生物の特性に関するすべての関係情報が記載されており、

(d) 当該明細書には、所定の期間の末日以降常に、

(i) 微生物に関する準則に規定するように当該微生物の試料を入手することが可能な所定の寄託機関の名称、及び

(ii) 当該機関から付与された当該寄託のファイル番号、受託番号又は登録番号が記載されており、

(e) 明細書の提出日以降常に、上記の準則に規定するように所定の寄託機関から当該微生物の試料が取得可能になっている場合

(2) (1)(b)の適用上、寄託に係る受領証は、所定の様式（ある場合）によらなければならない。

第 44 条 寄託の要件は一定の事情の下で満たされたものとして扱われる

(1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。

(a) 第 43 条(1)(d)又は(e)に定める要件が微生物に関して満たされなくなり、

(b) 所定期間内の後の時点において規則のすべての適用規定（ある場合）に従う措置がとられ、かつ、

(c) それらの措置の結果として、前記の要件が満たされていなかった期間を無視したとき、前記の要件が当該後の時点において満たされることとなる場合

(2) 本条が適用される場合は、

(a) 第 43 条(1)(d)及び(e)に定める要件が(1)(c)にいう期間中に満たされたものとして扱わ

れなければならず、かつ、

(b) 定められた規定は、当該期間中に当該発明を利用したか又は契約若しくはその他の方法により当該発明を利用するための具体的な措置をとった者の保護又は補償について効力を有する。

第 45 条 微生物が合理的に利用できなくなったとき

(1) 次に掲げる場合は、(本章に従わない完全明細書に関する) 第 114 条(1)(c)にいう理由により、第 99 条又は第 11 章に基づいて取り消すことができる。

(a) 当該特許が、第 42 条(1)にいう微生物以外の微生物の使用、変更又は培養を伴う発明に関して付与されたものであり、

(b) 当該微生物が、完全明細書の提出日において、ニュージーランドに居る当該技術の熟練者に合理的に利用可能であったものであり、かつ、

(c) 当該微生物がニュージーランドに居る当該技術の熟練者に合理的に利用可能でなくなった場合

(2) 本条は、第 39 条(1)を限定するものではない。

第3章 PCT 出願

第46条 PCT 出願は完全明細書を伴う出願として扱われる

本法の適用上、PCT 出願は、完全明細書を伴う出願として扱われなければならない。

第47条 説明、クレーム及び図面

(1) PCT 出願に含まれる説明、クレーム及び図面(ある場合)は、完全明細書として扱われなければならない。

(2) PCT 出願に関し、PCT 規則の規則 13 の 2(4)に基づいて与えられた寄託微生物に関する表示は、それが他の書類に含まれているとしても、当該 PCT 出願に含まれている説明に含まれるものとして扱われなければならない。

第48条 国際出願日

PCT 出願は、その国際出願日にニュージーランドにおいて出願されたものとして扱われなければならない。

第49条 長官は一定の事情の下で国際出願日を付与しなければならない

(1) 長官は、次に掲げる場合に国際出願日を付与しなければならない。

(a) 国際出願に含まれる請求において特許協力条約第 4 条(1)(ii)にいう指定国としてニュージーランドを明記し、

(b) (i) 受理官庁が国際出願に特許協力条約第 11 条(1)にいう国際出願日の付与を拒絶したこと、

(ii) 受理官庁が当該国際出願は取り下げられたものとみなされる旨を宣言したこと、又は

(iii) 国際事務局が当該国際出願は取り下げられたものとみなす旨の国際特許協力条約第 12 条(3)にいう結論を下したことの何れか 1 以上の事項が該当し、かつ、

(c) 長官が前記の拒絶、宣言又は結論は受理官庁又は国際事務局の誤り又は遺漏の結果であった旨を特許協力条約第 25 条(2)(a)に基づいて決定した場合

(2) (1)に基づいて付与された日は、特許協力条約第 11 条(1)に基づいて受理官庁が当該出願を受領した日でなければならない。

(3) 受理官庁による当該出願の受領日を確認できない場合は、長官は、国際出願日を当該出願に付与することができる。

(4) 本法は、本条に従う出願に適用される。

(5) 本条は、英語以外の言語により受理官庁に提出された国際出願には適用されない。ただし、当該出願の英語への翻訳文であって長官に満足の行くように証明されたものが長官に提出されている場合はこの限りでない。

第50条 書類の補正は完全明細書の一部となる

(1) 次に掲げる場合は、(2)が適用される。

(a) PCT 出願の英語の翻訳文が長官に提出されている場合、又は

(b) PCT 出願の英語の翻訳文が特許協力条約第 21 条に基づき国際事務局により公表されている場合

(2) PCT 出願に含まれる説明、クレーム及び図面に関連する何れかの事項は、本法の適用上、前記の翻訳文が提出された日に、当初提出された書類が当該翻訳された書類により置き換えられることにより補正されたものとして扱われなければならない。

(3) PCT 出願に含まれる説明、クレーム及び図面は、次に掲げる何れかの場合、本法の適用上、当該の補正が施された日に補正されたものとして扱われなければならない。

(a) PCT 出願が特許協力条約第 19 条(1)に基づいて補正されている場合

(b) PCT 出願が特許協力条約第 34 条に基づいて補正されており、かつ、ニュージーランドが出願人により所定の期限内に特許協力条約第 31 条(4)(a)に基づいて指定国に選択されている場合

(4) PCT 出願が PCT 規則の規則 91 に基づいて訂正されている場合は、当該 PCT 出願に含まれる説明、クレーム及び図面は、本法の適用上、当該出願の国際出願日に補正されたものとして扱われなければならない。

第 51 条 PCT 出願の無効

(1) PCT 出願は、次に掲げる何れかの場合は、本法の適用上無効として扱われなければならない。

(a) 出願人が自己の国際出願を取り下げるか又は指定国としてのニュージーランドに関する申請を取り下げた場合

(b) 国際出願が特許協力条約第 12 条(3)、第 14 条(1)(b)、第 14 条(3)(a)又は第 14 条(4)に従って取り下げられたものとみなされる場合

(c) ニュージーランドの指定国としての指定が特許協力条約第 14 条(3)(b)に従って取り下げられたものとみなされる場合

(d) 出願人が所定の期限内に特許協力条約第 22 条(1)に基づく出願人の義務を果たさなかった場合

(e) 出願人が所定の期限内に特許協力条約第 39 条(1)(a)に基づく出願人の義務を果たさなかった場合

(2) (1)(b)及び(c)は、特許協力条約第 25 条に従うことを条件とする。

第 52 条 PCT 出願の審査に係る要件

(1) 長官は、次に掲げることが成就するまでは、PCT 出願に関して(特許出願の審査に関連する)第 6 章に基づく長官の権限を行使してはならない。

(a) 出願人が特許協力条約第 22 条(1)又は第 39 条(1)に基づく出願人の義務を果たし、

(b) 所定の期限が満了し、

(c) 該当する場合、国際出願の英語への翻訳文が長官に提出され、かつ、長官に満足の行くように証明され、

(d) すべての所定の書類が提出され、かつ、

(e) 本法及び規則に基づいて納付されるべきすべての手数料が納付されていること

(2) ただし、長官は、次に掲げる場合は、(1)の要件のすべてが満たされる前何時でも、第 6 章に基づく長官の権限を行使することができる。

(a) 出願人が第 64 条に基づく請求を行い、かつ、

(b) 長官が、前記の要件の 1 以上が満たされていないにも拘らず、前記の権限を行使するこ

とが望ましいと認める場合

(3) 第 65 条は，本条に従うことを条件とする。

第4章 条約出願

第53条 条約出願人は条約出願を行うことができる

- (1) 適切な発明に関し、当該発明に関して条約国において最初に基本出願が行われた日から12月以内に、基本出願に関する条約出願人は特許出願を行うことができ、また、2人以上のかかる条約出願人は共同特許出願を行うことができる。
- (2) (1)に基づいて行われた特許出願は、条約出願とする。
- (3) 本法の適用上、
- (a) 保護出願に関する仮明細書の提出後の条約国における完全明細書の提出は、当該国において行われた基本出願として扱われなければならない、
- (b) (i) 当該条約国と1以上の他の条約国との間に存在する条約の条件に従って、それらの条約国の1において適正に行われた基本出願と同等であるか、又は
- (ii) 当該条約国の法律に従って、当該条約国において適正に行われた基本出願と同等である出願により当該発明に関して保護出願を行った者は、発明に関して条約国において基本出願を行ったものとして扱われなければならない、かつ、
- (c) 当該出願において又は当該基本出願を行った者が当該出願の裏付として同時に提出した書類において(権利の部分放棄又は先行技術の承認としてではなく)クレームされ又は開示された事項は、条約国において行われた基本出願において開示されたものとして扱われなければならない。
- (4) (3)(c)に拘らず、長官が、同段落にいう各書類の何れか又は全部の写しを提出するよう条約出願人に要求する通知書を条約出願人に送付した場合は、当該書類における如何なる開示も考慮に入れてはならないが、ただし、当該書類の写しが、長官が前記の通知を送付した後の所定の期間内に提出された場合はこの限りでない。

第54条 条約出願の行い方及び扱い方

- (1) 条約出願は、その他の特許出願と同じ方法で行われ、かつ、扱われなければならない。
- (2) ただし、条約出願である特許出願は、次に掲げるとおりでなければならない。
- (a) 関係基本出願に関する所定の情報を含み、
- (b) 第36条(1)に従って完全明細書を伴い、かつ、
- (c) 本法又は規則により条約出願について定められる追加の又は異なる要件に従って行われ、かつ、扱われること

第55条 基本出願の取下、放棄又は拒絶

本法の適用上、1件の発明について1件以上の基本出願が行われた場合は、先に提出された基本出願(基本出願A)を無視し、後に提出された基本出願(基本出願B)を基本出願Aの代わりにしなければならないが、ただし、次に掲げることとを条件とする。

- (a) 基本出願Aが基本出願Bと同一の出願人により同一の条約国において又は同一の条約国に関して行われ、
- (b) 基本出願Bの提出日までに基本出願Aが無条件に取り下げられ、放棄され又は拒絶され、
- (c) 基本出願Aがその無条件の取下、放棄又は拒絶の前にニュージーランド又はその他の場

所において公衆の利用に供されておらず、

(d) 基本出願 A に関して如何なる権利も残存しておらず、かつ、

(e) 基本出願 A が如何なる条約国においても他の出願に関して優先権を確立することに貢献しなかったこと

第 56 条 2 件以上の同族発明に係る基本出願

(1) 2 件以上の発明であつて同族であるもの又はその内 1 件が他の変形であるものに関し 1 以上の条約国において複数の基本出願が行われた場合は、当該基本出願中最先のものの日から 12 月以内の何時でも、前記複数の発明について単一の条約出願を行うことができる。

(2) (1)に拘らず、第 54 条(2)(a)の要件は、当該複数の基本出願に関し、(1)にいう複数発明のそれぞれについて別個に適用される。

第5章 優先日

第57条 完全明細書のクレームの優先日

- (1) 完全明細書の各クレームは、本章により当該クレームの優先日として定められた日から効力を有する。
- (2) 特許は、次に掲げる何れのことによっても無効とされない。
- (a) クレームにおいてクレームされている発明が、当該クレームの優先日以後に、書面若しくは口頭による説明、使用又はその他の何れかの方法により公衆（ニュージーランドにおいてか又はその他の場所においてかを問わない）の利用に供されたことのみ理由
- (b) 同一の又は後の優先日のクレームにおいて同一の発明をクレームする明細書に基づく他の特許の付与

第58条 完全明細書が単一出願について提出された場合の優先日

次に掲げる場合は、クレームの優先日は原出願の出願日とする。

- (a) 仮明細書又は仮明細書として扱われる明細書が添付されていた単一出願について完全明細書が提出され、かつ、
- (b) 当該クレームが前記の仮明細書において開示された事項により裏付けられる場合

第59条 完全明細書が2件以上の出願について提出された場合の優先日

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。
- (a) 仮明細書又は仮明細書として扱われる明細書が添付されていた2件以上の特許出願に関して完全明細書が提出され又は手続が行われ、かつ、
- (b) 当該クレームが前記の仮明細書の少なくとも1件において開示された事項により裏付けられる場合
- (2) クレームの優先日は、クレームを裏付ける事項を開示した明細書が添付されている特許出願の出願日（又は、かかる明細書が添付されている出願が2件以上ある場合は、これらの最先のものの出願日）とする。

第60条 条約出願の優先日

- (1) 本条は、完全明細書が条約出願について提出され、かつ、クレームが次に掲げるものにおいて開示された事項により裏付けられている場合に適用される。
- (a) 基本出願、又は
- (b) 条約出願が2件以上の基本出願に基づいている場合は、当該基本出願の少なくとも1件
- (2) クレームの優先日は、クレームを裏付ける事項を開示した基本出願の日（又は、かかる基本出願が2件以上ある場合は、これらの最先のものの日）とする。

第61条 先の出願の優先権をクレームする PCT 出願の優先日

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。
- (a) 当該クレームを含んでいる完全明細書に関係する特許出願が PCT 出願であり、
- (b) 当該 PCT 出願が、特許協力条約第8条に基づく先の出願の優先権をクレームしており、
- (c) 当該先の出願が、

- (i) PCT 出願の国際出願日の前 12 月以内にニュージーランドで行われた出願であるか、
- (ii) PCT 出願の国際出願日の前 12 月を越える時にニュージーランドにおいて行われた出願であって、
 - (A) 受理官庁が条約規則の規則 16 の 2(3)に基づいて優先権を回復し、かつ、
 - (B) 回復された優先権が長官若しくは裁判所により PCT 規則の規則 49 の 3(1)に基づいて無効と認められなかったものか、
- (iii) PCT 出願の国際出願日の前 12 月以内に条約国において行われた発明に係る基本出願であって当該発明について条約国において行われた最初の出願であるものか、
- (iv) PCT 出願の国際出願日の前 12 月を越える時に条約国において行われた発明に係る基本出願であって当該発明について条約国において行われた最初の出願で、
 - (A) 受理官庁が PCT 規則の規則 26 の 2(3)に基づいて優先権を回復し、かつ、
 - (B) 回復された優先権が長官若しくは裁判所により PCT 規則の規則 49 の 3(1)に基づいて無効と認められなかったものであるか、又は
- (v) (iii)にいう出願の後条約国において行われた発明に係る基本出願であり、かつ、
- (d) 当該クレームが前記の先の出願において又は当該先の出願について提出された明細書において開示された事項により裏付けられている場合
- (2) クレームの優先日は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) クレームが先の出願において開示されている事項により裏付けられている場合は、当該出願の出願日、又は
 - (b) その他の場合においては、クレームを裏付けている事項を開示した先の出願に係る明細書の提出日（若しくはかかる明細書が 2 件以上ある場合は、それらのうち最先の提出日）
- (3) (2)の適用上、出願日（提出日）とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 先の出願がニュージーランドにおいて行われた出願である場合は、先の出願又は（場合に依りて）先の出願に係る明細書がニュージーランドにおいて提出された日
 - (b) その他の場合は、先の出願又は（場合に依りて）先の出願に係る明細書が条約国において提出された日

第 62 条 2 以上の優先日が適用されるか又は他の準則が適用されない場合に適用される準則

- (1) 本規定がなかったとして、あるクレームが第 59 条から第 61 条までに基づいて 2 以上の優先日を有することになる場合は、当該クレームの優先日は、それらの日のうち先の方のもの又は最先のものとする。
- (2) 第 58 条から第 61 条までが何れの場合にも適用されないときは、クレームの優先日は、完全明細書の提出日とする。

第 63 条 他の特許出願に関して権利がない場合の優先日

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。
 - (a) 特許出願（出願 A）が、他の特許出願（出願 B）に関して提出された完全明細書においてクレームされている発明について行なわれ、かつ、
 - (b) 次に掲げるもののうち 1 以上が該当する場合
 - (i) 長官が、第 92 条(1)(b)に定める理由に基づき、出願 B に関して特許の付与を拒絶したこと（第 9 章に基づく再審査又は異議申立手続においてであるか否かを問わない）

(ii) 出願 B に関して付与された特許が、第 114 条(1) (b)に定める理由に基づいて裁判所又は長官により取り消されたこと

(iii) 出願 B に関して提出された完全明細書が、第 9 章に基づく再審査若しくは異議申立の手続又は第 11 章に基づく手続において、被指名者又は特許権者が当該特許に対して権利を有さない旨の長官による決定の結果としての発明に関するクレームの排除により補正されたこと

(2) 長官は、出願 A 及びそれに関して提出された明細書は、本章の適用上、相応する書類が出願 B に関して提出されたか又は提出されたものとして扱われる日に提出されたものとして扱われなければならない旨を指示することができる。

第6章 審査

第64条 審査の請求

- (1) 出願人は、所定の方法により、特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査を求めることができる。
- (2) 長官は、1以上の所定の理由に基づき、かつ、所定の方法により、出願人に対し、所定の期間内に特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査を求めるよう指示することができる。
- (3) 特許出願及び当該出願に係る完全明細書が公衆の閲覧に開放されている場合は、何人も、所定の方法により、長官に対し(2)に基づく指示を出すよう請求することができる。
- (4) ただし、出願が PCT 出願であり、かつ、第 52 条(1)の要件が満たされていない場合は、(3)に基づいて措置してはならない。
- (5) 長官は、(3)に基づいて請求された場合は、それに応じた指示を出さなければならないが、ただし、特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査を出願人が既に求めているか又は求めるよう指示されているときはこの限りでない。
- (6) 長官が本条に基づく指示を出した場合において、出願人が所定の期間内に当該特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査を求めなかったときは、当該出願は放棄されたものとして扱われなければならない。

第65条 審査

- (1) 長官は、第 64 条に基づいてそうするよう求められた後は、特許出願及び当該出願に係る完全明細書を審査し、かつ、次に掲げることに關して報告しなければならない。
 - (a) 長官が、蓋然性にかんがみて、次に掲げることを認めるか
 - (i) 当該出願及び明細書が本法及び規則の要件に従っていること
 - (ii) 出願人が、本法により又は基づき出願人に課された、本副段落の適用上定められたすべての要件に従っていること
 - (iii) クレームされている発明は第 14 条に基づいて特許性のある発明であること、及び
 - (iv) 当該出願に関する特許の付与に対して他の適法な理由が存在しないこと
 - (b) 定められた他のすべての事項（ある場合）
- (2) 審査は、所定の方法により行われなければならない。
- (3) 長官は、報告が発出された後、報告の写しを出願人に提供しなければならない。

第66条 長官は出願の手続を進めることを拒絶すること又は出願若しくは明細書の補正を要求することができる。

- (1) 本条は、第 65 条に基づく特許出願及び当該出願に係る完全明細書の審査の後、長官が、第 65 条(1)(a)に定める何れかの事項に満足していない旨を報告した場合に適用される。
- (2) 長官は、
 - (a) 審査に關して報告する時に異論の理由を述べなければならない、かつ、
 - (b)
 - (i) 特許出願の手続を進めることを拒絶するか、又は
 - (ii) 長官が出願の手続を進める前に特許出願若しくは何れかの明細書を補正するよう出願人に要求することができる。

第 67 条 出願人は最終期限が長官により設けられている場合は最終期限までに措置しなければならない

- (1) 長官が第 66 条(2) (b)に基づいて措置した場合は、出願人は、長官が設けた最終期限(ある場合)までに、報告に対して実体的な応答をしなければならない。
- (2) 長官は、各応答の後、第 65 条に基づく更なる報告を出すことができ、かつ、第 65 条(1) (a)に定める事項の何れかについて長官がなお満足できない場合は、長官は、第 66 条に基づいて措置することができる。
- (3) 長官が第 65 条に基づいて更なる報告を出し、かつ、第 66 条(2) (b)に基づいて措置した場合は、出願人は、長官が設けた最終期限(ある場合)までに、報告に対して実体的な応答をしなければならない。
- (4) 長官は、所定の方法により最終期限(ある場合)を設けなければならない。
- (5) 長官は、所定の方法により何れの最終期限をも延長することができる。
- (6) 本条の適用上、実体的な応答とは、長官の意見によれば次に掲げるものの何れかに該当する応答をいう。
 - (a) 長官が出した報告に公正、かつ、実質的な答を与えるもの
 - (b) 長官が出した報告に公正、かつ、実質的な答を与え、かつ、報告において長官により提起された異論の理由の 1 以上を除去するために出願又は明細書を補正するもの
 - (c) 報告において長官により提起された異論の理由のすべてを除去するために出願又は明細書を補正するもの

第 68 条 出願人が最終期限までに措置しない場合出願は放棄されたものとして扱われる
出願人が第 67 条に従わなかった場合は、特許出願は放棄されたものとして扱わなければならない。

第 69 条 長官は補正された明細書を審査しなければならない

- (1) 第 65 条に基づく報告の発出後に明細書が補正された場合は、長官は、補正された完全明細書を原明細書と同じ方法により審査しなければならない。
- (2) (1)は、完全明細書が受理された後は適用されない。

第 70 条 調査結果を長官に通知する義務

- (1) 出願人は、長官に要求された場合は、所定の方法により、ニュージーランド国外において出願された完全明細書又は相応する出願において開示された発明の特許性を評価する目的で行われた外国特許庁又はその代理による資料調査の結果を長官に通知しなければならない。
- (2) (1)は、
 - (a) 本条が適用されない種類の調査として定められている調査には適用されず、かつ、
 - (b) 特許の付与前に完了した調査にのみ適用される。
- (3) 調査は、次に掲げる日のうち最先のものに完了するものとする。
 - (a) それがある場合、調査報告に当該報告が出された日として特記されている日
 - (b) それがある場合、調査報告に当該調査が完了した日として特記されている日
 - (c) 当該外国特許庁から調査結果が出願人又は特許権者に交付された日
- (4) 本条において、外国特許庁とは、ニュージーランド外の国において発明に関して保護を

与えることができる官庁，組織又はその他の組織体をいう。

第7章 受理及び公開

受理のために出願を整える期間

第71条 受理のために出願を整える期間

- (1) 特許出願は、出願人が所定の期間内に次に掲げることを確保しない限り無効である。
- (a) 出願及び完全明細書が本法及び規則の要件に適合していること
- (b) 出願人が、本法により又は基づいて出願人に課される、本段落の適用上定められたすべての要件に従っていること
- (c) クレームされている発明が第14条にいう特許性のある発明であること
- (d) 当該出願に関し、特許の付与に対する異論の適法な理由がほかにないこと
- (2) 第67条に基づいて長官が設ける最終期限又は最終期限の延長により(1)にいう所定の期間を延長することはできない。
- (3) 本条の如何なる規定も、(出願を放棄されたものとして扱うことに関する)第68条を制限するものではない。

第72条 上訴が係属中であるか又は上訴の可能性がある場合は期間を延長することができる

- (1) 第71条にいう所定の期間の満了時に次に掲げる事情の何れかが存在する場合は、本条が適用される。
- (a) 特許出願に関し(又は追加特許に係る出願の場合、当該出願に関し若しくは主発明に係る原出願に関し)、第214条に基づいて裁判所への上訴が係属中であること
- (b) (a)にいう上訴を第214条(2)(b)(i)に基づいて提起することができる20就業日の期間が満了していないこと
- (2) (1)(a)にいう上訴について次に掲げる事情の何れかが存在する場合は、裁判所は、第71条に基づいて適用される期間を裁判所が適切と考える日まで延長することができる。
- (a) 当該上訴が係属中であること
- (b) 当該上訴が(1)(b)にいう期間内に提起されること
- (c) 当該上訴が、次に掲げるときに、第214条(2)(b)(ii)に基づき裁判所が許容する上訴提起期間の延長期間の満了前に提起されること
- (i) 最初の延長の場合は、(1)(b)にいう期間内に延長申請があったとき
- (ii) その後の延長の場合は、直近の延長期間の満了前に延長申請があったとき
- (3) (1)(a)にいう上訴が係属中であるか又は提起されている場合、第71条に基づいて適用される期間は、次に掲げる時まで継続するものとする。
- (a) (1)(b)にいう期間の終期まで、又は
- (b) (2)(c)にいうように上訴を提起する間の延長が裁判所により許容される場合は、許容された延長期間又は最後の延長期間の満了まで

第73条 権利の通知は受理前に提出されなければならない

- (1) 出願人は、所定の方法により、第22条に基づいて被指名者が特許を付与される権利を有する理由を記載した通知を次に掲げる時まで提出しなければならない。

- (a) 第 71 条にいう所定の期間の満了まで、又は
- (b) (第 71 条にいう所定の期間が第 72 条に基づいて延長された場合は)第 72 条にいう延長期間若しくは最後の延長期間の満了まで
- (2) 本法の適用上、出願人は、被指名者として扱うことができる。
- (3) ただし、出願人が被指名者でないか又は唯一の被指名者でない場合は、出願人は、(1)にいう通知の中ですべての被指名者を表示しなければならない。
- (4) (2)は(1)を限定するものではない。
- (5) 出願人が本条に従わない場合は、特許出願は却下される。

受理

第 74 条 完全明細書の受理

- (1) 長官は、蓋然性を考慮して次のことに納得する場合は、特許出願に係る完全明細書を受理しなければならない。
 - (a) 出願及び明細書が本法及び規則の要件に適合しており、
 - (b) 出願人は、本段落の適用上定められた本法により又は基づき出願人に課されるすべての要件を満たしており、
 - (c) クレームされている発明は第 14 条にいう特許性のある発明であり、かつ、
 - (d) 当該出願に係る特許の付与に対する異論の適法な理由がほかにないこと
- (2) 長官は、完全明細書の受理後、
 - (a) 出願人に受理の通知を出し、かつ、
 - (b) 公報において当該受理を公開しなければならない。
- (3) 本法の適用上、受理された完全明細書の公開の日とは、(2)(b)にいう公開を載せている公報の発行の日をいう。
- (4) 本条は、第 71 条、第 72 条及び第 75 条に従うことを条件とする。

第 75 条 出願人は受理を延期するよう長官に請求することができる

- (1) 出願人は、(それがあつた場合) 所定の方法により、完全明細書の受理を通知に特記した日まで延期するよう長官に請求する通知を長官に出すことができる。
- (2) 通知に特記する日は、所定の期間後の日であつてはならない。
- (3) 本条に基づいて通知が出された場合は、長官は、第 74 条に基づく受理を延期することができる。

公開

第 76 条 PCT 出願以外の出願の場合の公告

- (1) 長官は、次に掲げる場合は、完全明細書が公衆の閲覧に開放されている旨の告示を公報において公告しなければならない。
 - (a) 当該完全明細書が PCT 出願でない特許出願に関して提出されており、
 - (b) 当該特許出願に関して主張されている最先優先日から 18 月の期間が満了しており、かつ、

- (c) 明細書が公衆の閲覧に既に開放されていない場合
- (2) (1)は、当該特許出願が無効であるか又は放棄されている場合は適用されない。
- (3) (PCT 出願でない)特許出願に関して提出された完全明細書が公衆の閲覧に開放されていない場合、長官は、出願人からそうするよう求められたときは、所定の方法により、当該完全明細書が公衆の閲覧に開放されている旨の告示を公報において公告しなければならない。
- (4) ある明細書に第 42 条(2)が適用される場合、出願人は、当該明細書に関して(3)に基づく請求を行ってはならないが、ただし、当該明細書に第 43 条(1)(d)にいう細目が記載されている場合はこの限りでない。

第 77 条 第 34 条に規定されるところにより行われた分割出願の場合の公告

- (1) 長官は、次に掲げる場合は、分割出願について提出された完全明細書が公衆の閲覧に開放されている旨の通知を公報において公告しなければならない。
 - (a) 原出願(原出願が PCT 出願であるか否かを問わない)に関して分割出願が行われ、かつ、
 - (b) 原出願について提出された完全明細書が、分割出願が行われた時に公衆の閲覧に開放されていた場合
- (2) (3)は、PCT 出願でない原出願に関して分割出願が行われ、かつ、次に掲げる事情の何れかがあった場合に適用される。
 - (a) 原出願について提出された完全出願が公衆の閲覧に開放されている旨の告示が公報において公告されていること
 - (b) 分割出願について提出された完全明細書が公衆の閲覧に開放されている旨の告示が公報において公告されていること
- (3) 長官は、また、次に掲げる何れかの趣旨の告示を公報において公告しなければならない。
 - (a) (2)(a)が該当する場合は、分割出願について提出された完全明細書が公衆の閲覧に開放されていること
 - (b) (2)(b)が該当する場合は、原出願について提出された完全明細書が公衆の閲覧に開放されていること
- (4) 本条の適用上、
分割出願とは、第 34 条にいう分割出願をいう。
原出願とは、第 34 条にいう原出願をいう。

第 78 条 公衆の閲覧に開放されている書類

- (1) 第 76 条又は第 77 条に基づいて告示が公告された場合、当該明細書及び所定のその他の書類(ある場合)は公衆の閲覧に開放される。
- (2) 原出願に関し第 74 条(2)(b)に基づいて完全明細書の受理が公告された場合は、次に掲げる書類(公衆の閲覧に既に開放されていない書類)は公衆の閲覧に開放される。
 - (a) 受理又は付与の前であるか後であるかを問わず、出願又は特許に関連して提出された(所定の書類以外の)すべての書類
 - (b) 特許が消滅し、失効し又は取り消された後、当該以前の特許に関して提出された(所定の書類以外の)すべての書類
- (c) 長官から出願人若しくは特許権者又は以前の出願人若しくは特許権者に付与された(所定の書類以外の)出願又は特許に関連するすべての書類の写し

(3) 明細書又はその他の書類は、それが公衆の閲覧に開放された日に公衆の利用に供されたものとみなされなければならない。それが前記の日の前に、その他の方法により公衆の利用に供されていた(ニュージーランドにおいてかその他の場所においてであるかを問わない)場合はこの限りでない。

(4) (3)は、第 79 条に従うことを条件とする。

第 79 条 PCT 出願の公開

(1) PCT 出願は、それが特許協力条約第 21 条に基づいて公開された日に公衆の閲覧に開放され、かつ、公衆の利用に供されたものとして扱わなければならない。

(2) 第 52 条の要件が PCT 出願に関して満たされた日以後、所定の書類(それがあつた場合)が公衆の閲覧に開放される。

第 80 条 公開されない書類

(1) 本法により又は基づき別段の規定がある場合を除き、第 78 条又は第 79 条にいう種類の書類は、

(a) 長官により公開され若しくは公衆の閲覧に開放されてはならず、

(b) 当該書類が公衆の閲覧に開放される前に、長官がその職務の遂行上当該書類を提供した者により公表されてはならず、かつ、

(c) 長官、裁判所又は閲覧又は提示を命じる権限を有する何れかの者が閲覧又は提示を指示しない限り、長官の下で又は法的手続において閲覧又は提示することを義務付けられることはない。

(2) (1)は、次に掲げることを妨げるものではない。

(a) 長官が、特許出願の日及び番号並びに特許出願において又は特許出願と共に提供しなければならない特許出願及び発明の詳細を公開すること

(b) 第 78 条又は第 79 条にいう種類の書類が、長官により公開され、かつ、出願人の同意を得て公衆の閲覧に開放されること

(3) 第 78 条又は第 79 条にいう種類の書類の法的手続における提示に係る申請の通知は長官に対して行われなければならない、長官は、申請に関して聴聞を受ける権利を有する。

(4) 長官又は省は、1982 年公的情報法に基づく情報請求を本法に反するものとして拒絶することができるが、ただし、当該請求により、第 78 条若しくは第 79 条にいう種類の書類又はかかる書類に係る情報を、かかる書類が公衆の閲覧に開放される前に、利用に供することが要求されている場合及び限度に限ることを条件とする。

第 81 条 完全明細書の公開の効果

(1) 特許出願に係る完全明細書が公衆の閲覧に開放された後、かつ、当該出願に特許が付与されるまで、被指名者は、当該発明に係る特許が、当該明細書が第 76 条から第 79 条までに基づいて公衆の閲覧に開放された日に付与されていたならば同人が得たであろうと同一の特権及び権利を有する。

(2) 被指名者は、次に掲げる場合にのみ、ある措置に関して本条に基づく手続を提起する権利を有する。

(a) 当該特許が付与された後であつて、かつ、

(b) 当該特許が(1)にいう日に付与されていたとしたら前記の措置が次に掲げるもの双方を侵害したであろう場合

(i) 当該特許

(ii) 完全明細書が公衆の閲覧に開放される直前にクレームが当該明細書に記載されていた方式によるクレーム(完全明細書の一部を成す説明及び図面から解釈されるもの)

(3) 必要なすべての変更(特許権者を被指名者に読み替えること及び特許が効力を有する、付与された又は有効であるということを本条と矛盾なく解釈することを含む)を施した上での本条に基づく手続には、(第 82 条に従うことを条件として)第 4 部第 1 章が適用される。

第 82 条 裁判所は特許が付与されることを予期することが合理的であるか否かを検討しなければならない

(1) 第 81 条に基づく手続において、裁判所は、侵害に係る損害賠償又は利益の返還を考慮する際、公衆の閲覧に開放された完全明細書を考慮して、同条により付与された権利を侵害すると認められる行動と同じ種類の行動からの保護を特許権者に付与する特許が付与されることを予期することが合理的であったであろうか否かを検討しなければならない。

(2) 裁判所がそれは合理的でなかったであろうと判断した場合は、裁判所は、損害賠償額又は利益の返還の額を公正と考える額に減額しなければならない。

(3) 第 154 条は、第 81 条に基づく手続には適用されない。

第8章 受理後の明細書の補正

第83条 受理後の明細書の補正に関する総則

- (1) 完全明細書の受理後、当該明細書の補正は、補正の効果が次に掲げるところに該当する場合は許容されず、かつ、行ってはならない。
- (a) 補正された明細書が、補正前の明細書において実質的に開示されていなかった事項をクレーム若しくは説明することになるか、又は
- (b) 補正された明細書のクレームが、補正前の明細書のクレームの範囲内に全部は該当することにならない場合
- (2) (1)は、完全明細書において又は関係してなされた明白な過誤を訂正する目的とする補正には適用されない。
- (3) 受理された完全明細書の公開の日の後に、当該明細書の補正が長官又は裁判所により許容された場合、
- (a) 当該補正を行う特許権者又は出願人の権利に疑問が呈されてはならず、かつ、
- (b) 当該補正は、すべての裁判所において、かつ、すべての目的で、当該明細書の一部を成すものとして扱われなければならない。
- (4) ただし、補正された明細書を解釈する際、当初公開された明細書に言及することはできる。

第84条 補正は公報において公告されなければならない

受理された完全明細書の公開の日の後に、当該明細書の補正が第85条から第89条までに基づいて許容された場合、当該明細書が補正されている事実は公報において公告されなければならない。

第85条 長官の許可を得た明細書の訂正

- (1) 長官は、完全明細書の受理後の何れかの時点で本条に基づき特許権者又は特許出願人によりなされた請求に基づいて、長官が適切と考える条件に従うことを条件として、当該完全明細書の訂正を許容することができる。
- (2) ただし、長官は、何れかの関係手続が係属中の間、本条の下でなされた請求に基づく明細書の訂正を許容してはならない。
- (3) 本条に基づき明細書を訂正するための許可に係るすべての請求は、
- (a) 意図している訂正の内容を記載し、
- (b) 請求の理由の全詳細を明らかにし、かつ、
- (c) 所定の方法(それがあある場合)により行われなければならない。
- (4) 本条は、(明細書の訂正についての総則を定める)第83条に従わなければならない。

第86条 訂正の許可に係る請求は公報において公告されなければならない

- (1) 第85条に基づく明細書の訂正の許可に係るすべての請求及び意図する訂正の内容は、公報において公告されなければならない。
- (2) ただし、受理された完全明細書の公開の日前に請求が行われた場合、長官は、適切と考えるときは、(1)に基づく公告を省き又は受理された完全明細書の公開の日まで前記の公告を

延期するよう指示することができる。

第 87 条 意図される訂正に対する異議申立

- (1) 何人も、所定の方法(それがあある場合)により、第 86 条にいう請求の公告後の所定の期間内に、意図される訂正に対する異議申立を長官に通知することができる。
- (2) 所定の期間内に通知がなされた場合は、長官は次に掲げることを行わなければならない。
 - (a) 第 85 条に基づく請求を行った者に通知し、かつ、
 - (b) 長官が本件に決定を下す前に、前記の者及び異議申立人に聴聞を受ける合理的な機会を与えること

第 88 条 長官の許可を得た訂正に関する規定は一定の場合に適用されない

第 85 条から第 87 条までは、次に掲げるところにより行われた明細書の訂正に関しては適用されない。

- (a) 第 92 条及び第 93 条に基づく特許付与に対する異議申立手続において、又は
- (b) 第 98 条(2)、第 99 条(2)及び第 113 条(6) (b) の何れかに従って

第 89 条 裁判所の許可を得た明細書の訂正

- (1) 特許に関する何れの関連手続においても、裁判所は、命令により、特許権者の完全明細書を裁判所が適切と考える方法により及び費用、公告その他についての条件に従い訂正することを特許権者に許容することができる。
- (2) 特許の取消に係る何れかの手続において、裁判所が当該特許が無効であることを決定した場合は、裁判所は、当該特許を取り消す代わりに、本条に基づく明細書の訂正を許容することができる。
- (3) 本条に基づく命令に係る申請が裁判所に行われた場合は、
 - (a) 当該命令の申請人は、申請の通知を長官に対して行わなければならない、
 - (b) 長官は、申請に関して出頭して聴聞を受けることができ、かつ、
 - (c) 長官は、裁判所により出頭するよう指示された場合は、出頭しなければならない。
- (4) 本条は、(明細書の訂正についての総則を定める)第 83 条に従うものとする。

第9章 第三者による主張，異議申立及び再審査

所定の期間内の第三者による主張

第90条 新規性及び進歩性に関する第三者の主張

(1) 何人も，完全明細書が公衆の閲覧に開放された後，ただし受理された完全明細書の公開の日前の所定の期間内に，所定の方法(それがあある場合)により，クレームにおいてクレームされている発明は（発明が新規のものであり，かつ，進歩性を伴うべき旨の要件に関する）第14条(b)に適合していない故に特許性のある発明ではないことを主張している旨を長官に通知することができる。

(2) 当該通知においては，当該人の主張の理由を記載しなければならない。

(3) 当該通知及びそれに添付された何れの書類も公衆の閲覧に開放される。

第91条 長官は所定の方法により通知を検討し，かつ，処理しなければならない

(1) 長官は，第90条に基づいて長官に通知された何れの事項も書面により出願人に通知しなければならない，かつ，前記の通知に添付された何れの書類の写しも出願人に送付しなければならない。

(2) 長官は，別途，所定の方法により，第90条にいう通知を検討し処理しなければならない。

特許付与に対する異議申立

第92条 特許付与に対する異議申立

(1) 何人も，所定の方法により，次に掲げる理由の1以上に基づいて，特許付与に異議を申し立てることができる。

(a) クレームにおいてクレームされている発明は，第14条にいう特許性のある発明ではないこと

(b) 被指名者が当該特許に対する権利を有さないこと

(c) 完全明細書が(クレームが1の発明のみを対象とすることを要求している)第39条(2)(a)以外の，(明細書要件に関連する)第2章の規定に適合していないこと

(d) 出願人が不正手段，虚偽の暗示又は不実表示により特許付与を取得しようとしている又はしたこと

(e) クレームにおいてクレームされている発明が当該クレームの優先日前にニュージーランドにおいて秘密に使用されたこと

(f) 当該特許の付与が法律に反することになること

(2) (1)(a)の適用上，発明の秘密の使用を考慮に入れてはならない。

(3) (1)(e)の適用上，次に掲げる何れかに該当する発明の使用を考慮に入れてはならない。

(a) 合理的な試験又は実験を目的とするもので，かつ，かかる試験又は実験が被指名者又は被指名者に権利をもたらした者により，その代理として又はその同意を得て行われるもの

(b) 被指名者又は被指名者に権利を与えた者が，政府の部局又は政府の部局から権限を与えられた者に当該発明を直接又は間接に伝達又は開示した結果として，当該政府部局又は当該者により行われるもの

(c) 被指名者又は被指名者に権利を与えた者が、その他の者に当該発明を秘密に伝達又は開示した結果として、当該その他の者により行われるものであって、当該発明の使用が被指名者又は被指名者に権利を与えた者の同意を得ていないもの

第 93 条 聴聞及び長官による決定

特許の付与に異議が申し立てられた場合は、長官は、次に掲げることをしなければならない。

- (a) 事件に決定を下す前に、出願人及び異議申立人に対し、聴聞を受ける合理的な機会を与え、
- (b) (i) 第 92 条に定めるいずれかの理由で異議申立人が依拠しているもの、又は
- (ii) 第 92 条に定めるその他の理由で長官が考慮に入れることを決定したもの(異議申立人が依拠しているか否かを問わない)の何れかが蓋然性を考慮して確立している否かを検討し、かつ、
- (c) 別途、所定の方法により当該事件について決定を下し、処理しなければならない。

受理後の再審査

第 94 条 特許が付与される前の再審査

- (1) 長官は、特許が付与されていない場合において、受理された完全明細書の公開の日以後に特許出願及び当該出願に係る完全明細書を再審査することができ、かつ、そうすることを請求されたときは、かかる再審査をしなければならない。
- (2) (1)にいう請求は、
- (a) 第 92 条に定める各理由のうち長官により検討されることを当該人が希望する 1 以上のものを特記しなければならない、かつ、
- (b) 所定の方法(それがあある場合)により行われなければならない。

第 95 条 特許が付与された後の再審査

- (1) 特許が付与された場合において、長官は、特許出願及び当該出願に係る完全明細書を再審査することができ、かつ、そうすることを請求されたときはかかる再審査をしなければならない。
- (2) (1)に言う請求は、
- (a) 第 114 条に定める各理由のうち長官により検討されることを当該人が希望する 1 以上のものを特記しなければならない、かつ、
- (b) 所定の方法(それがあある場合)により行われなければならない。
- (3) 長官は、特許の有効性が本法に基づき裁判所における手続において争われる場合は、特許出願及び当該出願に係る完全明細書を再審査しなければならない、かつ、裁判所は、再審査を行うよう長官に指示するものとする。

第 96 条 再審査とその他の手続との間の関係

- (1) 長官は、次に掲げる場合は、本章に基づく再審査を行ってはならない。
- (a) 第 94 条については、出願に関して本条に基づく異議申立手続が係属している場合
- (b) 第 95 条(1)については、

- (i) 特許に関する関係手続が係属中であるか、又は
- (ii) 特許に関する第 11 章に基づく長官の下での手続が係属中である場合
- (2) 本章に基づく再審査が開始されたとき、長官は、次の場合は再審査を継続してはならない。
 - (a) 第 94 条については、出願に関して本章に基づく異議申立手続が開始されている場合
 - (b) 第 95 条(1)については、
 - (i) 特許に関する関係手続が開始され、かつ、長官が当該手続の開始の通知を受領しているか、又は
 - (ii) 特許に関する第 11 章に基づく長官の下での手続が開始されている場合
 - (2) に基づいて再審査が中止された場合において、長官は、適切と考えるときは、(場合に応じて)異議申立手続、関係手続又は第 11 章に基づく手続が完了した後、再審査を継続することができる。
- (4) 第 94 条(1)及び第 95 条(1)に拘らず、長官は、前記の何れかの段落にいう請求を受領した後、当該請求に関連して提起されたすべての争点は、本章に基づく以前の異議申立若しくは再審査手続又は第 11 章に基づく長官若しくは裁判所の下での以前の手続において提起された争点と同一であるか又は実質的に同一であると考えるときは、再審査を行うことを要さない。
- (5) 第 94 条又は第 95 条(1)に基づく再審査に際し、長官は、本章に基づく以前の異議申立若しくは再審査手続又は第 11 章に基づく長官若しくは裁判所の下での以前の手続において提起された争点と同一であるか又は実質的に同一であると考えるときは、再審査を検討することを拒絶することができる。
- (6) 第 94 条、第 95 条及び第 97 条は、本条に従うことを条件とする。

第 97 条 再審査に関する報告

- (1) 長官は、本章に基づく再審査に関し、蓋然性にかんがみて、関係する理由の何れかが立証されることに自己が納得しているか否かについて検討して報告しなければならない。
- (2) (1)並びに第 98 条及び第 99 条の適用上、関係する理由とは、次に掲げることをいう。
 - (a) 第 94 条(1)については、第 94 条(2) (a)に定める理由及び長官が検討することを決定した第 92 条に定めるその他の理由
 - (b) 第 94 条に定める長官により開始された再審査については、長官が検討することを決定した第 92 条に定める理由
 - (c) 第 95 条(1)にいう請求については、第 95 条(2) (a)に定める理由及び長官が検討することを決定した第 114 条に定めるその他の理由
 - (d) 第 95 条に基づく長官により開始された再審査については、長官が検討することを決定した第 114 条に定める理由
 - (e) 第 95 条(3)に基づいて指示された再審査については、裁判所が長官に検討することを求めた第 114 条に定める理由
- (3) 第 95 条(3)に基づいて再審査が指示された場合、本条に基づく報告の写しが長官から当該指示を発した裁判所に差し出されなければならない。

第 98 条 特許付与の拒絶：付与前の再審査

- (1) 長官が、第 94 条に基づく再審査に関し、蓋然性にかんがみて関係する理由の何れかが立証されていることに自己が納得している旨を報告した場合は、長官は、特許の付与を拒絶することができる。
- (2) 長官は、適切な場合、適法な拒絶の理由を除去する目的で関係する明細書を補正するための合理的な機会を出願人に与え、かつ、出願人がそうしなかったものでない限り、本条に基づいて特許の付与を拒絶してはならない。

第 99 条 特許の取消：付与後の再審査

- (1) 長官が、第 95 条に基づく再審査に関し、蓋然性にかんがみて関係する理由のいずれかが立証されていることに自己が納得している旨を報告した場合は、長官は、書面による通知により、特許を(場合に依り)全面的に又は特定のクレームについて取り消すことができる。
- (2) 長官は、適切な場合、適法な拒絶の理由を除去する目的で関係する明細書を補正するための合理的な機会の特許権者に与え、かつ、特許権者がそうしなかったものでない限り、本条に基づいて特許を取り消してはならない。
- (3) 長官は、次に掲げる何れかの場合は、本条に基づいて特許を取り消してはならない。
 - (a) 当該特許に関して関係手続が係属中である間
 - (b) 長官が、第 112 条に基づいて行われた特許取消の申請に関して決定を下す前（同条に基づいて長官に対して申請が行われた場合）
- (4) (特許の取消及び権利放棄に関する)第 11 章は、本条を制限しない。

第 100 条 再審査を請求した者はその後の再審査手続に参加する権利を有さない

- (1) 第 94 条(1)又は第 95 条(1)に基づく請求を行った者は、
 - (a) 再審査に関して聴聞を受ける権利を有さず、
 - (b) 請求が行われた後の再審査手続に参加するその他の権利を有さず、かつ、
 - (c) 第 94 条(1)から第 99 条に基づく長官の何れかの決定に対して裁判所に上訴する権利を有さない。
- (2) (長官の決定に対する上訴に関する)第 214 条は、本条に従うことを条件とする。

第 10 章 特許の付与

総則

第 101 条 特許の付与の時期

(1) 長官は、次に掲げる何れかの場合において、受理された完全明細書の公開の日から 3 月経った日の後合理的にできる限り速やかに、被指名者に又は 2 人以上の被指名者に共同で特許を付与しなければならない。

(a) 当該付与に対して異議申立がない場合

(b) 異議申立に拘らず、長官の決定又は上訴に対する決定が特許を付与するべきであるとの趣旨である場合

(2) ただし、特許が付与される前に、第 94 条に基づいて再審査手続が開始され（請求の結果であると長官の決定の結果であるとを問わない）、かつ、当該手続が第 96 条に基づいて中止され又は終了しなかった場合は、長官は、

(a) 長官が第 97 条に基づいて報告を作成するまで(1)に基づいて措置してはならず、かつ、

(b) 第 98 条に従って特許の付与を拒絶することができる。

(3) 長官は、所定の事情において、特許の付与を延期することができる。

(4) 特許出願に基づいて特許が付与される前に被指名者が死亡した場合、特許は、同人の人格代表者に付与することができる。

(5) 特許が付与された日は、特許登録簿に記載されなければならない。

(6) 長官は、特許が付与された後合理的にできる限り速やかに、特許が付与された旨の告示を公報において公告しなければならない。

第 102 条 特許の有効性は保証されない

本法中の如何なる規定も、特許の付与又は特許がニュージーランド又は他の何れかの場所で有効であることを保証するものではない。

第 103 条 特許日

(1) すべての特許は、特許日、即ち

(a) 関係完全明細書の提出日、又は

(b) 規則において特許日として異なる日を決定することを規定している場合は、規則に基づいて決定される日

(2) ただし、

(a) 特許は、本法の適用上、付与されるまでは効力を有さず、また、

(b) 関係完全明細書が公衆の閲覧に開放された後にのみ与える一定の付与前の権利については第 81 条を参照せよ。

(3) すべての特許の特許日は、特許登録簿に記載されなければならない。

第 104 条 特許 1 件の発明にのみ付与される

(1) 特許は、1 件の発明にのみ付与されなければならない。

(2) ただし、訴訟又はその他の手続において、何人も、特許が複数の発明に付与されている

との理由に基づいて当該特許に異論を唱えることはできない。

第 105 条 死亡者又は清算されたか若しくは解散された法人に付与された特許の訂正

(1) 本条は、特許が付与された後に、長官が、特許を付与された者が次に掲げる何れかの事情に該当するものと認めた場合に適用される。

- (a) 特許が付与される前に死亡していたこと
- (b) 法人の場合は、特許が付与される前に消滅していたこと

(2) 長官は、当該人の名称に代えて特許を付与されるべきであった者の名称を用いることにより、特許を訂正することができる。

(3) 特許は、当該訂正に従って効力を有しており、かつ、常に有していたものとして扱われるものとする。

追加特許

第 106 条 追加特許

(1) 本条は次に掲げる場合に適用される。

- (a) 発明(主発明)に係る特許が出願され又は付与され、
- (b) 出願人若しくは特許権者(又は出願人若しくは特許権者により権限を授与された者)が主発明の改良又は変更に係る更なる特許を出願し、かつ、
- (c) 当該更なる特許に係る出願が所定の方法により行われた場合

(2) 長官は、更なる特許に係る出願人の請求に基づき、当該の改良又は変更に係る特許を追加特許として付与することができる。

第 107 条 長官は改良又は変形に係る特許を取り消して追加特許を付与することができる

(1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。

- (a) 他の発明の改良又は変形である発明が独立特許の主題であり、かつ、
- (b) 当該特許の特許権者が主発明に係る特許の特許権者でもある場合

(2) 長官は、特許権者の請求に基づき、命令により、当該の改良又は変形に係る特許を取り消して当該の改良又は変形に係る追加特許の特許権者に付与することができる。

(3) (2)にいう請求は、所定の方法(それがあある場合)により行わなければならない。

(4) 追加特許は、取り消された特許の特許日と同一の特許日を有さなければならない。

第 108 条 追加特許の付与に関する制限

(1) 長官は、完全明細書の提出日が主発明に係る完全明細書の提出日と同一であるかそれより後でない限り、追加特許として特許を付与してはならない。

(2) 長官は、主発明に係る特許の付与前に追加特許を付与してはならない。

第 109 条 追加特許の存続期間

(1) 追加特許は、

- (a) 主発明に係る特許の存続期間又は主発明に係る特許に係る特許の存続期間で残存しているものと同等の期間について付与しなければならず、かつ、

(b) 前記の期間中又は主発明に係る特許の満了若しくは取消の何れか早い方まで効力を有する。

(2) ただし、主発明に係る特許が本法に基づいて取り消されたときは、(場合に応じて)裁判所又は長官は、追加特許が、主発明に係る特許の存続期間の残存期間の間独立特許になり、かつ、独立特許として効力を有することを命じることができる。

第 110 条 追加特許の更新料

(1) 追加特許に関しては、更新料の納付を要さない。

(2) ただし、第 109 条(2)に基づいて追加特許が独立特許になった場合は、その時点から、同じ日に、当該特許が当初から独立特許として付与されたものとして、更新料の納付を要する。

第 111 条 追加特許に関連する進歩性の要件及び有効性に関する規定

(1) 追加特許の完全明細書においてクレームされている発明が次に掲げるものの公開又は使用にかんがみて進歩性を伴わないとの理由のみによって追加特許の付与を拒絶してはならず、また、追加特許として付与された特許を取り消し又は無効にしてはならない。

(a) 主発明に係る完全明細書において説明されている主発明、又は

(b) (i) 主発明に係る特許に係る追加特許、若しくは

(ii) 主発明に係る特許に係る追加発明に係る出願の完全明細書において説明されている主発明の改良若しくは変形

(2) 発明が独立特許の対象であるべきであったとの理由によって追加特許の有効性を問題にしてはならない。

第 11 章 特許の取消及び権利放棄

第 112 条 特許の取消

- (1) 長官又は裁判所は、本条に基づく申請に基づき、第 114 条に定める理由の何れかに基づいて取り消すことができる。
- (2) 本条に基づく申請は、何人も行うことができる。
- (3) 本条に基づく長官に対する申請は、所定の方法(それがあある場合)により行わなければならない。

第 113 条 長官に対して行われた取消申請に関する規定

- (1) 長官は、次に掲げる何れかのことを認めた場合は、第 112 条に基づく長官に対する申請を拒絶することができる。
 - (a) 申請が不真面目又は濫用である
 - (b) 申請において提起されたすべての争点が、第 9 章に基づく以前の異議申立若しくは再審査手続又は本章に基づく長官若しくは裁判所の下での以前の手続において提起された争点と同じものであるか又は実質的に同じものであること
- (2) 長官は、第 112 条に基づく申請を検討する際、第 9 章に基づく以前の異議申立若しくは再審査手続又は本章に基づく長官若しくは裁判所の下での以前の手続において提起された争点と同じものであるか又は実質的に同じものである争点を検討することを拒絶することができる。
- (3) 特許に関する関係手続が何れかの裁判所において係属中である場合は、第 112 条に基づく長官に対する申請は、当該裁判所の許可を得てのみ行うことができる。
- (4) 第 112 条に基づいて長官に対して申請が行われた場合は、長官は、
 - (a) 特許権者に通知し、かつ、
 - (b) 申請を行った者及び特許権者に対し、事件について決定を下す前に聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない ((1)に基づいて申請が拒絶されている場合はこの限りでない)。
- (5) 長官は、第 112 条に基づいて長官に対して行われる申請に関する手続の如何なる段階においても、当該申請を裁判所に付託することができる。
- (6) 第 112 条に基づき長官に対して行われた申請に関し、長官が、蓋然性にかんがみ第 114 条に定める理由の何れかが立証されたと認める場合は、長官は、命令により、次に掲げる何れかを指示することができる。
 - (a) 当該特許を無条件に取り消すこと
 - (b) 命令に定める期間内に完全明細書が長官の納得するように補正されない限り当該特許を取り消すこと

第 114 条 特許取消の理由

- (1) 特許は、次に掲げる理由の 1 又は複数に基づいて取り消すことができる。
 - (a) クレームにおいてクレームされている発明が第 14 条にいう特許性を有する発明でないこと
 - (b) 特許権者が当該特許を受ける権利を有さないこと

- (c) 完全明細書が(明細書の要件に関する)第2章に適合しないこと
- (d) 当該特許が不正行為、虚偽の暗示又は不実表示により取得されたこと
- (e) クレームにおいてクレームされている発明が当該クレームの優先日前にニュージーランドにおいて非公然に使用されたこと
- (f) 当該特許が法律に反して付与されていること
- (2) (1)(a)の適用上、発明の如何なる非公然の使用も考慮に入れてはならない。
- (3) (1)(e)の適用上、次に掲げる場合の何れかに該当する発明の如何なる使用も考慮に入れてはならない。
 - (a) 合理的な試験又は実験の目的の使用であって、当該の試験又は実験が被指名者又は被指名者に権利を与えた者により、かかる者の代理として又はかかる者の同意を得て行われた場合
 - (b) 政府部局又は政府部局から権限を授与された者による使用であって、被指名者又は被指名者に権利を与えた者が前記の部局又は者に直接又は間接に発明を伝達又は開示した結果であるものの場合
 - (c) 他の何れかの者による使用であって、被指名者又は権利を被指名者に与えたその他の者が発明を秘密で前記の者に伝達又は開示した結果であるものの場合で、かかる発明の使用が被指名者又は権利を被指名者に与えた者の同意を得ていないとき
- (4) (1)に定める各理由は、特許侵害手続における防御の理由として利用可能である。

第 115 条 特許権者が合理的な理由なくして発明実施のための政府部局の請求を拒絶する場合も裁判所は特許を取り消すことができる

- (1) 裁判所は、特許権者が合理的な理由なくして、当該特許発明を合理的な条件で国の用のために実施する旨の政府部局の請求に応じなかったと認めた場合は、政府部局の申請に基づき、特許を取り消すことができる。
- (2) (1)に定める特許取消の理由は、特許侵害手続における防御の理由として利用可能である。

第 116 条 特許の権利放棄

- (1) 特許権者は、所定の方法(それがあある場合)により長官に通知して、特許の権利放棄を申し出ることができる。
- (2) 長官は、前記の申出を公報において公告しなければならない。
- (3) 何人も、公告後の所定期間内に、前記の権利放棄に対する異議申立を通知することができる。
- (4) 長官は、異議申立書が差し出された場合は特許権者に通告しなければならない。
- (5) 長官は、次に掲げる場合は、申出を受理し、かつ、命令により特許を取り消すことができる。
 - (a) 長官が特許権者及び異議申立人(かかる者がいる場合)に聴聞を受ける合理的な機会を与え、かつ、
 - (b) 長官が特許は適正に権利放棄されると認めた場合

第 12 章 消滅した特許の回復及び特許出願の回復

消滅した特許の回復

第 117 条 消滅した特許の回復

(1) 本条は、特許が所定の期間内又は第 21 条に基づく同期間の延長期間内の更新料の不納の理由により失効した場合に適用される。

(2) 長官は、所定の方法により、かつ、本章に従って行われた請求に基づき、前記の特許及び当該特許が失効したときに失効した当該請求に特記する追加特許を命令により回復することができるが、ただし、長官が更新料の不納が故意でなかったと認めた場合に限る。

第 118 条 請求においては更新料不納に至った事情を説明しなければならない

(1) 第 117 条に基づく命令に係る請求には、更新料不納に至った事情を詳細に記す陳述を記載しなければならない。

(2) 長官は、前記の請求を行う者に対し、長官が適切と考える更なる証拠を提供するよう要求することができる。

第 119 条 特許の回復を請求することができる者

(1) 第 117 条に基づく命令に係る請求を行うことができる者は、特許権者であった者又は同人が死亡した場合は同人の人格代表者とする。

(2) 特許が 2 人以上の者に共同で所有されていた場合は、第 117 条に基づく命令の請求は、長官の許可を得てそのうちの 1 以上の者が他者と合同することなく行うことができる。

第 120 条 特許の回復請求を行えるとき

(1) 第 117 条に基づく命令の請求は、所定の期間内にのみ行える。

(2) ただし、長官は、請求を行う際に不当な遅延がなかったと認めるときは、請求を行える期間を延長することができる。

(3) 請求を行う者は、(2)の適用上、遅延が生じた事情及び遅延が不当でない理由を詳細に記す陳述書を長官に提示しなければならない。

(4) 長官は、かかる者に対し、長官が適切と考える更なる証拠を提示するよう要求することができる。

第 121 条 長官は回復のために一応の証拠が主張されたと認めない場合は請求を行った者に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない

長官は、第 117 条から第 120 条までに従って行われた請求を検討した後、第 117 条に基づく命令を求めて一応の証拠が主張されたと認めない場合は、請求を行った者に対し、聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない。

第 122 条 長官は請求を公報において公告する

長官は、第 117 条に基づく命令を求めて一応の証拠が主張されたと認める場合は、第 117 条から第 120 条までに従って行われた請求を公報において公告しなければならない。

第 123 条 異議申立書及び聴聞を受ける合理的な機会

(1) 何人も、所定の期間内に、かつ、所定の方法（それがあつた場合）により、次に掲げる理由の何れか又は双方に基づいて、第 117 条に基づき行われる命令に対する異議申立を長官に通知することができる。

(a) 更新料不納が故意でなかつたこと

(b) 第 117 条に基づく命令に係る請求を行える期間が第 120 条に基づいて延長された場合は、請求を行う際の遅延が不当であつたこと

(2) 長官は、ある者が(1)に基づく通知を出した場合は、請求を行つた者に通告し、かつ、当該通知の写しを請求を行つた者に提供しなければならない。

(3) 長官は、請求を行つた者及び異議申立人に対し、長官が事件について決定を下す前に聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない。

第 124 条 不納手数料の納付に関する命令

(1) 長官は、第 122 条に基づいて請求を公告した場合において、次に掲げることが該当するときは、異議申立書を差し出すための所定の期間の後、請求に従つて第 117 条にいう命令を下さなければならない。

(a) すべての未納の更新料が納付され、

(b) 他のすべての所定の追加課金が納付され、かつ、

(c) (i) 所定の期間内に異議申立書が差し出されないか又は

(ii) (所定の期間内に異議申立書が差し出された場合に)長官の決定が請求を行つた者に有利であること

(2) 特許の回復に係る命令は、

(a) 特許登録簿への記載に関する本法の規定が満たされなかつたときは何れかの事項の登録を要求する条件に従つて下すことができ、

(b) 特許が失効した日と第 122 条に基づいて請求が公開された日との間に発明を利用したか又は契約その他により利用するための具体的な措置をとつた者の保護又は補償のために定める規定を含むか又はかかる規定に従わなければならない、かつ、

(c) 長官が適切と考えるその他の条件に従わせることができる。

(3) 本条に基づく命令の何れかの条件に特許権者が従わなかつた場合は、長官は、当該命令を取り消し、長官が適切と考える、取消の結果としての指示を与えることができる。

(4) 長官は、(3)に基づく決定を下す前に、聴聞を受ける合理的な機会を特許権者に与えなければならない。

特許出願の回復

第 125 条 無効の又は放棄された特許出願の回復に係る請求

(1) 本条は、次に掲げる何れかの場合に適用される。

(a) 特許出願が第 35 条、第 64 条若しくは第 68 条に基づいて放棄されたか又は第 71 条若しくは第 73 条に基づいて無効である場合

(b) PCT 出願のときは、当該 PCT 出願が第 51 条(1)(d)又は(e)に基づいて無効である場合

(2) 出願人は、所定の方法により、特許出願を回復すること及び（場合に応じ）本法又は特許協力条約により又はこれらに基づいて出願人に課された要件に従うための期間を命令に定める日まで延長することに係る命令を長官に請求することができる。

(3) 命令に係るすべての請求には、（場合に応じ）本法又は特許協力条約により又はこれらに基づいて出願人に課された要件に出願人が従わなかった事情を詳細に記す陳述を含めなければならない。

(4) 長官は、（場合に応じ）本法又は特許協力条約により又はこれらに基づいて出願人に課された要件に出願人が本法により又は本法に基づいて許容されている期間内に従わなかったことは故意でなかったと認める場合は、当該請求を公報において公告しなければならない。

第 126 条 出願の回復に係る請求を行えるとき

(1) 第 125 条に基づく請求は、所定の期間内に限り行うことができる。

(2) ただし、長官は、請求を行う際に不当な遅延がなかったと認める場合、請求を行える期間を延長することができる。

(3) 出願人は、(2)の適用上、遅延が生じた事情及び遅延が不当でない理由を詳細に記した陳述書を長官に提示しなければならない。

(4) 長官は、出願人に対し、長官が適切と考える更なる証拠を提示するよう要求することができる。

第 127 条 異議申立書

(1) 何人も、次に掲げる理由の何れか又は双方に基づき、所定の期間内に、所定の方法（それがあある場合）により、第 128 条に基づいて行われた命令に対する異議申立の通知を長官に差し出すことができる。

(a) （場合に応じ）本法又は特許協力条約により又はこれらに基づいて出願人に課された要件に出願人が本法又は特許協力条約により又はこれらに基づいて許容されている期間内に従わなかったことは故意でなかったこと

(b) 第 125 条に基づいて請求を行える期間が第 126 条に基づいて延長された場合は、請求を行う際の遅延が不当でなかったこと

(2) 長官は、ある者が(1)にいう通知を差し出した場合、出願人に通告し、かつ、出願人に当該通知の写しを提供しなければならない。

(3) 長官は、事件について決定を下す前に、聴聞を受ける合理的な機会を出願人及び異議申立人に与えなければならない。

第 128 条 長官は案件に決定を下す

(1) 長官は、第 127 条に基づく異議申立書を差し出すための所定の期間の満了後、次に掲げることを行わなければならない。

(a) 命令により、特許出願を回復し及び（場合に応じ）本法若しくは特許協力条約により若しくはこれらに基づいて出願人に課された要件を満たすための期間を命令に定める期間まで延長すること。ただし、長官が次に掲げることを認めた場合に限る。

(i) 出願人が（場合に応じ）本法若しくは特許協力条約により若しくはこれらに基づいて出願人に課された要件を本法により若しくは本法に基づいて許容された期間内に満たさなかった

ことがすべて故意でなく、かつ、

(ii) 本条に基づく命令に係る請求を行える期間が第 126 条に基づいて延長された場合は、当該請求を行う際に不当な遅延がなかったこと、又は

(b) 当該請求を却下すること

(2) 本条に基づく命令は、当該特許出願が無効になったか又は放棄された日と第 125 条に基づいて当該請求が公開された日との間に当該特許出願の対象である発明を利用したか又は契約その他の方法により利用するための具体的な措置をとった者の保護又は補償のために定める規定を含むか又はかかる規定に従わなければならない。

(3) 長官は、(1)に基づく命令の実行を、当該命令が行った後に、公報において公告しなければならない。

第 13 章 雑則

出願人の代理

第 129 条 譲渡若しくは合意に基づき又は法の適用により権利を主張する者

(1) 本条は、特許が付与される前に、ある者が、特許が付与されたと仮定したなら、譲渡若しくは合意に基づき又は法の適用により、次に掲げるものの何れかについて権利を得る場合に適用される。

- (a) 当該特許
- (b) 当該特許に係る権利
- (c) 当該特許又は当該特許に係る権利についての未分割持分権

(2) 長官は、前記の者が所定の方法により行った請求に基づき、特許出願がその者の名義又はその者及び出願人若しくは他の共同出願人(場合に応じ 1 人若しくは複数人)の名義で処理されるよう指示することができる。

(3) 長官が指示した場合、その者は、次に掲げる者として扱わなければならない。

- (a) 場合に応じて出願人又は共同出願人、及び
- (b) 場合に応じて被指名者又は共同被指名者

第 130 条 出願人の死亡

(1) 特許出願に対して特許が付与される前に出願人が死亡した場合、その人格代表者は、当該出願の手続を進めることができる。

(2) ただし、長官は、検認及び遺産管理状を省いて、第 167 条に基づき死亡した出願人の出願の手続を進めることを許容することもできる。

第 131 条 利害関係人間の紛争

(1) 特許出願に関し、当該出願の手続を進めるべきか否か又は如何なる方法で進めるべきかについて利害関係人間で紛争が生じた場合、長官は、長官に対して行われた請求に基づき、次に掲げる目的の何れかに係る適切と考える指示を出すことができる。

- (a) 当事者のうちの 1 名又は複数名の名義のみで出願の手続を進めることを可能にすること
- (b) 手続を進める方法を規制すること
- (c) (a) 及び (b) にいう目的の双方

(2) (1) にいう請求は、所定の方法により行われなければならない、かつ、当事者のうちの何れの者も行うことができる。

(3) 長官は、指示を出す前に、利害関係があると認める何れの者にも聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない(当該人が現在利害関係人であるか否かを問わない)。

一定の発明の秘密のための規定

第 132 条 防衛に関する発明に係る指示

(1) 長官は、次に掲げる場合は(2)にいう指示の何れも出すことができる。

- (a) 特許出願が本条施行の前又は後にある発明について行なわれ、かつ、

- (b) 当該発明が、長官の意見によれば、
- (i) 防衛目的に関係するとして防衛大臣が長官に通告した類の 1 であるか、又は
- (ii) 防衛目的にとって貴重である可能性がある場合
- (2) 指示とは、次に掲げることを目的とする指示とする。
- (a) 当該発明に関する情報の公表を禁止若しくは制限すること、又は
- (b) 当該発明に関する情報の、指示に明記する者若しくは種類の者への伝達
- (3) 指示が効力を有する間、
- (a) 当該特許出願は、指示に従うことを条件として、完全明細書の受理まで手続を進めることができ、
- (b) 当該特許出願及び完全明細書は公衆の閲覧に開放されてはならず、かつ、
- (c) 特許を当該特許出願に関して付与してはならない。

第 133 条 長官は防衛大臣に通知しなければならない

長官は、第 132 条に基づく指示を出した場合、当該特許出願及び指示について防衛大臣に通知しなければならない。

第 134 条 防衛大臣は公表がニュージーランドの防衛を害するか否かを検討しなければならない

- (1) 防衛大臣は、
- (a) 第 133 条に基づく通告を受領したとき、当該発明の公表がニュージーランドの防衛を害するか否かを検討しなければならない、かつ、
- (b) (3) に基づく通告が長官に行われないう限り、当該特許出願の提出日から 9 月が経過する前及びその後の各年に少なくとも 1 回この問題を再検討しなければならない。
- (2) (1) の適用上、防衛大臣は、完全明細書が受理された後何時でも又は出願人の同意を得て完全明細書が受理される前何時でも、当該特許出願及び当該出願に関連して長官に提示されたすべての書類を閲覧することができる。
- (3) 何時でも発明を検討して、当該発明の公表がニュージーランドの防衛を害さない又は最早害しないと防衛大臣に考えられる場合は、防衛大臣は、その旨を長官に通告しなければならない。

第 135 条 長官は防衛大臣の通告を受領したとき指示を取り消さなければならない

第 134 条に基づく通告を受領したとき、長官は、

- (a) 第 132 条に基づいて出した指示を取り消さなければならない、
- (b) 長官が適切と考える条件に従うことを条件として、当該特許出願と関連して本法により又は本法に基づいて行うことが要求されているか又は許可されている事項を行うための期間を、当該期間が既に満了しているか否かに拘らず、延長することができる。

第 136 条 指示が効力を有する間の完全明細書の受理

- (1) 本条は、第 132 条に基づいて指示が出された発明に係る特許出願に関して提出された完全明細書が、当該指示が効力を有する間に受理された場合に適用される。
- (2) 当該指示が効力を有する間に、政府部局により、政府部局の代理として又は政府部局の

命令で当該発明が使用された場合は、当該発明に特許が付与されていたものとして第 4 部第 6 章が当該使用に適用される。

(3) 効力を有する指示のために当該特許に係る出願人が困難を被ったと防衛大臣が考える場合は、財務大臣は、合理的と自らが考える補償額を出願人に支払うことができる。

(4) (3)の適用上、財務大臣は、次に掲げるものを考慮しなければならない。

- (a) 当該発明の新規性及び有用性
- (b) 当該発明の設計目的
- (c) 他の関係事項

第 137 条 維持手数料及び更新料は指示が効力を有する間は納付不要

(1) 第 132 条に基づいて出された指示が効力を有する期間については、維持手数料の納付は不要である。

(2) 第 132 条に基づいて出された指示が効力を有する期間については、指示が出している出願に特許が付与された場合は、更新料の納付は不要である。

第 138 条 指示に従わないという違法行為

(1) 第 132 条に基づいて出された指示に従わない者は、当該不作為の時点で指示が出されていることを知っていたか又は知っているべきであった場合は、違法行為を犯すものである。

(2) (1)に反して違法行為を犯したすべての者は、有罪判決を受けたときは 2 年以下の拘禁、20,000 ドル以下の罰金又はその双方に処される。

第 139 条 法人が違法行為を犯した場合の取締役及び管理職の責任

法人が第 138 条に反する違法行為の廉で有罪判決を受けた場合、当該法人の経営に関する各取締役及び各管理職は、次に掲げることが証明されたときは当該違法行為の責めを負う。

- (a) 当該違法行為を構成する行為がその者の授權、許可又は同意を得て行われたこと、及び
- (b) その者が
 - (i) 当該違法行為が実行される又は実行されつつあることを知っていたか又は知っていたものと合理的に考えられ、かつ、
 - (ii) それを防止し又は止めるための合理的なすべての措置を取らなかったこと

第4部 侵害、その他の特許の手續及び特許所有權に影響を及ぼす事項

第1章 侵害手續

侵害を構成するもの

第140条 特許權者が排他權を有する事柄を行うことによる侵害

(ライセンスに基づくか又は特許權者の同意若しくは合意を得ている場合を除いて)特許が効力を有している間に、特許權者が第18条に基づいて行う排他權を有する何れかの事柄を特許区域において行う者は、特許を侵害することとなる。

第141条 侵害する手段を他人に提供することによる侵害

(ライセンスに基づくか又は特許權者の同意若しくは合意を得ている場合を除いて)次に掲げることをある者Aが行う場合も、特許を侵害することとなる。

- (a) Aが特許区域において、特許が効力を有する間に、發明の要素に関係する、發明を有効にするための何れかの手段を他の者Bに提供し又は提供することを申し出、かつ、
- (b) (i) 当該手段が發明を有効にする上で適切であり、かつ、Bにより意図されていることをAが知り若しくは合理的に知るべきであり、又は
- (ii) 当該手段が一般的市販品であるときは、Bが發明を有効にするよう勧める目的でAが当該手段を提供し若しくは当該手段を提供することを申し出、かつ、
- (c) Bが發明を有効にすることにより特許を侵害する場合

第142条 製品が方法を侵害することにより製造されたとの推定

- (1) 特許方法が新製品を得るための方法である場合は、ある者により製造された同一の製品は、(ライセンスに基づくか又は特許權者の同意若しくは合意を得ている場合を除き)侵害手續において、当該方法により得られたものと推定される。
- (2) (1)は、被告が反対のことを証明しない限り、適用される。
- (3) (1)を適用する際、裁判所は、何人にも、製造上又は商業上の秘密を開示するよう要求してはならないが、ただし、裁判所がかかる開示を要求するのは非合理的であると考えた場合に限る。

侵害を構成しないもの

第143条 実験用の使用は侵害にならない

- (1) 發明の主題に関して実験目的である行為を行うことは、特許の侵害にならない。
- (2) 本条において、發明の主題に関する実験目的の行為には次に掲げることを目的とする行為が含まれる。
 - (a) 發明が作動する方法を確認すること
 - (b) 發明の範囲を確認すること
 - (c) クレームの有効性を確認すること
 - (d) 發明の改良を探索すること(たとえば、發明の新しい特性又は新しい利用法を確認するこ

と)

第 144 条 外国の船舶、航空機又は車両における又はこれらからの使用により侵害は生じない

(1) 次に掲げる場合は、特許の侵害とはならない。

(a) 発明が、

(i) 外国船舶の船上、外国船舶の船体若しくは外国船舶の機械類、船具、装置若しくはその他の付属品において使用され、かつ、船舶の現実の必要性のためのみに使用されているか、又は

(ii) 外国航空機若しくは外国陸上車両若しくは外国航空機若しくは外国陸上車両の付属品の構造若しくは作動において使用されており、かつ、

(b) 当該船舶、航空機又は陸上車両は、偶然又は一時的にのみ特許区域に入る場合

(2) 本条において外国とは、次に掲げることをいう。

(a) 船舶若しくは航空機の場合は、条約国において登録されていること、又は

(b) 陸上車両の場合は、条約国に居住しているか若しくは法人として設立されている者により所有されていること

第 145 条 法により要求される情報を生み出すための使用は侵害とならない

ある者が(ニュージーランドにおいてであるか又はその他の場所においてであるかを問わず)何れかの製品の製造、建造、使用、輸入、販売、賃貸又は処分を規制する何れかの法に基づいて要求される情報の開発及び提供に合理的に関連する使用のために限って発明を行い、使用し、輸入し、販売し、賃貸し又はその他の方法で処分することは、特許の侵害とはならない。

第 146 条 発明の先使用は侵害とはならない

(1) ある者がある発明を実施し、本条とは別に特許を侵害する行為を行うことは、関係クレームの優先日の直前にその者が次に掲げることに該当した場合は、特許の侵害とはならない。

(a) 特許区域において当該発明を実施していたこと、又は

(b) 特許区域において(契約又はその他の方法により)当該発明を実施するための具体的な措置をとっていたこと

(2) (1)は、当該優先日前に、前記の者が次に掲げることに該当していた場合は適用されない。

(a) 当該発明の実施を(一時的にではなく)停止していたこと、又は

(b) 当該発明を実施するための措置を(一時的にではなく)放棄していたこと

(3) (1)は、当該人が次に掲げる何れかの者から入手した発明には適用されない。ただし、当該人が、当該発明を、前記何れかの者により又はその者の同意を得て公衆の利用に供された情報から入手した場合はこの限りでない。

(a) 特許権者又は被指名者

(b) 特許権者又は被指名者に権利を与えた者

(4) 何れの者 A も、

(a) A の(1)に基づく特許を侵害することなく発明を実施する権利すべてを他の者 B に処分することができ(かつ、この場合、(1)から(3)までは、当該権利を有していた者であって直接又は間接に当該権利を B に与えた、先に言及された者に適用されていたのと同様に、B に適用

され)るが、

(b) (1)に基づく A の権利の一部又は全部について他の者にライセンスを許諾してはならない。

(5) 本条は、次に掲げる場合に限り、特許に関して適用される。

(a) 関係特許出願が本法に基づいて第 3 部の施行以後に行われ(かつ第 258 条が適用されなかつ)た場合、又は

(b) 本法が第 256 条、第 257 条又は第 259 条(4)に基づいて関係特許出願に適用される場合

特許の取消を求める反訴

第 147 条 被告は特許の取消を求めて反訴することができる

(1) 被告は、侵害手続において、第 114 条に定める理由の何れかに基づき、特許の取消を求める反訴を提起することができる。

(2) 被告が政府部局である場合は、侵害手続において、第 115 条に定める理由に基づき、当該特許の取消を求める反訴を提起することができる（被告が第 114 条に定める理由の何れかに基づいて当該特許の取消を求める反訴を提起するか否かに拘らない）。

裁判所における侵害手続の提起

第 148 条 侵害手続を提起できる者

(1) 次に掲げる者は、侵害手続を裁判所に提起することができる。

(a) 特許権者

(b) ライセンス期間中に生じた侵害について、専用実施権者

(2) ただし、第 150 条が本条に基づく手続を提起する権利に影響を及ぼす。

(3) (1)、第 81 条又は第 150 条の如何なる規定も、2010 年出訴期限法により付与することが妨げられる救済の取得を可能にするものではない。

第 149 条 手続を提起することができる時期

(1) 侵害手続は、特許が付与されるまで提起することができない。

(2) ただし、第 81 条は、侵害手続が同条に定める事情において特許が付与される前の侵害に関係することを可能にする。

第 150 条 登録可能な譲渡又はライセンスが生じた場合に侵害手続を提起する権利

(1) ある者が、第 148 条(1)に基づき、第 165 条に基づいて登録されなければならない取引に基づいて侵害手続を提起する権利を有する場合に次に掲げることが該当しないときは、その者は当該手続を提起してはならない。

(a) その者の権利若しくは利害が当該手続の開始の少なくとも 1 月前に登録されたこと、又は

(b) その者が、

(i) 当該手続を提起する意図について少なくとも 1 月前に意図された被告に通知書を出し、かつ、

- (ii) 当該手続を提起する前に、その者の権利又は利害を登録していること
- (2) ただし、何れの者も、自己の権利又は利害を登録しなかったとしても、次に掲げることが該当する場合は、侵害手続を裁判所に提起することができる。
 - (a) 当該権利又は利害が登録されていたならば、その者は第 148 条(1)に基づいてそうすることができ、
 - (b) その者が、意図された被告に対し、当該手続を提起する意図について少なくとも 1 月前に通知書を出し、かつ、ニュージーランドにおける送達宛先を提供し、かつ、
 - (c) 前記の通知の期間内に、意図された被告が意図された原告に対して当該権利又は利害を登録するよう要求しなかったこと
- (3) ただし、裁判所は、その旨の申請があったときは、(1)又は(2)(b)に従うことなく侵害手続を裁判所に提起することを許可することができる。

第 151 条 排他的実施権者により提起される手続

- (1) 排他的実施権者が侵害手続を提起した場合は、特許権者は、(共同原告にならない限り)共同被告にならない限り。
- (2) 共同被告になった特許権者は、当該手続において現実には防御しない限り、費用を負わない。

侵害に係る救済

第 152 条 侵害に与えられる救済の種類

裁判所が特許の侵害について付与できる救済には次に掲げるものが含まれる。

- (a) 差止命令
- (b) 原告の選択により、損害賠償又は利益の返還

第 153 条 無知侵害の場合は裁判所は損害賠償又は利益の返還を裁定してはならない。

- (1) 裁判所は、被告が、侵害の日に被告が当該特許が存在していたこと又は第 81 条に基づく手続の場合は完全明細書が公衆の閲覧に開放されていたことを知らず、かつ、合理的に知っているはずがなかったことを証明した場合は、特許の侵害に係る損害賠償又は利益の返還を裁定してはならない。
- (2) 次に掲げる場合は、当該人が特許が存在していたことを合理的に知っていたはずであると推定する。
 - (a) 製品に、ニュージーランドにおいて特許を受けていること及びニュージーランドの特許番号の表示が付されており、かつ、
 - (b) 当該人が当該製品について知っており又は合理的に知っているべきであった場合
- (3) 他方、当該製品にそれが特許を受けていることの表示のみが付されている場合は、推定は行われない。

第 154 条 裁判所は受理された明細書の補正前は侵害に係る損害賠償又は利益の返還を拒絶しなければならない

- (1) 本法に基づいて受理された完全明細書に補正が行われた場合は、裁判所は、当該補正を

許容する決定の日前に生じた侵害について、損害賠償又は利益の返還を裁定してはならない。

(2) 次に掲げる場合は、(1)は適用されない。

(a) 裁判所が、受理されたときの明細書は善意で、かつ、合理的な技能及び知識をもって作成されていると認めるか、又は

(b) それが単に明白な誤りを訂正する補正である場合

第 155 条 更新料が納付されていない場合は裁判所は損害賠償又は利益の返還を拒絶することができる

裁判所は、所定の期間内に、かつ、当該期間が延長される前に特許の更新料が納付されない事態の後に生じた侵害について、損害賠償又は利益の返還を裁定することを拒絶することができる。

第 156 条 損害賠償及び利益の返還の制限は差止命令を下す権限に影響を及ぼさない

第 153 条から第 155 条までの如何なる規定も、侵害手続において差止命令を下す裁判所の権限に影響を及ぼさない。

第 157 条 裁判所は部分的に有効な特許に救済を与えることができる

(1) 侵害手続において特許が部分的にのみ有効であると認められた場合は、裁判所は、当該特許の有効な部分で侵害されたものに救済を与えることができる。

(2) ただし、裁判所は、原告が当該無効な主張が善意で、かつ、合理的な技能及び知識をもって作成されたことを証明した場合にのみ、特許の当該部分について損害賠償、利益の返還又は費用を裁定することができる。

(3) 費用を認容するか否か及び損害賠償又は費用の返還の計算を開始する日は、裁判所の裁量による。

(4) 裁判所は、救済の条件として、(裁判所の許可を得た明細書の補正に関する)第 89 条に基づく申請により明細書を補正するよう指示することができ、かつ、この申請は、侵害手続における他の争点がまだ解決されていない場合も行うことができる。

第 158 条 明細書の有効性が争われている場合は裁判所はその後の手続に係る費用を認容することができる

(1) 手続において明細書のクレームの有効性が争われ、かつ、裁判所が当該クレームは有効であると認める場合は、裁判所は、当該クレームの有効性が当該手続において争われたことを確認することができる。

(2) その後の何れかの侵害又は取消手続において当該クレームの有効性に依拠する当事者は、最終命令又は判決が当該当事者に有利なものであることを条件として、確認されたクレームに係る合理的な弁護士・依頼人間費用に係る権利を得る。

(3) 本条は、その後の手続における上訴の費用には適用されない。

第2章 非侵害の宣言

第159条 非侵害の宣言に係る申請

- (1) 発明を実施することを希望する者は、当該発明の実施が何れの完全明細書のクレームを侵害することにもならない旨の宣言を裁判所に申請することができる。
- (2) 申請は、次に定めるところにより行うことができる。
 - (a) 完全明細書が公衆の閲覧に開放された後何時でも、かつ、
 - (b) 特許権者又は被指名者が、当該発明の実施が当該クレームを侵害することになる旨の主張を行っているか否かを問わず
- (3) 特許権者又は被指名者は、手続に被告として加わえられなければならない。

第160条 非侵害の宣言に係る宣言の手続

- (1) 裁判所は、関係発明に関して特許が付与され、かつ、次に掲げることが該当しない限り、非侵害の宣言を行ってはならない。
 - (a) 宣言の申請人が、
 - (i) 書面により被指名者又は特許権者に対し、意図されている実施は完全明細書のクレームを侵害することにもならない旨の認容書を求め、
 - (ii) 意図されている実施の詳細内容書を被指名者又は特許権者に与え、かつ、
 - (iii) 意図されている実施がクレームを侵害することになるか否かについて助言を得る際の被指名者又は特許権者の経費について合理的な金額を支払うことを約束し、
 - (b) 被指名者又は特許権者が前記の認容を行うことを拒絶し又はそれを行わず並びに
 - (c) 裁判所が意図されている実施は完全明細書のクレームを侵害することにはならないと認めること
- (2) 本条の如何なる規定も、本条とは別個に宣言を行う管轄権を制限するものではない。

第161条 非侵害の宣言に係る費用

非侵害の宣言に係る手続における当事者の費用は、裁判所の裁量による。

第162条 非侵害の宣言に係る手続において特許の有効性は争点とならず宣言により影響を受けることもない

- (1) 特許の明細書のクレームの有効性は、非侵害の宣言に係る手続において問題にされてはならない。
- (2) 従って、宣言が行われたか否かは、特許の有効性に影響を及ぼさない。

第3章 検事総長の地位

第163条 検事総長は特許手続に出頭することができる

(1) 検事総長は、公益がかかわっているか又はかかわる可能性があると認める場合は、次に掲げることのすべて又は何れかを行うことができる。

(a) 特許の有効性を試すために手続を提起すること

(b) 特許の取消を申請すること

(c) 特許の付与、補正若しくは取消に係る又は非侵害の宣言に係る裁判所又は長官の下の手続に出頭し及び聴聞を受け、かつ、自己が当該手続の当事者であるものとして望ましいと認める措置をとること

(d) 当事者の同意を得て、(c)にいう手続に介入しその管理及び進行を引き受けること

(2) 検事総長が出頭した手続において、費用を検事総長に有利に又は不利に裁定することができる。

第164条 当事者は特許の有効性を問題にする場合は検事総長に通知しなければならない

(1) 裁判所又は長官の下の手続の当事者であって特許の有効性を問題にすることを意図するものは、その意図を検事総長に通知しなければならない。

(2) 前記の通知は、審理の少なくとも21日前に書面により行わなければならない。

(3) 当該当事者はまた、自己又は当該手続の他の当事者が当該手続において提出した文書であって検事総長が請求するものを検事総長に提供しなければならない。

第4章 特許の取引、特許のライセンス及び特許に係る権利の移転

特許に係る譲渡、ライセンス及びその他の登録

第165条 特許に係る譲渡、ライセンス及びその他の登録の請求

- (1) 特許、特許の持分又は特許に係る権利を取得した者 A は、A の権原又は権利の登録について長官に申請しなければならない。
- (2) ただし、特許若しくは特許の持分を処分した者又は当該権利を与えた者は、前記に代えて、A の権原又は権利を登録するよう申請することができる（この場合(1)は適用されない）。
- (3) 何れの場合も、所定の方法で申請を行わなければならない。
- (4) 本条は、譲渡、移転、法の適用、譲渡抵当、ライセンス又はその他の手段(第5章に基づいて付与される強制ライセンスを除く)による取得及び処分に適用される。

第166条 譲渡、ライセンス及びその他の特許に係る権利

第165条に基づいて申請が行われた場合、長官は、自己に納得の行く A による特許又は特許の持分の取得の証拠に基づき、

- (a) A の権原又は権利を登録しなければならず、
- (b) 新特許権者の名義で取り換えた特許証を交付することができ、かつ、
- (c) 第165条に基づく申請に伴って提出された書類又は当該書類の写しを維持しなければならない。

検認上又は遺産管理状なしでの特許及び特許出願の帰属

第167条 長官は検認状又は遺産管理状なしで特許又は特許出願を帰属させることができる

- (1) 特許権者、特許出願人又は被指名者 A が死亡した場合は、長官は、A の代わりにある者 B を(検認状又は遺産管理状を要求することなく)当該の特許権者、出願人又は被指名者として登録又は代用することができる。ただし、次に掲げることが該当する場合に限る。
- (a) B が長官に納得の行くように
- (i) B が、A がその死亡時に住んでいた場所において、A の財産に係る A の遺言書若しくは遺産管理状の検認状を取得する権利を有すること又は A の人格代表者であること、
- (ii) 検認状又は遺産管理状がニュージーランドにおいて作成されても封じ直されてもいないこと、及び
- (iii) A の債権者及び A の遺言書に基づき又は A の無遺言での死亡に当たって利益を受けるすべての者の権利が、当該の措置が取られたときは適切に保障されることを証明すること、
- (b) B が所定の方法により申請すること
- (2) B が本条に基づいて特許権者、出願人又は被指名者になった場合、B は、当該特許を、それに影響を及ぼすすべての現存する権利及びエクイティ上の権利に従うことを条件として所有する。
- (3) 本条は、A が本条の施行前に死亡していたとしても適用される。
- (4) 1969年行政法第70条又は第73条の如何なる規定も、本条の適用を制限するものではない。

特許が効力を失った場合の特許製品及び方法の販売、賃貸借及びライセンスの終了

第 168 条 特許が効力を失った場合の特許製品又は方法の販売、賃貸借及びライセンスの終了

- (1) 本条は、次に掲げる契約に適用される。
 - (a) 特許製品の販売又は賃貸借に係る契約
 - (b) 特許製品又は方法を実施するライセンス
- (2) 本条が適用される契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3 月の予告通知書を発出することにより、当該契約が成立した時に当該製品又は方法を保護していた特許又はすべての特許が効力を失った後何時でも終了させることができる。
- (3) (2)は、
 - (a) 当該契約が本条の施行前に成立したか後に成立したかに拘らず適用され、
 - (b) 当該契約又は何れかの他の契約に相いれない規定があっても適用され、かつ、
 - (c) 本条とは別個に行使できる、契約を終了させる権利を制限しない。

第5章 強制ライセンス

主としてニュージーランドにおける特許発明の供給のための強制ライセンス

第169条 ニュージーランドにおいて市場が供給を受けていないか又は合理的な条件で供給を受けていない場合の強制ライセンスの申請

(1) 何人も、(2)に定める何れかの理由により、次に掲げる時期の何れか遅い方の後何時でも、特許に基づくライセンスの付与を裁判所に申請することができる。

(a) 当該特許が付与された日から3年が経過した時、又は

(b) 特許日から4年が経過した時

(2) 理由は、特許発明向けの市場が次に掲げる事情に該当することである。

(a) ニュージーランドにおいて供給を受けていないこと、又は

(b) ニュージーランドにおいて合理的な条件で供給を受けていないこと

第170条 裁判所はライセンスの付与を命じることができる

(1) 裁判所は、第169条(2)にいう条件の何れかが確認されたと認めるときは、裁判所が適切と考える条件の下に、第169条に基づく申請に応じてライセンスの付与を命じることができる。

(2) ただし、

(a) 集積回路に関係する特許に係るライセンスを本条に基づいて付与してはならず、

(b) ニュージーランド及び何れかの条約国に適用される何れかの条約、取決め又は約束に反することになる命令を(1)に基づいて下してはならない。

(3) 本条に基づいて付与されたライセンスは、

(a) 排他的なものではなく、

(b) 当該特許発明を使用している企業の営業権と関連してでなく譲渡されてはならず、

(c) 主としてニュージーランドにおける特許発明の供給に限定され、かつ、

(d) 長官が(1)に基づいて下された命令の写しを受領した後合理的に可能な限り速やかに、長官により特許登録簿に記録されなければならない。

(4) 本条に基づいて付与された何れのライセンスも、ライセンスが付与された理由が消滅したと裁判所が認めるときは、利害関係人の申請に基づいて裁判所が終了させることができる。

医薬品の輸出に係る強制ライセンス

第171条 裁判所は医薬品の一定の国への輸出に係るライセンスの付与を命じることができる

(1) 裁判所は、裁判所が次に掲げることを認めたときは、何れかの者による申請に基づき、特許に基づくライセンスの付与を命じることができる。

(a) 特許発明が、

(i) 医薬品、又は

(ii) 医薬品を製造するための方法であり、

(b) 申請に特記する1又は複数の外国における重大な公衆衛生問題(たとえば HIV/AIDS、結

核、マラリア又はその他の疾病の現実の又は急迫した流行病の発生)に対処するために当該医薬品が必要であり、かつ、

(c) 前記の外国のそれぞれが、

(i) 当該製品に関して関係決定の(2)(a)若しくは TRIPS 協定付属書の(2)(a)に基づく通告を行った適格輸入加盟国であるか、又は

(ii) 第 172 条に基づく告示において当該製品に関して現在特記されている国であり、かつ、

(d) 当該ライセンスに基づいて製造される当該医薬品のすべてが前記の外国に輸出されること

(2) 本条に基づいて付与されたライセンスは、

(a) 排他的なものではなく、

(b) 当該特許発明を使用している企業の営業権と関連しないで譲渡されてはならず、かつ、

(c) 長官が(1)に基づいて下された命令の写しを受領した後合理的に可能な限り速やかに、長官により特許登録簿に記録されなければならない。

(3) 本条に基づいて付与された何れのライセンスも、ライセンスが付与された理由が消滅したと裁判所が認めるときは、利害関係人の申請に基づいて裁判所が終了させることができる。

(4) 本条及び第 172 条から第 174 条までの適用上、適格輸入加盟国とは、

(a) TRIPS 協定に第 31 条の 2 を挿入する改正がまだ発効していない場合は、関係決定の(1)にいう適格輸入加盟国をいい、

(b) TRIPS 協定に第 31 条の 2 を挿入する改正が発効している場合は、当該条にいう適格輸入加盟国をいう。

医薬品には、医薬若しくはワクチン、その製造に必要な医薬若しくはワクチンの活性要素又は医薬若しくはワクチンの使用に必要な診断用品一式が含まれる。

関係決定とは、TRIPS 協定及び公衆衛生に関するドーハ宣言の第 6 項の実施に関する世界貿易機関一般理事会の 2003 年 8 月 30 日の決定をいう。

第 172 条 外務貿易大臣は、適格国を特定する告示を公告することができる

(1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。

(a) 世界貿易機関の加盟国でない国の政府が、特定の医薬品に関して、第 171 条(1)(c)(ii)の適用上同国が本条に基づいて特定されるよう要請越し、

(b) 当該要請に、同国政府が

(i) 同国の医薬部門には当該医薬品に係る製造能力がないか、又は

(ii) 同国の医薬部門における当該医薬品に係る製造能力(特許権者が所有又は管理している能力を除く)が現在当該製品に係る同国の必要性を満たす目的で不十分であると考えられる理由に関する情報が記載され、かつ、

(c) 当該要請において、同国が必要とする当該医薬品の予想量を特定している場合

(2) 外務貿易大臣(大臣)は、ある国から(1)にいう要請を受領した後、次に掲げる何れかのことを認めた場合は、官報における告示により、関係医薬品に関して、第 171 条(1)(c)(ii)の適用上の国を特定することができる。

(a) 同国の医薬部門には当該製品に係る製造能力がないこと、又は

(b) 同国の医薬部門における当該製品に係る製造能力(特許権者が所有又は管理している能力を除く)は、現在当該製品に係る同国の必要性を満たす目的で不十分であること

- (3) (2)に基づく告示においては、
 - (a) 国及び医薬品を特定しなければならず、
 - (b) 当該国が必要とする医薬品の予想量((1)に基づいてニュージーランド政府に通報されたもの)を特定しなければならず、かつ、
 - (c) 大臣が(2)に定める事項を認める旨及びそのように認める理由を記載しなければならない。
- (4) 大臣は、公報における告示により、
 - (a) (2)に基づく告示を修正し又は取り消すことができる。
 - (b) (2)に基づく告示を取り消し、かつ、それを他の告示により置き換えることができる。
- (5) 大臣は、(2)に基づく告示の写しを、外務貿易省により又はそれに代わって維持されているインターネットサイトにおいて公表しなければならない。
- (6) 疑問を回避するため、(2)に基づく告示は 2012 年立法法適用上の立法の手段でも拒否の手段でもなく、同法第 41 条に基づいて代議院に上程する必要はない。

第 173 条 ライセンスの条件

- (1) 第 171 条に基づく命令においては、次に掲げる事項に関するライセンスの条件を明記しなければならない。
 - (a) 実施権者の名称及び宛先
 - (b) ライセンスが付与された特許発明の名称
 - (c) ライセンスに基づいて製造された医薬品の輸出先となるべき国（単数又は複数）の名称
 - (d) それらの国それぞれに輸出できる医薬品の最大量（当該国の必要を満たすのに必要と裁判所が認める量を越えてはならない）
 - (e) ライセンスの存続期間
 - (f) (2) (e) の適用上の実施権者のインターネットサイトのアドレス
- (2) 第 171 条に基づいて付与されたライセンスは、次に掲げる条件に従わなければならない。
 - (a) 当該ライセンスに基づいて製造されたすべての医薬品は、当該製品の輸出のための強制ライセンス許諾計画に基づいて設けられた特定のラベル表示又は標記により明確に特定されなければならない。
 - (b) 当該ライセンスに基づいて製造されたすべての医薬品は、特定の識別特徴（たとえば、特別の包装又は当該製品の特別の彩色若しくは形状）を持たなければならないが、ただし、そのような特徴を持たせることが可能であり、かつ、価格に多大の影響を及ぼさない場合に限る。
 - (c) 当該ライセンスに基づいて製造されたすべての医薬品は、(1) (c) に基づいて特定された国に輸出されなければならない。
 - (d) 実施権者は、医薬品を(1) (c) に定める国に輸出する前に、世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会に、WTO のインターネットサイトで公表する情報の目的で、次に掲げる情報を含む記述を提供しなければならない。
 - (i) 当該国に輸出される医薬品の数量
 - (ii) (a) にいう特定のラベル表示又は標記及び(b)にいう医薬品の識別特徴
 - (e) 実施権者は、医薬品を(1) (c) に定める国に輸出する前に、(d) に定める情報を実施権者のインターネットサイトで公表しなければならない。

(3) 第 171 条に基づいて付与されたライセンスは、裁判所が適切と考えるその他の条件の下に置かれることがある。

(4) 本条の適用上、
実施権者のインターネットサイトとは、実施権者により又はその者に代わって維持されているインターネットサイトをいい、
WTO インターネットサイトとは、世界貿易機関により又はそれに代わって維持されているインターネットサイトをいう。

第 174 条 命令の写しを長官及び外務貿易大臣に送付しなければならない

(1) 裁判所の登録官は、第 171 条に基づいて命令が下された後合理的に可能な限り速やかに、命令の写しを長官及び大臣に送付しなければならない。

(2) 大臣は、命令の写しを受領した後合理的に可能な限り速やかに、外務貿易省により又はそれに代わって維持されているインターネットサイトで命令の写しを公表しなければならない。

強制ライセンスに関する総則

第 175 条 特許権者に支払う報酬

本章に基づいてライセンスがある者に付与された場合、その者は、次に掲げるところに該当する報酬を特許権者に支払わなければならない。

- (a) その者と特許権者との間で合意されているか
- (b) その者と特許権者との間で合意されている方法により決定されるか、又は
- (c) 合意が場合には、その者の申請に基づいて裁判所が決定する報酬

第 176 条 ライセンスを申請する者は特許権者から合理的な商業条件でライセンスを取得する努力をしたのでなければならない

ライセンスは、ライセンスを申請する者が特許権者から合理的な商業条件でライセンスを取得する努力をした後、特許権者から合理的な期間内に、ライセンスを取得することができなかったか又は合理的な商業条件でライセンスを取得することができなかったものでない限り、本章に基づいて付与してはならない。

第 177 条 第 169 条、第 171 条又は第 175 条にいう申請に基づく権限の行使

(1) 第 169 条、第 171 条又は第 175 条にいう申請に基づく裁判所の権限は、発明者又は特許の利益を受ける権利を有するその他の者が発明の内容を考慮して適切な報酬を受けることを確保するという観点から行使されなければならない。

(2) (1)の適用上、裁判所は、第 171 条にいうライセンスの場合、当該ライセンスに基づいて当該製品が輸出される国にとっての当該ライセンスに基づいて製造された製品の経済的価値を考慮に入れなければならない。

第 178 条 ライセンスの付与に係る命令は捺印証書としての効力を有する

(1) ライセンスの付与に係る本章に基づく命令は、それが特許権者及び他の必要なすべての

当事者により完成された，当該命令に従ってライセンスを付与する捺印証書としての効力を有する。

(2) (1)は，その他の執行方法を制限するものではない。

第6章 発明の国による使用

第179条 発明の国による使用

- (1) 政府部局及び政府部局から書面により授権された者は、当該発明に係る特許に係る出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に開放された後何時でも、発明を国の用のために実施することができる。
- (2) (1)に基づく発明の実施は、次に掲げるもの何れの侵害にもならない。
- (a) 特許出願が係属中である場合は、当該発明に係る被指名者の権利
- (b) 当該発明に関して特許が付与されている場合は、当該特許
- (3) (1)は、
- (a) 第186条から第188条までに従うことを条件とするが、
- (b) 本法の何れのその他の規定にも拘らず適用される。
- (4) 本章の適用上、
- (a) ニュージーランド外の何れかの国の政府への同国の防衛に必要とされる製品の供給のための発明の使用は、当国の用のための発明の実施として扱われなければならない。ただし、当該供給が、ニュージーランド政府とその国の政府との間の協定又は取決めに従って行われる場合に限る。
- (b) 政府部局又は政府部局に授権された者の本条に基づいて発明を実施する権限には、本条により付与された権限の行使により製造された製品であって最早製造された際の目的では必要がなくなったものを何れの者にも販売する権限が含まれる。
- (c) 政府部局又は政府部局により授権された者の本条に基づいて発明を売却する権限は、集積回路に関する特許出願又は特許の場合においては、当該発明の公衆への売却には及ばない。

第180条 総督令により使用を国の使用と宣言することができる

発明の如何なる使用も、本章の適用上、総督が総督令により、特定の産業に従事している者又はかかる者の集団による当該発明の使用が、国又は何れかの政府部局が完全に若しくはほぼ完全に独占している企業又は事業の利益をニュージーランドの公衆が十分に引き出せるようにする上で必要であるか又は望ましい旨を宣言した場合は、国の用のための使用として扱われなければならない。

第181条 買い手の保護

第179条により付与された権限の行使により販売された製品の買い手及び買い手を通じて権利を主張する者は、特許が国の代理として所有されているのと同様の方法で当該製品を取引する権限を有する。

第182条 国による使用に関する第三者の権利

- (1) 本条は、特許発明又は特許出願が係属中である発明の使用であって、次に掲げる者により国の用のために行われるものに関して適用される。
- (a) 政府部局若しくは第179条にいう政府部局により授権された者、又は
- (b) 政府部局の命令を受けた特許権者、被指名者若しくは特許出願人
- (2) 特許権者、被指名者若しくは特許出願人又はそれらの者から権利を得たか若しくはそれ

らの者に権利を与えた者と政府部局以外の何れかの者との間に成立したライセンス、譲渡又は合意の規定は、当該規定が次に掲げることに関し、当該規定の適用範囲において効力を有さない

- (a) (1)にいう発明の使用を制限若しくは規制すること、
 - (b) (1)にいう発明の使用に関連し、発明に関するひな形、書類若しくは情報の使用を制限若しくは規制すること、又は
 - (c) かかる使用の何れかに係る若しくはかかる使用の何れかに言及して計算された支払を行うことに関して規定すること
- (3) (1)にいう使用に関連するひな形又は書類の複製又は発行は、当該ひな形又は書類に存在する著作権の侵害とはならない。
- (4) (2)は、
- (a) ライセンス、譲渡又は合意が本条施行の前に行われたか又は後に行われたかに拘らず適用され、かつ、
 - (b) 第 186 条及び第 188 条に従うことを条件とする。

第 183 条 国による使用に関する紛争の付託

- (1) 次に掲げる紛争は、紛争の何れの当事者も、裁判所の規則により定められる方法により紛争を裁判所に付託することができる。
- (a) 政府部局又は政府部局により授権された者による第 179 条により付与された権限を行使に関する紛争
 - (b) その条に基づく国の用のための発明の使用に係る条件に関する紛争
- (2) 本条に基づく何れの手続においても、政府部局は、
- (a) 特許権者が手続の当事者である場合は、第 3 部第 11 章に基づき特許が取り消され得る何れかの理由に基づく特許の取消を申請することができ、かつ、
 - (b) 何れの場合においても、特許の取消を申請することなく、特許の有効性を争うことができる。
- (3) 裁判所は、本条に基づいて裁判所に付託された紛争に決定を下す際、次に掲げる事項を考慮に入れなければならない。
- (a) 当該発明に関して、何れかの政府部局又はある政府部局から授権された者から直接又は間接に被指名者又は特許権者が受領したかもしれない又は受領する権利を有するかもしれない利益又は補償、及び
 - (b) 当該発明の内容を考慮に入れて、被指名者又は特許権者が適切な報酬を受領することを確保する必要性

第 184 条 裁判所は問題を特別の又は官職上の仲裁人又は裁定人に付託することができる

- (1) 第 183 条に基づく何れの手続においても、裁判所は、手続全体又は手続において生じた事実に係る問題又は争点を裁判所が適切と考える条件で特別の又は官職上の仲裁人又は裁定人に付託するよう命じることができる。
- (2) 第 183 条において裁判所というときは、特別の又は官職上の仲裁人又は裁定人も含むと解さなければならない。

第 185 条 非常事態における国による使用に関する特則

(1) 発明に関して政府部局又は第 179 条にいう政府部局から授権された者にとって行使可能な権限には、当該政府部局が次に掲げることのために必要であるか又は望ましいと考える目的で発明を実施する権限が含まれる。

(a) ニュージーランドの安全若しくは防衛に対する不利益を回避すること、又は

(b) 2002 年民間防衛非常事態管理法に基づいて宣言された非常事態における権限の行使及び民間防衛非常事態管理の実施を支援すること

(2) 本条は、第 186 条から第 188 条までに従うことを条件とする。

第 186 条 第 179 条に基づく権利の内容及び範囲

(1) 第 179 条に基づく発明を使用する権利は、

(a) 排他的なものではなく、

(b) 発明を使用している企業の営業権と関連しないで譲渡されてはならず、かつ、

(c) 第 179 条(4)(a)に拘らず、政府部局又は同条にいう政府部局から授権された者による主としてニュージーランドにおける発明の供給に限定される。

(2) 裁判所は、発明を使用する権利を生じさせた事情が消滅し、かつ、繰り返されそうになると認めた場合は、利害関係人の申請に基づいて第 179 条に基づく発明を使用する権利を終了させることができる。

(3) 第 179 条に基づく発明を使用する権利は、第 185 条が適用される場合を除いて、政府部局又は第 179 条にいう政府部局から授権された者が、まず合理的な商業条件での発明の使用のための被指名者又は特許権者の同意を得る努力を行い、かつ、合理的な期間内に、この同意を得ること又は合理的な商業条件でこの同意を得ることができなかったことを条件とする。

第 187 条 被指名者又は特許権者に通知する義務

(1) 第 179 条に基づき政府部局により又はその権限をもって発明の使用が行われた場合、当該政府部局は、発明の使用の開始後可能な限り速やかに被指名者又は特許権者に通知し、かつ、それらが適宜要求する使用の程度に関する情報を提供しなければならない。

(2) (1)は、当該政府部局に対し、被指名者又は特許権者に情報を通知又は開示することを要求するものではないが、ただし、そうすることがニュージーランドの安全又は防衛を害することになるか又は害すると合理的に予想される場合に限る。

第 188 条 被指名者又は特許権者は報酬を受ける権利を有する

国は、第 179 条に基づく措置が取られた場合は、次に掲げるような報酬を被指名者又は特許権者に支払わなければならない。

(a) 被指名者若しくは特許権者と国との間に合意されたか、

(b) 被指名者若しくは特許権者と国との間で合意された方法により決定されたか、又は

(c) 合意がない場合に第 183 条に基づいて裁判所により決定された報酬

第 7 章 特許証、明細書及び特許登録簿における発明者への言及

第 189 条 特許証、明細書及び特許登録簿における発明者の言及

- (1) 本条は、長官が、第 190 条に基づいて行われた請求又は主張に基づき、次に掲げること
を認めた場合に適用される。
- (a) 前記の請求若しくは主張の対象である者又はそれらを行った者が、
- (i) 特許出願の目的である発明、又は
- (ii) 特許出願の目的である発明の大部分の発明者であること、及び
- (b) 特許出願が、前記の者が発明者であることの直接の結果であること
- (2) 長官は、次に掲げるものにおいて、前記の者が発明者として言及されるようにしなければ
ならない。
- (a) 特許出願に関して付与された特許
- (b) 完全明細書
- (c) 特許登録簿
- (3) 本条に基づく発明者としてのある者の言及は、特許に基づく権利を付与するものでも害
するものでもない。

第 190 条 発明者として言及されるべき旨の請求又は主張

- (1) 第 189 条の目的で行われる請求又は主張は、所定の方法(それがあある場合)により行わな
ければならない。
- (2) 本条に基づく請求又は主張は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (a) 完全明細書が公衆の閲覧に開放されてから 2 月後の日の前、又は
- (b) 長官が許容する更なる期間内
- (3) 長官は、(2) (a)にいう 2 月の期間の満了前に長官に対して行われたその旨の請求に基づ
いてのみ、(2) (b)にいう期間を延長することができる。

第 191 条 一定の場合請求又は主張は検討されない

第 190 条に基づく請求又は主張は、当該請求又は主張が、第 92 条(1) (b)に基づく異議申立に
おいて当該請求又は主張の対象である者又はそれらを行う者により証明されたときは第 3 部
第 9 章に基づく救済を受ける権利をその者に与えたであろう事実に基づいていると長官が認
める場合は、長官により検討されてはならない。

第 192 条 長官は主張について通知し、かつ、聴聞を受ける機会を与えなければならない

- (1) 第 190 条に基づく主張がなされた場合、長官は、当該特許の各出願人(主張者ではない
者)及び利害関係を有すると長官が認めるその他の者に対して当該主張を通知しなければなら
ない。
- (2) 長官は、第 190 条に基づいて行われた請求又は主張に関して決定を下す前に、次に掲げ
る者に対し聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない。
- (a) 当該請求又は主張の対象であった者又はそれらを行った者
- (b) 本条に基づいて当該主張が通知された者

第 193 条 発明者の名指しに関する証明書

- (1) 他人が第 189 条から第 192 条に基づいて発明者として言及されるべきではなかった旨を申し立てる者は、所定の方法（それがあある場合）により、その旨の証明書を申請することができる。
- (2) 長官は、ある者が前記の各条に基づいて発明者として言及されるべきではなかった旨を明記する証明書を発行することができる。
- (3) 長官は、証明書を発行した場合、明細書及び特許登録簿をそれに応じて訂正しなければならない。
- (4) 長官は、証明書の発行を決定する前に、利害関係を有すると長官が認める者に対し、聴聞を受ける合理的な機会を与えなければならない。

第5部 管理的及びその他の規定

第1章 特許登録簿並びに特許及び特許出願に関するその他の情報

特許登録簿

第194条 特許登録簿

- (1) 長官は、本法及び規則に従って、特許の登録簿をニュージーランドに保管しなければならない。
- (2) 第204条及び第205条は、特許登録簿に関する証拠について規定する。

第195条 特許登録簿の目的

特許登録簿は、次に掲げることを目的とする。

- (a) 公衆が次に掲げることをできるようにすること
- (i) どの特許が効力を有しているか及びかかる特許の主要な日付(たとえば特許出願の出願日)を知ること,
- (ii) 誰が特許権者であり、誰が特許にその他の利害関係(たとえば譲渡抵当又はライセンス)を有するか及びかかる者の送達宛先を知ること,
- (iii) クレームの範囲を知ること並びに
- (iv) 特許及び特許のライセンスの有効性並びに所有権に影響を及ぼすその他の事項を知ること並びに
- (b) 本法に基づく長官の職務を円滑化すること

第196条 特許登録簿の方式

特許登録簿は、次の何れであっても差支えない。

- (a) 電子登録簿
- (b) 長官が適切と考える他の何れかの方法での保管

第197条 特許登録簿の内容

- (1) 特許登録簿には、ニュージーランドにおいて有効な特許に係る次に掲げる情報を記載しなければならない。
- (a) 特許権者の名称、宛先、国籍又は主たる事業所(適切な場合)及び送達宛先
- (b) 特許出願の出願日、特許日、優先日、受理された完全明細書の公開の日、完全明細書が公衆の閲覧に開放された日、特許が付与された日及び次の更新料の納付期限が到来する日
- (c) 完全明細書の名称
- (d) 譲渡及び移転の詳細
- (e) 実施権者及び特許に利害関係を有するその他の者の名称、宛先及び送達宛先
- (f) 本法により又は本法に基づいて特許登録簿に記載することを要求されているその他の事項
- (2) 特許登録簿には、長官が必要又は望ましいと認めるその他の情報も記載することができる。

(3) 如何なる信託の通知も特許登録簿に記載してはならず、かつ、長官は、その種の通知により影響されることはない。

特許登録簿の調査及び特許情報の取得

第 198 条 特許登録簿の調査

何人も、本法又は規則に従って、特許登録簿を調査することができる。

第 199 条 特許情報及び認証謄本の請求

長官は、ある者が次に掲げるものを所定の方法により請求した場合、それをその者に与えなければならない。

- (a) 特許又は登録されている書類の写し又は抜粋であつて、第 204 条の適用上長官により原本の真正の謄本又は抜粋として認証されたもの
- (b) 第 205 条に記載された事項の何れかに関する証明書
- (c) 特許又は特許出願に関する所定の情報

特許登録簿及びその他の公式書類の変更

第 200 条 特許登録簿の変更

長官は、本法又は規則に従って特許登録簿に変更を施すことができる。

第 201 条 長官は特許登録簿等中の自己の過誤を訂正することができる

- (1) 長官は、次に掲げるものの何れかにおいて自らが犯したと認める誤り又は遺漏を訂正することができる。
 - (a) 特許登録簿
 - (b) 特許
 - (c) 本法に基づいて発行されたその他の書類
- (2) 長官は、訂正を行う前に、次に掲げることをしなければならない。
 - (a) 長官が当該訂正を行おうとしている旨をそれに利害関係を有していると長官が考える者に通知すること及び
 - (b) かかる者に聴聞を受ける合理的な機会を与えること
- (3) 長官は、訂正を行うために、特許又はその他の書類の提示を要求することができる。

第 202 条 長官は登録簿等中の他人の過誤を訂正することができる

- (1) 長官は(何れかの者の申請に基づき又は職権により)、何れかの者により次に掲げるものの何れかにおいて犯されたと長官が認める誤り又は遺漏を訂正することができる。
 - (a) 特許登録簿
 - (b) 特許
 - (c) 特許出願
 - (d) 特許出願に関連して提出されたか又は特許若しくは特許出願に関連して長官の下の手続に提出された書類

(2) 何人も(当該人が当該誤り又は遺漏を犯したか否かに拘らず)、所定の方法により、本条に基づく訂正を申請することができる。

(3) 長官は、次に掲げる事情が存在すると考える場合は、訂正を行う前に、意図する訂正の内容を公報において公告しなければならない。

(a) 当該訂正は、訂正される書類の意味又は範囲を変更するものであり、

(b) それに利害関係を有する者への通知なしにそれを行うべきではない。

(4) ある者が、意図される訂正の申請に対する異議申立を所定の期間内に長官に通知した場合は、長官は、当該事項に決定を下す前に、次に掲げることを行わなければならない。

(a) 申請人(それがいる場合)に異議申立書を出すこと

(b) 申請人(それがいる場合)及び異議申立人に聴聞を受ける合理的な機会を与えること

(5) 本条は、第 201 条(1)にいう者が犯した誤り若しくは遺漏又は完全明細書中の誤り若しくは遺漏には適用されない(完全明細書の補正に係る第 40 条及び第 3 部第 8 章を参照せよ)。

第 202A 条 長官は、一致していない一定の情報を変更することができる

(1) 本条は、特許登録簿における、人に関する情報が、ニュージーランド事業番号登録簿における主要事業資料と一致していない場合に適用する。

(2) 本条を適用する場合には、長官は、特許登録簿における情報を、(所定の方法がある場合には、それに従って)上記の情報がニュージーランド事業番号登録簿にある主要事業資料と一致するように変更することができる。

(3) 本条においては、主要事業資料は、ニュージーランド事業番号法 2016 年の第 20 条(2)におけるのと同じ意味を有する。

第 203 条 裁判所は特許登録簿を訂正することができる

(1) 裁判所は、不服を有する者の申請に基づき、特許登録簿に記載を行い又は同登録簿中の記載事項を変更若しくは削除することにより同登録簿を訂正するよう命じることができる。

(2) 本条に基づく手続において、裁判所は、特許登録簿の訂正に関連して決定することが必要であるか又は便宜である問題に決定を下すことができる。

(3) 訂正の申請人は、所定の方法により、長官に申請を通知しなければならない。

(4) 長官は、申請に関して出頭し及び聴聞を受けることができ、かつ、裁判所からそのように指示された場合は出頭しなければならない。

(5) 本条に基づく裁判所による何れの命令においても、所定の方法により当該の命令の通知を長官に送達しなければならない旨を指示しなければならない。

(6) 長官は、命令の通知を受領し次第、これに応じて特許登録簿を訂正しなければならない。

証拠

第 204 条 証拠：特許登録簿及び特許

(1) 特許登録簿は、本法により又は本法に基づいて同登録簿に記載することを要求又は授權されている事項の一応の証拠であるものとする。

(2) 特許又は登録された書類の写し又は抜粋であって、真正の謄本又は抜粋として長官に認証されたとされるものは、法的手続において、原本であるものとして証拠として許容される。

第 205 条 証拠：長官が行った事柄

(1) (2) にいう事項に関して長官が署名したとされる証明書は、すべての目的で、当該証明書に記載された事項の一応の証拠である。

(2) 前記の事項とは、次に掲げる事柄の何れかである。

(a) 当該人が、本法若しくはその他の法令により又はそれらに基づき特許又は特許出願に関して行うことを授權されている事柄(特許登録簿への記載を含む)が行われたか又は行われていないこと

(b) 当該人が、本法若しくはその他の法令により又はそれらに基づき特許又は特許出願に関して行うことを授權又は要求されている事柄が適法に行われたこと

(c) 特許登録簿中の何れの記載事項も証明書に記載されているとおりであること

公報及びその他の刊行物

第 206 条 長官は公報を発行しなければならない

(1) 長官は、次に掲げるものを記載する公報を定期的に発行しなければならない。

(a) 特許及び特許出願に関する所定の詳細(たとえば、付与された特許の名称及び特許権者並びに発明の簡潔な説明)

(b) 本法、規則又はその他の法令により、公報で公告することを要求されているその他の事項

(c) 特許又は特許出願に関するその他の情報であって、特許権者、特許出願人、実施権者又は公衆にとって知ることが有用であるか又は望ましいと長官が考えるもの

(2) 公報は、電子的に又は長官が適切と考えるその他の方法により発行することができる。

第 207 条 長官は索引等を保管又は公表することができる

(1) 長官は、適切と考える発明、特許及び特許出願に関する索引、明細書、明細書の要約、カタログ及びその他の作品を公表することができる。

(2) 長官は、次に掲げるものの主題による分類を保管することができる。

(a) ニュージーランドで提出され、公衆の閲覧に開放された明細書

(b) ニュージーランドで公開された特許に関する刊行物であって、発明の特許性を迅速、かつ、正確に決定する目的で必要又は有用であるもの

(3) 前記の索引及びその他の書類は、電子的に又は長官が適切と考えるその他の方法により公表又は保管することができる。

第2章 長官の手續に関する総則

長官の自由裁量権の行使前の聴聞

第208条 長官の自由裁量権の行使前の聴聞

(1) 長官は、本法又は規則に基づく長官の自由裁量権の何れをも、出願人又は長官の下の手続のその他の当事者に所定の方法により聴聞を受ける合理的な機会を与えることなしに、その者に不利に行使してはならない。

(2) (1)は、次に掲げるものには適用されない。

(a) 出願人に第64条に基づく審査を請求するよう出願人に指示する長官の権限

(b) 第100条が適用される者

長官への証拠の提示

第209条 手續において長官に証拠を提示する方法

(1) 本法に基づく長官の下の手続において、証拠は、(長官が(2)に基づき別段の指示をしない限り)宣誓供述書又は法定宣言書により提示しなければならない。

(2) ただし、長官は、次に掲げることを行うことができる。

(a) 宣誓供述書又は宣言書の代わりに又はそれらと共に口頭証拠を取ること及び

(b) 証人の宣誓供述書、宣言書又は口頭証拠に基づく証人に対する反対尋問を許容すること

(3) 法定宣言書は、上訴に係る裁判所において、宣誓供述書による証拠の代わりに用いることができ、かつ、このように用いられた場合は、宣誓供述書による証拠と同一のすべての付随条件及び結果を伴う。

(4) 本法の適用上行われたすべての宣誓供述書及び法定宣言書に(虚偽の陳述又は宣言に関する)1961年犯罪法第111条が適用される。

第210条 長官は宣誓に基づく証言を受けることができる

(1) 長官は、自己の下の手続における何れの証人にも宣誓をさせることもできる。

(2) 長官の下での宣誓に基づいてなされた証言は、(偽証に関する)1961年犯罪法第108条及び第109条の適用上司法手續において提示される。

第211条 長官による召喚状の発出

(1) 長官は、長官の下で聴聞に出頭し、かつ、次に掲げることのすべて又は何れかをするよう要求する召喚状を発出することができる。

(a) 証言すること

(b) 宣誓に基づいて証言すること

(c) 当該人が保有又は管理する書類、物若しくは情報又は指定された書類、物若しくは情報であつて聴聞に關係するものを提出すること

(2) 長官は、本条に基づいて提出された何れかの書類、物又は情報が、宣誓、法定宣言書又はその他により検証されるよう要求することができる。

(3) 第234条から第236条までは、召喚状及び召喚状に従わない違法行為に係る要件を定め

る。

費用を裁定する権限

第 212 条 長官は費用を裁定することができる

- (1) 長官は、本法に基づく自己の下の手続において、次に掲げることを行うことができる。
 - (a) 命令により、長官が適切と考える額の費用をある当事者に裁定する(限度を設けることなく、損害填補方式にすることができる)こと及び
 - (b) 当該費用を如何にして何れの当事者が支払うべきかを指示すること
- (2) 前記の命令は裁判所の判決として記載することができ、かつ、それに応じて執行することができる。

第 213 条 長官は費用に係る保証金を要求することができる

- (1) 長官は、次に掲げることを認めた場合は、手続の当事者に対し、手続の費用に係る保証金を出すよう要求することができる。
 - (a) 当該当事者がニュージーランドで居住せず、事業も行っていないこと、又は
 - (b) 当該当事者は、手続で勝訴しなかった場合、他方当事者の費用を支払うことができないと信じる理由が存在すること
- (2) 当該当事者が要求された保証金を出さない場合、長官は、手続が当該当事者により放棄されたものとして扱い、それに応じて当該事項に決定を下すことができる。

長官の決定に対する上訴

第 214 条 長官の決定に対する上訴

- (1) 本法に基づく長官の決定に不服を有する者は、裁判所に上訴することができる。
- (2) 上訴は、次に掲げるところにより提起しなければならない。
 - (a) 裁判所の規程に従い、かつ、
 - (b) 次に掲げる何れかの期間内に
 - (i) 決定の日の後の 20 就業日
 - (ii) 前記の期間が満了する前又は後に行われる申請に基づいて裁判所が許容する更なる期間
- (3) 本条は、第 28 条又は第 29 条に基づく長官の決定に関する上訴を裁判所に行うことを許容するものではない(前記の決定の再審理について第 30 条を参照せよ)。

第 215 条 上訴に関する裁判所の決定に対する上訴

- (1) 長官の決定に対する上訴に関する裁判所の決定は、次に掲げる何れかの場合に限り上訴裁判所に上訴することができる。
 - (a) 当該決定が(長官の共有者に指示を与える権限に関する)第 26 条に基づいて行われた場合
 - (b) 当該決定が(長官による特許の取消に関する)第 99 条又は第 112 条に基づいて行われ、かつ、当該決定の効果が特許の取消である場合

- (c) 裁判所又は上訴裁判所が許可する場合
- (2) 長官の決定に対する上訴に関する裁判所の他のすべての決定は、最終的とする。
- (3) ただし、本条は、2003 年最高裁判所法第 7 条及び第 8 条に基づく上訴権を制限するものではない。

長官の費用

第 216 条 手続における長官の費用

本条に基づく裁判所の下の如何なる手続においても、長官の費用は、裁判所の自由裁量による。

第3章 特許に係る行政機関及び職員の設置及び業務

長官及び長官補

第217条 長官及び長官補

- (1) 省の長は、1988年州部門法に基づき、次に掲げる者を任命しなければならない。
- (a) 特許長官
- (b) 本法の適用上必要な数の長官補
- (2) これらの者は省の従業者であり、前記の官職は、別個に又は省のその他の官職と平行して保持することができる。

第218条 長官の職務

長官の職務は、本法及び規則に従って次に掲げることを行うことである。

- (a) 特許出願及び明細書を審査し、特許を付与し、特許を取り消し及び特許の権利放棄を受理し並びに特許出願及び特許付与に関するその他の決定を行うこと
- (b) 特許登録簿を維持し及び特許登録簿に関するその他の職務を遂行すること
- (c) 公報の発行によるものを含め、特許及び特許出願に関する情報を維持し及び提供すること
- (e) 本法及び規則により長官に付与されたその他の職務、義務及び権限を遂行すること

第219条 特許長官補の権限

- (1) 特許長官補は、本法に基づく長官の職務、義務及び権限(第220条に基づく委任権限を除く)を有するが、長官の監督に従うことを条件とする。
- (2) 長官補が前記の職務、義務及び権限を行う事實は、それを行う職権の決定的な証拠である。

第220条 長官の委任権限

- (1) 長官は、長官の何れの職務、義務及び権限をも(この委任権限を除く)、包括的に又は個別的に、何れかの者に委任することができる。
- (2) 委任は、
- (a) 書面によらなければならない、
- (b) 長官が適切と考える制限及び条件に従わせることができ、
- (c) 書面により何時でも取消可能であり、かつ、
- (d) 長官による職務、義務又は権限の遂行又は行使を妨げるものではない。
- (3) 何れかの職務、義務又は権限を委任された者は、それが委任によってではなく直接本法により付与されたのと同じの方法により及び同一の効果を伴ってそれを遂行及び行使することができる。
- (4) 委任に基づいて行動していると考えられる者は、逆の証拠がない限り、委任の条件に従って行動しているものと推定される。
- (5) 本法又は規則において長官というときは、委任された事柄に関して、受任者を含む。

第 221 条 長官及びその他の者の責任

長官、長官補又は長官の代理として行動するその他の者は、長官の職務、義務又は権限の遂行又は意図した遂行において善意でした行為又は不作為について個人的に責任を負わない。

ニュージーランド知的所有権庁

第 222 条 ニュージーランド知的所有権庁

(1) 大臣は、官報における告示により、次に掲げることができる。

(a) 本法、2002 年商標法、1953 年意匠法及び大臣が適切と考えるその他の知的所有権法令に基づいて生じる事項に関する公衆との間の通信の目的で設けられる官庁の所在場所を指定すること

(b) 前記の場所を変更すること

(c) 前記の官庁に命名すること

(d) 前記の官庁の名称を変更すること

(2) (告示による将来の変更を妨げることなく、告示の必要性を回避するために)本条施行のとき、

(a) 本条施行の直前に特許庁として使用されている場所は前記の官庁の場所として指定され、かつ、

(b) 前記の官庁の名称をニュージーランド知的所有権庁とする。

(3) 総督は、前記の官庁の名称変更を反映させるために、総督令により、前記の官庁の名称を除去し、代わりに他の名称を挿入して本法及びその他の法令を改正することができる。

第 223 条 ニュージーランド知的所有権庁の開庁時間

(1) 長官は、次に掲げることを行うことができる。

(a) IPONZ の開庁時間を定めること

(b) IPONZ の何れかの日における閉庁を宣言すること

(2) 長官は、前記の開庁時間を公に告示しなければならない、かつ、如何なる閉庁も (IPONZ を閉庁する前に)公に告示しなければならない。

(3) 特定の日に又は限定された期間内に行わなければならないか又は行なうことができる事柄は、その日又はその期間の最後の日が IPONZ の開庁日でない場合、次の開庁日に行うことができる (かつ、期限内である)。

第 224 条 ニュージーランド知的所有権庁の急の閉庁

(1) 長官は、次に掲げる場合は、第 223 条にいう閉庁の告示をすることなく、IPONZ の閉庁を宣言することができる。

(a) 非常事態又はその他の一時的な事情のためにそれが必要であるか又は望ましいと長官が考え、かつ、

(b) 前記の事前の告示を行うことが可能でない場合

(2) 長官は、IPONZ の閉庁後可能な限り速やかに、閉庁を公に告示しなければならない。

マオリ諮問委員会

第 225 条 マオリ諮問委員会の設置及び構成員

- (1) 長官は、マオリ諮問委員会と呼ぶ委員会を設置しなければならない。
- (2) 長官は、何時でも次に掲げることができる。
 - (a) ある者を委員会に任命すること
 - (b) ある委員を委員会から除き、かつ、長官が適切と考える場合は、その委員の代わりに他の委員を任命すること
- (3) 長官の意見により、ある者の matauranga Maori (マオリの伝統的知識) 及び tikanga Maori (マオリの儀礼及び文化) に係る知識にかんがみてその者に任命上の資格がない限り、その者を委員会の委員として任命してはならない。
- (4) 委員会の委員は、長官に対する書面による通知により、職を辞することができる。

第 226 条 マオリ諮問委員会の職務

マオリ諮問委員会の職務は、次に掲げることにに関して(要請があったときに)長官に助言することである。

- (a) 特許出願でクレームされている発明がマオリの伝統的知識又は固有の植物若しくは動物から得られたものであるか否か、かつ、
- (b) そうである場合は、当該発明の商業的实施はマオリの価値観に反する虞があるか否か

第 227 条 マオリ諮問委員会からの助言の効力

長官は、マオリ諮問委員会から与えられた助言を検討しなければならないが、それに拘束されるものではない。

第 228 条 マオリ諮問委員会は自らの手続を律することができる

マオリ諮問委員会は、長官が与える指示に従うことを条件として、自らの手続を律することができる。

第4章 その他の雑則

提出及び本法の管理

第229条 電子的提出及び本法の管理

- (1) 本条は、次に掲げることに係る本法又は規則に基づく要件に適用される。
- (a) ある者が長官に情報若しくは書類を提出し又は情報若しくは書類を送達し若しくは差し出すこと
- (b) 長官がある者に情報若しくは書類を送達し若しくは与えること
- (2) (1)(a)にいう要件は、所定の態様により所定の電子的提供方法（又は規則により許容される他の提供方法）を用いて満たされなければならない。
- (3) (1)(b)にいう要件は、次に掲げる何れかにより満たすことができる。
- (a) 所定の電子的提供方法（又は規則により許容される他の提供方法）の所定の態様による使用
- (b) 当該事情において合理的なその他の手段
- (4) 所定の電子的又はその他の提供方法を用いて提出され、送達され又は差し出された何れの事柄も、前記の要件の適用上、規則に定められた時に受領されたものとして扱わなければならない。
- (5) ただし、本条は、次に掲げる何れの要件にも適用されない。
- (a) 裁判所での何れかの手続において情報又は書類を提出し、送達し又は差し出す要件
- (b) 本法又は規則において特定の又は異なる提供方法が定められている要件（たとえば、第234条にいう召喚状）
- (6) 本条において、情報又は書類には、通知、申請（出願）、請求、証明書又は本法にいう若しくは本法に基づくその他の種類の情報若しくは書類が含まれる。

期限を延長する権限

第230条 長官は長官による遅延について期限を延長することができる

- (1) 長官は、本法又は規則に基づいて何れかの事柄を行わなければならない期間を延長することができるが、ただし、長官による遅延のためにその事柄を期間内に行えなかったか又は行えなくなる場合に限る。
- (2) 長官は、その事柄を行う期間が満了していても、延長を認めることができる。

第231条 長官は一定の提出要件又は配達の故障について期限を延長することができる

- (1) 長官は、何人かの第232条に基づく申請又は長官自身の裁量により、次に掲げるものを延長することができる。
- (a) （完全明細書の提出に係る期限に関する）第37条(2)(a)若しくは(b)若しくは(条約出願の提出に関する)第53条に基づく期限、又は
- (b) 本法若しくは規則に基づいて何れかの事柄を行わなければならない期間、ただし配達方法の故障若しくは遅延のためにその事柄を期間内に行えなかったかもしくは行えなくなる場合に限る。

- (2) 長官は、その事柄を行う期間が満了していても、延長を認めることができる。
- (3) ただし、長官は、次に掲げる事情の何れかがあったと思料する場合は、延長を認めることを拒絶しなければならない。
 - (a) 申請人又は申請人の代理人が、延長申請を行った原因である事柄に関する書類又は情報の配達のための期間に合理的な余裕をみなかったこと
 - (b) 申請人又は申請人の代理人が、当該の事柄に関してその他の面で相当の注意及び思慮分別をもって行動することを怠ったこと
 - (c) 期間延長の申請又は当該申請の遂行において過度の遅延があったこと
- (4) 長官は、適切と考える条件を付して延長を認めることができる。

第 232 条 第 231 条に基づく期限延長の申請及び承認に係る要件

- (1) 何人も、第 231 条に基づき、所定の方法により、期限の延長を申請しなければならない。
- (2) 長官は、認められたすべての延長を公報において公表しなければならない。

その他の通知の送達

第 233 条 通知(長官に対し又は長官により発出された以外のもの)の送達

- (1) 本法又は規則に基づいてある者に送達し又は発出することが要求されている通知又は書類は、当該通知又は書類について次に掲げる何れかのことが該当する場合、適切に送達され又は発出されたものとする。
 - (a) 当該人の送達宛先又は最後に知られている居所若しくは事業所において当該人に手交され又は郵送されたこと
 - (b) 当該人の最後に知られているファックス番号又は電子アドレスにファックス又は電子通信で送付されたこと
 - (c) 所定の電子的提供方法に従って当該人の利用に供されたこと(規則に基づいて許容される場合)
- (2) ファックス番号又は電子アドレスに送付された通知又は書類は、それが送付された日から 2 日以内に当該人により受領されたものとして扱わなければならない。
- (3) ある者に郵送された通知又は書類は、それが郵送された日から 7 日以内に当該人により受領されたものとして扱わなければならない。
- (4) ただし、通知又は書類は、それを郵送又は送付された者が、それが自己の過失によらずして受領されなかったことを証明した場合は、受領されたものとして扱ってはならない。
- (5) 所定の電子的提供方法を用いてある者の利用に供された通知又は書類は、規則に定める時に当該人により受領されたものとして扱わなければならない。
- (6) 本条は、次に掲げる事柄には適用されない。
 - (a) 第 229 条が適用される要件
 - (b) 裁判所での何れかの手続において送達され、発出され若しくは提出された通知若しくはその他の書類又は本法若しくは規則により異なるか若しくは特別の配達方法が定められている場合

召喚状に係る要件

第 234 条 召喚状に係る要件

- (1) 第 211 条に基づいて長官により発出された召喚状は、書面により、長官により署名され、かつ、次に掲げる事項を記載するものでなければならない。
 - (a) 当該人が出頭しなければならない日時及び場所
 - (b) 当該人が持参し、長官に提示することを要求されている書類、物件又は情報
 - (c) 証人の報酬、手当及び経費に関して支払い又は提供すべき受給権
 - (d) 不出頭に係る科料
- (2) 召喚状は、次に掲げる何れかの措置により送達することができる。
 - (a) 召喚されている者に手交すること
 - (b) 召喚されている者の通常の居所又は送達宛先宛で当該人に郵送すること
 - (c) 当該人が電子送達宛先を届け出ている場合は、当該人の電子送達宛先への電子通信により送付すること
- (3) 召喚状は、次に掲げるところにより送達されなければならない。
 - (a) 手交により送達されるべきである場合は、要求されている証人の出頭の少なくとも 48 時間前に
 - (b) 郵便により送達されるべきである場合は、要求されている証人の出頭少なくとも 10 日前に
 - (c) 電子通信により送達されるべきである場合は、要求されている証人の出頭の少なくとも 48 時間前に
- (4) 郵送された召喚状は、それが郵便の通常の過程により配達された時に送達されたものとして扱われる。
- (5) 電子通信により送付された召喚状は、それが送付された日から 2 日以内に送達されたものとして扱われる。

第 235 条 証人の報酬、手当及び経費

- (1) 召喚状に基づいて長官の下に出頭する証人は、2011 年刑事訴訟法に基づく規則に定める料金率に従って、証人の報酬、手当及び経費を受ける権利を有する。
- (2) 証人の出頭を要求する者は、当該出頭要求が送達された時又は聴聞の前の他の合理的な時に、当該の報酬、手当及び経費を支払い又は提供しなければならない。

第 236 条 召喚状に従わない違法行為

- (1) 長官の前に出頭するよう召喚された者は、十分な理由なしに次に掲げることの何れかに該当する場合は、違法行為を犯すことになる。
 - (a) 召喚状に従って出頭することを怠ること
 - (b) 要求されたときに証言しないこと
 - (c) 要求されたときに宣誓に基づく証言をしないこと
 - (d) 長官が適法に行った何れの質問にも答えないこと
 - (e) 召喚状が当該人に提供するよう要求している何れの書類、物件又は情報も提供しないこと

(2) 本条に反する違法行為を犯す者は、有罪判決があったときは 2,000 ドル以下の罰金に処される。

(3) 何人も、第 235 条に基づいて当該人が受ける権利を有する証人の報酬、手当及び経費を支払われなかったか提供されなかった場合は、本条に反する違法行為の廉で有罪判決を下されてはならない。

本法に基づいて納付される手数料及びその他の金銭

第 237 条 本法又は規則に基づいて納付される手数料及び罰金

(1) 本法に基づいて生じた何れかの事項について本法又は規則により要求されている場合は、手数料又は罰金を納付しなければならない。

(2) 長官は、(本法に基づいて許容されるその他の処分に加え) 手数料又は罰金が納付されるべき場合、当該手数料又は罰金が納付されない限り、かかる行為をすること若しくは許容すること又はかかる書類を受領することを拒絶することができる。

(3) 国際出願に係る手数料は、特許協力条約に基づくニュージーランドの義務に従い、次に掲げるものの代理として長官が徴収することができる。

(a) 国際事務局又は

(b) 本副段落の適用上、長官が代理として前記の手数を徴収することができる適切な機関として大臣が承認した国際調査機関

第 238 条 本法に基づいて納付された手数料及びその他の金員の納付及び適用対象

(1) 本法又は規則により納付することを要求されているすべての手数料及びその他の金員は、(本法又は規則が別段のことを要求していない限り) 長官に納付されなければならない。

(2) 長官は、本法に基づいて自己に納付されたすべての手数料又はその他の金員を、官庁銀行口座に払い込まなければならない。

(3) 誤って長官に納付された金額又は規則により納付を要求されていない金額は、長官が払い戻すことができ、かつ、そのように払い戻されるすべての金員は、本法以外の更なる予算割当承認なしに公金から支払うことができる。

(4) 本法又は規則により納付が要求されている手数料又はその他の金員の額で納付されていないものは、国に支払われるべき債務として又は本法若しくは規則において長官以外の者に支払われることを要求している場合は当該人に支払われるべき債務として、管轄裁判所において回復可能である。

(5) 本条は、本法に基づいて課される罰金、懲戒罰及び費用命令であって違法行為に係る罰金以外のものに適用される。

雑則

第 239 条 国王の紋章等

特許の付与自体は、(国王、副王、国家及び紋章官の紋章及び名称に関する)1981 年旗、紋章及び名称保護法第 12 条から第 15 条までに定める表示を使用する又は特許製品に付する権限を特許権者に与えるものではない。

第 240 条 一定の国の権利の留保

本法の如何なる規定も、国又は国から直接若しくは間接に権利を得た者の、関税又は消費税に関する法令に基づいて没収された物品を販売又は使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第 241 条 本法は Tokelau には適用されない

本法は、Tokelau には適用されない。

第 242 条 1999 年動産保護法の適用

第 17 条 (2)、第 23 条、第 150 条、第 165 条、第 166 条及び第 194 条から第 204 条までの如何なる規定も、1999 年動産保護法の有効性に影響を及ぼすものではない。

第5章 規則

第243条 規則

総督は、次に掲げる目的のすべて又は何れかのために、総督令により、規則を制定することができる。

特許出願及び特許付与

(a) 本法に基づく特許出願及び特許付与に関して本法と矛盾しない手続、要件及びその他の事項を規定すること。次に掲げることを含む。

(i) 特許出願、明細書及び特許出願又は明細書に関するその他の書類を所定の方法により長官に提出し、作成し又はその他により提供することを要求すること

(ii) 前記の特許出願、明細書及び書類が所定の方法により処理され又は手続を進められることを要求すること

(iii) 前記の特許出願、明細書又は書類に関して、所定の方法により長官に提出され又はその他により差し出されるべき更なる情報又は書類について規定すること

(iv) 特許出願、明細書又はその他の書類の2件以上の出願、明細書又は書類への分割に関連して踏むべき手続を規定すること

(v) 別個の特許出願、明細書又は書類の併合に関連して踏むべき手続を規定すること

(vi) 本法に基づいて提出された特許出願、明細書又は書類が現実に出願された日とは異なる日に提出されたものとして扱われるべき旨を長官が指示することを規定すること

申請（出願）、請求、通知及び手続

(b) 本法に基づく申請（出願）、請求又は通知が所定の方法により行われるか又は発出されることを要求すること

(c) 本法に基づく申請（出願）、請求若しくは通知に関連して又は長官の下での異議申立、再審査、取消若しくはその他の手続に関連して踏むべき手続を並びに手続の瑕疵の訂正の許可について規定すること

(d) 本法に基づく代理人による申請（出願）、請求又は通知の実行を律すること及び長官が代理人として認めることを拒絶することができる者の種類を規定すること

発明者に関する宣言

(e) 所定の場合に、完全明細書を添えて又は完全明細書の提出後の所定の期間内に、ある発明の発明者に関する宣言を差し出すことを要求すること

長官の指示又は管理の下にある事項

(f) 本法又は規則により長官の指示又は管理の下に置かれるすべての事項を規定すること。それには次の事項が含まれる。

(i) 長官が規則に基づいて期限を延長すること又は規則の要件を適用しないことを規定すること

(ii) 本法に基づく長官による期限の延長に係る申請、異議申立及び承認を律すること。それには延長申請の目的である発明の実施を善意で開始した者の保護を規定することが含まれる。

(iii) 聴聞を受ける合理的な機会を与える方法を規定すること

(iv) 長官の下での手続において法定宣言書を作成し差し出す方法を規定すること

(v) 放棄された、無効の又はその他により所定の期間内に使われていない申請（出願）、請求又は通知に関連して自己に提供された書類又は情報を長官が破棄することを規定すること

微生物

(g) 本法適用上の微生物の所定の寄託機関への寄託，かかる機関による微生物標本の提供及びかかる標本に係る請求に関連して踏むべき手続を規定すること

(h) 第 42 条から第 44 条までの適用のための事項を規定すること

特許協力条約

(i) 特許協力条約に基づくニュージーランドの義務を実行すること又はかかる義務に効力を与えること

(j) ニュージーランドに関して効力を有する特許協力条約又は条約の規則の英文テキストを整えること

ブダペスト条約

(k) ブダペスト条約に基づくニュージーランドの義務を実行すること又はかかる義務に効力を与えること

(l) ニュージーランドに関して効力を有するブダペスト条約の英文テキストを整えること

特許登録簿

(m) 特許登録簿に関して，本法と矛盾しない手続，要件及びその他の事項を規定すること。それには次に掲げるものに関する事項が含まれる。

(i) 登録簿の運用

(ii) 登録簿の利用及び調査

(iii) 登録簿の所在及び利用時間

(ma) 長官が，第 202A 条に基づいて特許登録簿における情報を変更する方法を定めること，これには，変更に関する手続，要件及びその他の事項を規定することを含む。

公報

(n) ある事柄を公報において公告する方法を規定すること

手数料及び罰金

(o) 本法若しくは規則又は 1953 年特許法若しくは 1954 年特許規則の規定であって第 247 条(2) 又は第 248 条により維持されているものに基づく事項に関して，納付されるべき手数料及び罰金又はかかる手数料及び罰金を計算し又は確認することができる手段を規定すること

(p) 更新料又は維持手数料の納付のための期間を規定すること

(q) 手数料又は罰金を免除すること又は長官がこれらを免除し，放棄し又は払い戻すことを規定すること

一般

(r) 通知若しくはその他の書類又は通知若しくはその他の書類の種類の電子的方法又は通知若しくはその他の書類が前記の方法に基づいて受領されたものと扱われる場合はその他の方法による提出，送達又は差出(それらの通知又は書類をインターネットサイトである者に利用可能にし，かつ，当該人の最後に知られている電子アドレスへ通知する手段又はその他の所定の手段により当該人が直接に警告されるようになっているものを含む)並びにその他の関連事項について規定すること

(s) 第 264 条の適用上，本法(又は特定の用語若しくは事項)への言及は，1953 年特許法(又は 1953 年特許法中の対応する特定の用語若しくは事項) への言及を含むものとして読み替えなければならないことを規定すること

(t) 本法により想定されているその他の事項であって，本法の施行に必要であるか又は本法

に十分な効力を与えるために必要なものを規定すること

(2) (1)に基づく規則により定められる本法の手数料制度の構造は、更新料及び維持手数料により次に掲げるものを回収するようなものにすることができる。

(a) 長官が本法又は 1953 年特許法に基づく自己の職務の遂行に際して負った費用の分担額

(b) (第 3 条(a)に定める本法の目的にかんがみて) 出願人及び特許権者が当該特許を取得することから十分な利益を得ないか又は得ないであろうならば、出願人に特許出願を無効にさせ又は放棄させ及び特許権者に特許を失効させる上で適切な動機を与える程度の費用

第 244 条 補充的授權規定

(1) 本法の適用上、ある事柄が行われる方法を定める第 243 条から第 245 条までにに基づく規則を制定する権限には、次に掲げることを行う権限が含まれる。

(a) 前記の事柄が行われるべき時期、場所及び方法を定めること

(b) 前記の事柄を行うことに関連して用いられなければならない方式を定めること

(c) 前記の事柄に関連して如何なる情報が提示されなければならないか又は如何なるその他の証拠若しくは書類が提示されなければならないかを定めること

(d) 前記の事柄に関連して提示される情報、証拠又は書類が従わなければならない要件を定めること

(e) 前記の事柄に関連して用いられなければならない電子的又はその他の提供方法を定めること

(f) (a) から (d) までの何れの事項も長官が決定する旨を規定すること

(g) 前記の事柄を行うことに関連して手数料が納付されなければならない旨を定めること

(2) 第 243 条、本条又は第 245 条に基づいて制定される規則においては、異なる種類の申請(出願)、請求、通知又はその他の事項に関して、異なる又は追加の手続、要件又は事項について定めること又は長官が決定する旨を規定することができる。

第 246 条 条約国に関する総督令

ニュージーランドが当事国である又はニュージーランドに適用される何れかの国際協定又は取決めを有効にする目的で、総督は、総督令により、前記の協定若しくは取決めの当事国である何れかの組織体又は前記の協定若しくは取決めが適用される何れかの組織体(国家、国家の一部、その国際関係についてある国家が責任を有する領域、政治連合、国際組織又は他の何れの組織体であるかに拘らない) あつて当該総督令に定めるものが、本法のすべて又は何れかの規定の適用上、条約国である旨を宣言することができる。

第6章 廃止、修正、有効性確認並びに留保及び経過規定

第247条 1953年特許法の廃止及び結果としての取消

- (1) 1953年特許法のすべての規定(第248条に定めるものを除く)が廃止される。
- (2) ただし、1954年特許規則は、結果として取り消されることはない(かつ、1953年特許法第114条に基づき、引き続き修正され又は取り消され得る)。
- (3) 1992年特許(特許協力条約)規則(SR 1992/316)は、結果として取り消される。

第250条 各種の規則及び命令の維持

- (1) 1953年特許法第77条に基づいて制定された総督令であって本条の施行直前に有効であるものは、
 - (a) 第247条に拘らず、本法に基づいて制定されたものとして引き続き効力を有する。
 - (b) 本法に基づいて制定されたものとして修正し又は取り消すことができる。
- (2) 1956年特許(アメリカ合衆国)規則(SR 956/159)は、
 - (a) 第247条に拘らず、本法に基づいて制定されたものとして引き続き効力を有する(ただし、第249条によりなされた修正を受ける)。
 - (b) 本法の規定との矛盾に拘らず適用される。
 - (c) 1953年特許法第81条がなお効力を有するものとして修正し又は取り消すことができる。

第251条 手数料の有効性確認

- (1) 1953年特許法の下で定める、同法に基づく特許弁護士の登録又は所定の試験に関するすべての手数料は、適法に課され、かつ、常に適法に課されていたものとみなさなければならない。
- (2) (1)にいう手数料から長官が受領したすべての金員は、適法に徴収され、かつ、常に適法に徴収されていたものとみなさなければならない。

第252条 PCT出願の優先日の有効性確認

- (1) 本条は、1953年特許法が適用される又は適用されていたPCT出願であって、特許協力条約第8条に基づいてニュージーランドにおいてなされた先の出願の優先権を主張するものに適用される。
- (2) 前記の出願による優先権の主張は、有効性確認がなされており、1953年特許法の適用上ニュージーランドが条約国であったとしたら当該主張が同法に基づいて有効であった限りにおいて、適法であり、かつ、常に適法であったとみなさなければならない。
- (3) (2)の如何なる規定も、2010年3月30日前に裁判所において開始された手続の対象である出願による優先権の主張に影響を及ぼすものではない。

特許及び特許出願に関する経過規定

第253条 特許に関する経過規定の概要

- (1) 本法第3部の施行以降の、特許に関する経過規定の一般的仕組及び効力は次のとおりである。

- (a) 本法は、1953 年特許法に基づいて付与された特許に適用される(ただし、特許は、現行の主要な日付、存続期間及び取消理由を維持する)。
 - (b) 1953 年特許法に基づいてなされた特許出願は、引き続き同法に基づいて処理されるが、完全明細書が施行以後に提出された場合はこの限りでない。この場合、完全明細書は本法に基づいてのみ提出することができ、かつ、本法が当該特許出願に適用される。
 - (c) PCT 出願は、
 - (i) 出願人が施行前に特許協力条約第 22 条(1)又は第 39 条(1)(a)に基づく出願人の義務を果たした場合は引き続き 1953 年特許法に基づいて処理され、かつ、
 - (ii) 出願人がその時まで前記の義務を果たさなかった場合は、本法に基づいて処理されなければならない。
 - (d) 日付を実際より遅らせた出願及び分割出願に関しては、特別の経過規定がある。
- (2) 本条は、特許に関する経過規定の一般的仕組及び効力のみについての手引である。

第 254 条 1953 年特許法に基づいて付与された特許に関する経過規定

- (1) 本法は、1953 年特許法に基づいて承認された特許に、それが本法に基づいて承認されたものとして適用される。
- (2) ただし、
 - (a) 当該特許は、その最初の特許出願の出願日、特許日(完全明細書の提出日である)、優先日、受理された完全明細書の公告の日、特許が付与された日及び 1953 年特許法に基づいて次の更新料の期限が到来した日を維持し、
 - (b) 当該特許はその現行の存続期間を維持し、
 - (c) (本条施行後の)次の更新料は 1953 年特許法に従って期限が到来する時に納付しなければならないが、その期日の後、更新料は、本法に従って期限が到来し、
 - (d) 第 95 条に基づく特許出願及び完全明細書の再審査に当たって、再審査請求書において記述することができ、かつ、長官が検討し報告することができる理由は、(本法第 114 条にいう理由ではなく)1953 年特許法第 41 条(1)にいう理由であり、
 - (e) 長官及び裁判所は、1953 年特許法第 41 条(1)又は(3)に定める理由に基づいてのみ本法に基づいて特許を取り消すことができ、かつ、それらの理由は、(本法第 114 条の理由ではなく)特許侵害手続における防御の理由として利用可能であり、
 - (f) 第 146 条は適用されず、かつ、
 - (g) 1953 年特許法第 44 条に基づく既存の特許の裏書に関して、
 - (i) 第 247 条の廃止は裏書に影響を及ぼさず、かつ、
 - (ii) 1953 年特許法第 44 条及び第 45 条は、裏書の目的で、第 247 条から第 249 条までが有効でないものとして引き続き特許に適用される(従って、更新料は、特許がそのように裏書されている間、本来ならば本法に基づいて納付すべき手数料の半額に維持される)。

第 255 条 1953 年特許法に基づいてなされた特許出願は同法に基づいて継続する

- (1) 1953 年特許法(並びにそれに基づく規則、命令、指示及びその他の事項)は、次に掲げる事項の目的で、第 247 条から第 249 条までは有効でないものとして引き続き適用される。
- (a) 本法第 3 部の施行前に前記の法に基づいて行われた特許出願
- (b) 前記の出願に関する申請、請求、通知又はその他の手続の提起及び完了(本法第 3 部の施

行の前後何れに開始されたかを問わない)

(2) その他の法令における 1953 年特許法の廃止された規定(又は同法に基づいて制定された規則の取り消された規定)への言及は、(1)の適用上、当該言及が本法により廃止又は修正されなかったものとして引き続き適用される。

(3) 第 254 条は、前記の出願に関して 1953 年特許法に基づいて付与された何れの特許にも適用される。

(4) 本条は、第 256 条、第 257 条及び第 259 条に従うことを条件とする。

第 256 条 1953 年特許法は完全明細書が後に提出されたときは適用を停止する

(1) 第 255 条に拘らず、

(a) 本法第 3 部の施行以後は、完全明細書を 1953 年特許法に基づいて提出することはできず(ただし、第 258 条が完全明細書に適用されるときはこの限りでない)、

(b) その代わりに完全明細書は本法に従わなければならない、かつ、本法に基づいて提出されなければならない、かつ、

(c) 本法は、完全明細書が提出された日以後、当該特許出願(及びそれに関する申請、請求、通知又はその他の手続)に関しそれが本法(優先日に関することを含む)に基づいて行われたものとして適用される。

(2) (1)は、完全明細書が次に掲げる理由の 1 又はその他の何れかの理由のために提出されたか否かに拘らず、

(a) 前記の施行前に仮明細書のみが提出されたこと

(b) 原完全明細書が(前記の施行の前か後かに拘らず)1953 年特許法第 9 条(4)に基づく仮明細書として扱われるよう指示されたこと

(3) ある完全明細書が、同族であるか又は 1 件が他の変形である 2 件以上の特許出願について提出された場合は、本条がこれら 2 件以上の特許出願に適用される。

第 257 条 1953 年特許法に基づく特許出願の日付が実際より遅らされている場合は本法が適用される

1953 年特許法に基づいてなされた特許出願の日付が本法第 3 部の施行以後の日に遅らされていた場合は、当該特許出願は本法に基づいてなされたものとして本法が当該特許出願に適用される。

第 258 条 施行前の日付の分割出願には 1953 年特許法が適用される

(1) 本条は、本法第 3 部の施行以後になされた最近の特許出願(及び同時に提出された完全明細書)に適用されるが、ただし、次の場合に限る。

(a) 当該最近の特許出願が、第 255 条又は第 259 条に基づいて 1953 年特許法が適用される特許出願の主題の何れかの部分に関してなされたものであり、かつ、

(b) 当該最近の特許出願が、前記の施行前の日付を付与されている場合

(2) 前記の最近の特許出願は、1953 年特許法に基づいて行われた特許出願として扱われなければならない(かつ、第 255 条がそれに適用される)、かつ、前記の完全明細書は前記の最近の特許出願に付与された日に提出されたものとして扱われなければならない。

第 259 条 PCT 出願に適用される法律

(1) 1953 年特許法(並びにそれに基づく規則、命令、指示及びその他の事項)は、次に掲げるものの目的上、第 247 条から第 249 条が効力を有さないものとして、引き続き適用される。

(a) 本条第 3 部の施行前に出願人が特許協力条約第 22 条(1)又は第 39 条(1)(a)に基づく出願人の義務を果たした場合は、PCT 出願

(b) 前記の出願に関する申請、請求、通知又はその他の手続の提起及び完了(本法第 3 部の施行の前後何れに開始されたかに拘らない)

(2) その他の法令における 1953 年特許法の廃止された規定(又は同法に基づいて制定された規則の取り消された規定)への言及は、(1)の適用上、当該言及が本法により廃止又は修正されなかったものとして引き続き適用される。

(3) 第 254 条は、前記の出願に関して 1953 年特許法に基づいて付与された特許に適用される。

(4) ただし、出願人が第 3 部の施行前に前記の義務を果たさなかった場合は、本法が PCT 出願に適用される。

その他の申請、通知及び請求に係る経過規定

第 260 条 その他の申請、通知及び請求に係る経過規定

(1) 1953 年特許法(並びにそれに基づいてなされた規則、命令、指示及びその他の事項)は、第 3 部の施行前に、長官若しくは裁判所が受領した申請、通知若しくは請求を完了するか又は開始されたその他の手続を完了する目的上、第 247 条から第 249 条までが効力を有さないものとして引き続き適用される。

(2) (1)は、第 255 条から第 259 条までの何れかが適用される特許出願又は特許出願に関する申請、通知、請求若しくはその他の手続には適用されない。

(3) 本条に基づいて 1953 年特許法が申請、通知又は請求に引き続き適用される場合は、その他の法令中の 1953 年特許法の廃止された規定(又は同法に基づいて制定された規則の廃止された規定)への言及は、当該言及が本法により廃止又は修正されなかったものとして引き続き前記の目的上適用される。

実施時に効力を有した事項に係る経過規定

第 261 条 新法への移行時に効力を有している命令、指示及びその他の事項に係る経過規定

(1) 1953 年の廃止された規定に基づいてなされた命令、指示又はその他の事項であって(3)に基づいてその移行が効力を生じる直前に効力を有しているものは、かかる措置が本法の規定であって次に掲げるところに該当するものに基づいてなされたものとして、引き続き効力を有する。

(a) 変更の有無に拘らず、かかる措置の根拠となった 1953 年特許法の規定に取って代わるか又は相応し、かつ、

(b) かかる措置の根拠になり得るもの

(2) 前記の命令、指示又はその他の事項は、かかる措置の根拠となった 1953 年特許法の規定に取って代わるか又は相応する本法の規定に基づいてなされたものとして、修正又は廃止す

ることができる。

(3) 命令、指示又はその他の事項の移行は、本条の適用上、次に掲げる何れか後の時に効力を生じる。

(a) 前記の命令、指示又はその他の事項の根拠になる規定の廃止時

(b) 本部又は第 245 条に基づいて制定された規則において、前記の命令、指示又はその他の事項はこれらの根拠となった規定の廃止後も引き続き適用される旨を規定する場合は、これらがそのように適用されなくなった時

特許登録簿に係る経過規定

第 262 条 特許登録簿に係る経過規定

1953 年特許法第 83 条に基づいて保管される特許登録簿は、本法第 194 条に基づいて保管される特許登録簿として引き続き効力を有する。

違法行為及び侵害に係る経過規定

第 263 条 違法行為及び侵害に係る経過規定

1953 年特許法（並びにそれに基づく規則、命令及びその他の事項）は、次に掲げるものの目的上、（第 247 条から第 249 条までが効力を有さないものとして）引き続き適用される。

(a) 本条の施行前に犯された違法行為又は侵害を調査すること

(b) 本条の施行前に犯された違法行為又は侵害に係る手続を開始すること又は完了すること

(c) 本条の施行前に犯された違法行為又は侵害に関して罰金を課すること又は救済若しくはその他の是正措置を与えること

法定言及に関する経過規定

第 264 条 相応する事項への法定言及に関する経過規定

規則に規定されている場合は、本法（又は本法において定義された用語若しくはその他の事項）への特定の言及は、1953 年特許法（又は 1953 年特許法中の相応する若しくは置き換えられた特定の用語若しくは事項）を含む（たとえば、規則において、第 8 条(2)中の他の特許出願への言及は、その条に基づいて先行技術ベースを決定する目的で、1953 年特許法に基づいてなされた特許出願を含む旨を定める可能性がある）。

第 265 条 廃止された長官、公報又は特許庁への言及に関する経過規定

廃止され又は取り消されたが、本章に基づいて何れかの事項に引き続き適用される規定中の長官、公報又は特許庁への言及は、（場合に応じて）本法に基づく長官若しくは公報への又は IPONZ への言及と読み替えなければならない。

長官及び長官補に係る経過規定

第 266 条 長官及び長官補の経過的任命

(1) 1953 年特許法に基づいて長官及び長官補としての職を務める者は、本副段落の施行時に本法に基づいて長官及び長官補として任命されたものとして扱われる（かつ、両職を兼務することができる）。

(2) 1953 年意匠法に基づいて長官及び長官補としての職を務める者は、同法第 3 条及び第 4 条の廃止及び置き換えに拘らず、引き続きそれらの職を務める。

第 6 部 特許弁護士に関する、オーストラリアとの共同登録制度

予備的規定

第 268 条 本部の目的

本部の目的は、協定に従って共同登録制度に効力を与えることにより、特許弁護士業務に関する規定を制定することにある。

第 269 条 本部に係る解釈

(1) 本部では、文脈が別段の要求をしている場合を除き、次の意味を有するものとする。

上訴審判所は、行政上訴審判所法 1975 年(オーストラリア)第 5 条によって設置された行政上訴審判所を意味する。

協定は、2013 年 3 月に調印され、第 272 条(2)に基づいて長官によって公告された、オーストラリア政府とニュージーランド政府との間での、特許弁護士のトランス・タスマン(Trans-Tasman)規則に関する協定を意味する。

オーストラリア特許法は、(2015 年知的財産諸法改正法附則第 4 によって改正された)1990 年特許法(オーストラリア)を意味する。

委員会は、オーストラリア特許法第 227A 条によるトランス・タスマン IP 弁護士委員会として存続している機関を意味する。

行動準則は下記事項を意味する。

(a) 準則であって、オーストラリア特許法及び商標法 1995 年(オーストラリア)に基づき、特許・商標弁護士に関する専門的職業基準委員会(オーストラリア)によって作成された特許・商標弁護士に関する行動準則 2013 年として知られているもの、又は

(b) 共同登録制度に基づいて、上記委員会によって発行された、その準則に代わるもの又はそれに続く準則がある場合には、その準則

会社は、会社法 1993 年の意味での会社を意味する。

指定管理官は、オーストラリア特許法第 200A 条におけるのと同じ意味を有する。

懲戒審判所は、特許規則 1991 年(オーストラリア)の規則 20.61 によって設置され、トランス・タスマン IP 懲戒審判所として知られている審判所を意味する。

法人法律事務所は、法律家・不動産譲渡弁護士法 2006 年の第 6 条におけるのと同じ意味を有する。

法人特許弁護士は、特許弁護士として登録されている会社を意味する。

共同登録制度は、特許弁護士がオーストラリア及びニュージーランドにおいて登録し、その職務を行うことに関する共同制度を意味し、その制度は、次に掲げるものによって構成されるものとする。

(a) オーストラリア特許法第 20 章第 1 部及びその部のために作成される規則、

(b) この部、

(c) オーストラリア又はニュージーランドの議会による上記以外の法律及びそれに基づく規則であって、協定に効力を与えるもの、及び

(d) 協定

法律家は、法律家・不動産譲渡弁護士法 2006 年第 6 条におけるのと同じ意味を有する。

有限パートナーシップは、有限パートナーシップ法 2008 年第 51 条に基づいて登録された有限パートナーシップを意味する。

通常はニュージーランドに居住している者は、第 270 条において与えられている意味を有する。

特許弁護士又は弁護士は、下記条件に該当する個人又は会社を意味する。

- (a) ニュージーランド若しくはオーストラリア又はその両国で事業を行っていること、及び
- (b) 特許弁護士としての業務を引き受けていること。

特許弁護士取締役は、法人特許弁護士に関し、登録特許弁護士である同時に、その法人の取締役を務めている者を意味する。

特許弁護士業務は、営利活動として、オーストラリア若しくはニュージーランド又はその両国において下記の業務を引き受けることを意味する。

- (a) 他人のために、オーストラリア若しくはニュージーランド又はそれ以外の国において特許を申請又は取得すること
- (b) 他人のために、オーストラリア若しくはニュージーランド又はそれ以外の国の特許法のための明細書又は書類を作成又は修正すること、及び
- (c) 特許の有効性又はその侵害に関し、助言(科学的又は技術的性質のものを除く)をすること

特許弁護士業務を提供するということは、それに対応する意味を有する。

専門家としての不適切行為は、下記行為を意味する。

- (a) 能力及び勤勉についての合理的基準に著しく又は継続的に欠けている、専門家としての不満足な行為、
- (b) 弁護士としての実務又はそれ以外の形で生じるか否かに拘わらず、上記以外の行為であって、その行為が、その弁護士が良好な名声、誠実及び性格を有していないことを示すもの、又は
- (c) 共同登録制度によって職業的不適切行為と宣言される、法律違反

登録特許弁護士は、共同登録制度に基づいて特許弁護士として登録されている個人又は会社を意味する。

専門的職業人の不満足行為は、登録特許弁護士の実務に関し、公衆の一員が弁護士に期待する権利を有する能力、勤勉及び態度に欠けている行為を含む。

- (2) 用語であって、本部において使用されているが、定義されておらず、共同登録制度において定義されているものは、前記制度において与えられている意味を有する。
- (3) 本部における又は本部に基づいて作成された規則における、廃止されたオーストラリア制定法に関する言及は、改正して又は改正することなく、廃止されたオーストラリア制定法に代替するか又は対応するオーストラリア制定法に対する言及である。
- (4) (3)は、解釈法 1999 年の第 22 条を制限しない。

第 270 条 通常はニュージーランドに居住している者の意味

(1) 本部の適用上、個人が次に掲げる条件に合致している場合には、同人は、通常はニュージーランドに居住している者とみなされる。

- (a) その個人がニュージーランドに家庭を有していること、又は
- (b) ニュージーランドが、同人が一時的にニュージーランドから不在になることがあるとし

ても、その恒久的住居の属する国であること

(2) しかしながら、個人が特別な又は一時的な理由のみでニュージーランドに居住している場合には、同人は通常はニュージーランドに居住している者とはみなさない。

共同登録制度をニュージーランドにおいて適用する

第 271 条 特許弁護士は共同登録制度に従わなければならない

(1) 特許弁護士業務を提供する者は、共同登録制度に基づいて登録されなければならない、また、その制度に従わなければならない。

(2) (1)を制限しないが、通常はニュージーランドに居住している者に対し、下記規定を適用する。

(a) 人は、登録特許弁護士である場合を除き、特許弁護士業務を提供することができない；

(b) 会社は、それが法人特許弁護士である場合には、特許弁護士業務を提供することができる；

(c) パートナシップであって、有限パートナーシップでないものは、当該パートナーシップの少なくとも 1 の構成員が登録特許弁護士である場合には、特許弁護士業務を提供することができる；

(d) 有限パートナーシップは、特許弁護士業務を提供することができない；

(e) 共同登録制度は通常はニュージーランドに居住している者に適用され、当該人は、同制度に基づく特許弁護士としての登録を受けることができる；

(f) 登録特許弁護士は、委員会が何れかの登録特許弁護士に対する手続を開始するか否かを調査中である場合は、同委員会からの情報請求に協力しなければならない；

(g) 通常はニュージーランドに居住している者のニュージーランドにおける行為又は不作為は、共同登録制度の適用上、それらがオーストラリアにおいてされた場合と同じ効果を持つ；

(h) 通常はニュージーランドに居住している者の特許弁護士としての登録がオーストラリア特許法に基づいて停止又は取り消される場合には、本部の適用上、当該人の登録は、(事情に応じ)停止又は取り消される；及び

(i) 通常はニュージーランドに居住している者は、共同登録制度に定められている手数料を指定管理官に支払わなければならない。

第 272 条 長官は、共同登録制度に関する情報を提供しなければならない

(1) 長官は、長官よって又は長官のために維持されているインターネット・サイトに共同登録制度に関する情報を提供しなければならない。その情報には、下記事項を含む。

(a) 指定管理官の役割(登録要件及び手続を含む)

(b) 委員会の役割(行動準則を含む)

(c) 専門的職業人としての不適格行為及び専門的職業人としての不満足行為から生じる帰結

(d) ニュージーランドにいる者がニュージーランドでの登録特許弁護士に関して委員会に不服を申し立てることを可能にする方法

(e) 懲戒審判所の役割と決定

(f) トランス・タスマン訴訟法 2010 年、証拠法 2006 年及びトランス・タスマン訴訟法 2010 年(オーストラリア)の共同登録制度に対する適用の方法

- (g) 上訴審判所の役割
- (h) 行政的決定(司法的再審査)法 1977 年(オーストラリア)の適用
- (2) 長官によって又は長官のために維持されているインターネット・サイト上に、協定の文面を公表しなければならない、また、共同登録制度を構成する法律及び規則についてのインターネット・リンクを公示しなければならない。

第 273 条 法律家・不動産譲渡弁護士法 2006 年とのインターフェイス

- (1) 第 271 条は、法律家が下記行為を行うことを禁止しない。
 - (a) 法的サービスを提供すること
 - (b) 特許法 2013 年に基づく訴訟に参加すること、ただし、同人が本部施行前に、そのようにする権限を有していたことを条件とする。
- (2) しかしながら、本条は第 277 条(1)及び第 279 条を制限しない。

違法行為及び刑罰

第 274 条 違法行為：無登録者が特許弁護士としての実務を行うこと

個人

- (1) 個人が下記事情に該当する場合は、当該人は違法行為を実行しているのであり、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。
 - (a) 当該個人が特許弁護士としての事業、実務又は行為を行っており、かつ、
 - (b) 当該個人が登録特許弁護士又は法律家でないこと
- (2) 個人が下記事情に該当する場合は、当該人は違法行為を実行しているのであり、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。
 - (a) 当該個人が自己を特許弁護士又は特許を取得するための代理人として説明若しくは表示し又はそのように説明若しくは表示されることを許容しており、かつ、
 - (b) 当該個人が登録特許弁護士でないこと

会社

- (3) 会社が下記事情に該当する場合は、当該会社は違法行為を実行しているのであり、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。
 - (a) 当該会社が特許弁護士としての事業、実務又は行為を行っており、かつ、
 - (b) 当該会社が登録特許弁護士又は法人法律事務所でないこと
- (4) 会社が下記事情に該当する場合は、当該会社は違法行為を実行しているのであり、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。
 - (a) 当該会社が自己を特許弁護士又は特許を取得するための代理人として説明若しくは表示し又はそのように説明若しくは表示されることを許容しており、かつ、
 - (b) 当該会社が登録特許弁護士又は法人法律事務所でないこと

パートナーシップであって、有限パートナーシップでないもの

- (5) パートナーシップ内のパートナーが下記事情に該当するときは、当該パートナーは違法行為を実行しているのであり、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。
 - (a) 当該パートナーが特許弁護士としての事業、実務又は行為を行い、かつ、
 - (b) パートナーシップ内の何れのパートナーも登録特許弁護士又は法律家でないこと

(6) 下記事情に該当する場合は、パートナーシップのパートナーは違法行為を実行しているものであり、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

(a) 当該パートナーがそのパートナーシップを、特許代理人又は特許取得のための代理人として説明若しくは表示する、又は、そのように説明され若しくは表示されることを許容し、かつ、

(b) そのパートナーシップにおける何れのパートナーも登録特許弁護士又は法律家でないこと

有限パートナーシップ

(7) 有限パートナーシップが特許弁護士としての事業、実務又は行為を行う場合は、当該有限パートナーシップは違法行為を実行しているものであり、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

(8) 有限パートナーシップが自己を特許弁護士又は特許を取得するための代理人として説明若しくは表示し、又はそのように説明若しくは表示されることを許容する場合には、当該有限パートナーシップは違法行為を実行しているものであり、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

解釈

(9) 本部の適用上、人がニュージーランドにおいて特許業務を行うか又は行うことを引き受ける場合、かつ、その場合に限り、当該人は、特許弁護士として事業を行い、実務を実行し又は行為をしていると考えられるものとする。

(10) 本部においては、特許業務は、営利を目的として他人のために行われる、下記事項の 1 又は 2 以上を意味する。

(a) ニュージーランド又はそれ以外の所で、特許を出願又は取得すること

(b) 明細書、又は本法若しくは他国の特許法のためのそれ以外の書類を作成すること

(c) 助言(科学的又は技術的内容以外のもの)を与えること。

第 275 条 法律上の代表者及び従業者に関する除外事項

除外事項：死亡した特許弁護士の法律上の代表者

(1) 第 274 条(1)、(3)及び(5)は、死亡した登録特許弁護士に係る事業に関しては適用しないが、その事業が下記事情に該当していることを条件とする。

(a) 特許代理人の死亡後 3 年以内又は裁判所が許可する追加の期間内に、死亡した登録特許弁護士の法律上の代表者によって営まれており、かつ、

(b) 当該法律上の代理人の代表として、投獄特許弁護士によって運営されていること

除外事項：従業者

(2) 第 274 条(1)及び(2)は、被用者である人によって行われた事項に関しては適用しないが、ただし、下記の目的で行われていることを条件とする。

(a) その従業者のために、又は

(b) 当該人の雇用者が、関係会社グループの 1 構成会社であり、同グループの他の構成会社のために。

(3) 第 274 条(3)及び(4)は、関連会社グループの中の 1 会社が、同グループ内の他の会社のために行った事項には適用しない。

証拠提出責任

(4) 被告は、本条に依拠するためには、本条に記載されている問題が存在している又は存在していないことを示唆する合理的可能性の証拠を提出するか又は指摘しなければならない。

会社が他の会社に関連しているか否かという問題

(5) 本条においては、関連会社グループは、1 群の会社であって、会社法 1993 年第 2 条(3)の意味で、1 の会社及びその関連会社を構成しているものを意味する。

第 276 条 法人特許弁護士は特許弁護士取締役を有していなければならない

違法行為：特許代理人取締役の欠如を報告しないこと

(1) 法人特許弁護士が下記条件に該当しているときは、その法人特許弁護士は違法行為を実行しており、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

- (a) 特許弁護士取締役を有していないこと、及び
- (b) その事実を、7 日以内に指定管理官に通知しないこと

特許弁護士取締役なしでの、7 日より後での行為

(2) 法人特許弁護士が下記条件に該当しているときは、その法人特許弁護士は違法行為を実行しており、有罪決定により、\$ 30,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

- (a) 特許弁護士取締役を有していないこと、
- (b) その前の 7 日間に、特許弁護士取締役を有していなかったこと、
- (c) 特許弁護士としての事業、実務又は行為を行うこと

第 277 条 法律家によって作成される書類

(1) 法律家は明細書、又は明細書の修正に関する書類を作成すること(又は、当該法律家が行う行為する権利を有する旨の意思表示をすること又は他人がそのような表示をするのを許容すること)をしてはならない。ただし、その弁護士が下記条件に該当しているときを除く。

- (a) 同人も登録特許弁護士であること、
- (b) 登録特許弁護士の指示に基づいて行動していること、又は
- (c) ニュージーランドその他の裁判所によりそのように行為することを命令されていること。

(2) (1)の規定に違反する者は、違法行為を実行しており、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

第 278 条 パートナーシップの構成員によって作成される書類

(1) (有限パートナーシップでない)パートナーシップのパートナーは、下記事情に該当するときを除き、明細書又は明細書の修正に関する書類を作成してはならない。

- (a) 当該人が登録特許弁護士の指示又は監督の下で行為すること
- (b) その修正が第 89 条に基づく命令によって指示されていること

(2) 有限パートナーシップのパートナーであって、登録特許弁護士でない者は、明細書又は明細書の修正に関する書類を作成してはならない。

(3) (1)又は(2)に違反する者は、違法行為を実行しており、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

第 279 条 法人特許弁護士及び法人法律事務所によって作成される書類

- (a) 法人特許弁護士又は法人法律事務所の従業者又は構成員が明細書又は明細書の修正に関する書類を作成し、
- (b) 当該の従業者又は構成員が登録特許弁護士でなく、かつ
- (c) その明細書又は書類が下記条件の下で作成されていないこと
- (i) 登録特許弁護士である個人の指示又は監督、又は
- (ii) 第 89 条に基づく命令による指令

第 280 条 特許弁護士事務所における業務への接遇

下記事情に該当する場合は、登録特許弁護士の行為は違法行為であり、有罪決定により、\$ 6,000 以下の罰金を支払う責任を負う。

- (a) 当該特許弁護士が、明細書又は本法のための他の書類が作成される事務所又は場所において、特許弁護士として実務を行い若しくは行為し又は実務を行う若しくは行為していると表示し、かつ、
- (b) そこには、登録特許弁護士であって、下記条件を満たしている者がいないこと
- (i) その場所において定期的に従事しており、かつ、
- (ii) その事務所又は場所に置いてなされる特許業務に継続的に従事していること

第 281 条 違法行為を起訴する文書の提出期間

刑事訴訟法 2011 年の第 25 条に異なる趣旨の規定があるとしても、本部に基づく違法行為に関しては、出訴期限は、その違法行為が実行された日から 5 年後に当たる日に終了する。

オーストラリアにおいて懲戒審判所及び上訴審判所が開催される場合に適用する規定

第 282 条 審判所がオーストラリアにおいて開催される場合に適用する規定

- (1) 本条の目的は、懲戒審判所及び上訴審判所に対し、通常はニュージーランドに居住している者に関する手続がオーストラリアにおいて行われることを可能にする権限を付与することである。
- (2) その適用上、懲戒審判所は、証拠法 2006 年の第 152 条に基づくオーストラリアの裁判所であると司法大臣によって宣言されているとみなす。
- (3) 懲戒審判所及び上訴審判所は、トランス・タスマン手続法第 2 部第 5 章が適用される審判所であることを宣言され、かつ、共同登録制度に基づいてされた決定を再審理する手続に関してされたこれらの審判所の全ての決定は、前記章が適用される命令であると宣言される。

ニュージーランドにおいて懲戒審判所が開催される場合に適用する規定

第 283 条 ニュージーランドにおいて懲戒審判所が開催される場合に適用する規定

- (1) 懲戒審判所は、通常はニュージーランドに居住している特許弁護士に係る当該審判所のニュージーランドにおける開催において、それがオーストラリアにおいて開催される場合と同様に、当該審判所の全ての権限を行使することができる。
- (2) (1)を制限するものではないが、オーストラリアにおける手続に関して適用される特許規

則 1991 年(オーストラリア)は、ニュージーランドにおいてその審判所が開催されたときの、その懲戒審判所の実務及び手続に適用する。

(3) (1)を制限するものではないが、懲戒審判所はニュージーランドにおけるその審判所の開催において、下記事項を行うことができる。

- (a) 審理又は審理の一部が非公開で行われるよう命じること
- (b) 如何なる者に対してであれ、同人にその審判所から退去するよう要求すること
- (c) 証拠又は当事者若しくは証人の名称に関する公表を禁止又は制限すること
- (4) (2)又は(3)は、下記事項に関しては適用しない。
 - (a) 何人かについての訴追であって、証人として実行された違法行為に関するもの
 - (b) 懲戒審判所によって与えられ、作成され、又は承認された判決、命令、差止命令、令状又は宣言の強制又は執行
- (5) (3)に基づいてされる決定は、ニュージーランドの最高裁判所の裁判官であって、その目的に関して、権限を有し、かつ、行使することができる者が実施することができる。この権限には、その命令がニュージーランドの最高裁判所の裁判官によってされた命令である場合と同様に、侮辱を罰する権限を含め、その決定を実施するために使用することができる権限を含む。

第 284 条 懲戒審判所による召喚状の発行

(1) 本条は懲戒審判所が、懲戒審判所所長が署名した書面による文書による召喚状であって、ニュージーランドにおける審判委員会の開催のために、ニュージーランドにいる者に対して審判所に出頭し、証言し、文書又は物品を提出することを要求するものを発行するときに適用する。

(2) 召喚状は、ニュージーランドにいる者に対して直接に、召喚を拒絶するためにすることができる方法に関する情報を含む、同人の権利及び義務を記載した陳述書を添付した、召喚状書面を引き渡すことによって、送達することができる。

(3) (1)による召喚状を送達された者に対しては、召喚状の送達時又は審理前の合理的な時期に、当該人が召喚状に従うことを可能にする手当、旅費又は証拠書類が提供されるか又は支払われていない限り、召喚状の遵守を強制することができない。

第 285 条 証人による召喚状の不遵守

(1) 本条は、懲戒審判所が、懲戒審判所の所長が署名した文言による文書をもって、証明書であって、そこに記名されている者が第 284 条(1)にいう召喚状に従わなかったことを記述するものを発行した場合に適用する。

(2) 最高裁判所は警察官に対し、前記の者を逮捕し、同裁判所に引き渡すことを要求する令状を発行することができる。

(3) 最高裁判所は前記の者が同裁判所に出頭したとき、\$ 1,000 以下の料金を科すことができる。ただし、立証責任は当該人の側にあるが、同裁判所が、召喚状の不遵守は免責されるべきと認めたときは、この限りでない。

(4) 召喚状の不遵守が免責されるべきか否かを決定するにあたっては、最高裁判所は下記事項を考慮することができる。

(a) 懲戒審判所の注意を喚起するために提出されることのなかった事項、ただし、最高裁判

所が下記条件を認める場合に限る。

- (i) それらの事項が懲戒審判所の注意を喚起するために提出されていたとすれば、懲戒審判所はその召喚状を破棄したであろうこと、及び
- (ii) 懲戒審判所の注意を喚起するためにそれらの事項を提起しなかったことは、召喚状に従わなかったと主張されている者の過失によるものではないこと又は免責されるべき者による不作為がその理由であったこと、
- (b) 召喚状が最高裁判所によって発行されていたとすれば、最高裁判所が考慮したであろう事項
- (5) 本条の適用上、(4)の規定に従うことを条件として、懲戒審判所による証明書であって、下記事項を記述するものは、そこに記載されている事項についての確定的証拠である。
 - (a) 召喚状が同審判所によって発行されたこと
 - (b) 証人が召喚状に従わなかったこと、
 - (c) 召喚状を撤回させるための審判所への申請に関してされた同審判所による決定又は命令若しくは事実認定。
- (6) (4)に従うことを条件として、召喚状を差し止めさせるための懲戒審判所に対する申請に関して、同審判所が行った事実認定については、召喚状を遵守しなかったと主張された者は不服を申し立てることができない。ただし、審判所がその事実認定をするときに、意図的に誤解させられていたときを除く。

第 286 条 手続に関するその他の規定

- (1) (2)の規定は、懲戒審判所がニュージーランドにおいて開催される場合に、下記の変更を付して適用する。
 - (a) オーストラリア連邦裁判所についての言及は、懲戒審判所に対する言及として処理しなければならない。
 - (b) 裁判所についての言及は、懲戒審判所に対する言及として処理しなければならない。
 - (c) 裁判所の裁判官についての言及は、懲戒審判所の構成員についての言及として処理しなければならない。
 - (d) オーストラリアの手続についての言及は、ニュージーランドでの懲戒審判所に対する手続についての言及として処理しなければならない。
- (2) 上述した規定は、最高法院法 1908 年の次に掲げる規定である。
 - (a) 第 56M 条(1) (a) 及び(2) (ニュージーランドにおいて宣誓をさせる権限)
 - (b) 第 56N 条(再審理の対象とすることができない命令)
 - (c) 第 56O 条(侮辱)
 - (d) 第 56Q 条(1), (2) (a), (3) (a) 及び(4) (a) (裁判官, 弁護士及び証人の特権及び免責)

雑則

第 287 条 領域および管轄権

- (1) 通常はニュージーランドに居住している登録特許弁護士は、懲戒審判所及び上訴審判所の管轄下にあり、その行動に関する、上記何れかの審判所の調査に協力しなければならない。
- (2) 本部は、ニュージーランド外の特許弁護士職の一部である人又は会社には適用しない。

ただし、

(a) 当該の人又は会社が

(i) オーストラリア又はニュージーランド外の国において居住しているか、設立されていること、又は

(ii) 特許弁護士業務を引き受けるための事業本部をオーストラリア又はニュージーランド外に有していること。及び

(b) 当該の人又は会社によって提供される特許弁護士業務は、ニュージーランド又はオーストラリア以外の特許法に関するものであること

第 288 条 書類及び顧客の財産に関する登録特許弁護士の権利

登録特許弁護士は顧客の書類及び財産に関し、該当する事情に応じ、法律家又は法人特許事務所と同一のリーエン(留置権/先取特権)を有する。

第 289 条 オーストラリア法に基づく調査

通常はニュージーランドに居住している、懲戒審判所の構成員は、情報自由法 1982 年(オーストラリア)又はプライバシー法 1968 年(オーストラリア)に基づいて行われる調査に協力しなければならない。

第 290 条 本部に基づく規則

総督は総督令によって、下記に掲げる目的の全て又は何れかに関する規則を制定することができる。

(a) 協定の実施にとって必要であるか又は望ましい事項を規定すること

(b) 本部に基づく違法行為に対する罰金を、犯罪法 1914 年(オーストラリア)第 4AA 条に基づく罰金単位額の変更後の、共同登録制度に基づいて適用される罰金に合致する金額まで増加又は減少させること

(c) 共同登録制度によって規定することを要求されている又は許容されている上記以外の事項について規定すること

(d) 本法によって予定されている上記以外の事項であって、その運営のために必要な又はそれに全面的な効力を与えるために必要な事項について規定すること